

川西市子ども・子育て計画 (素案)

川 西 市

目次

第1章 計画の策定にあたって

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 少子化対策及び子ども・子育て支援に関わる動向 | 2 |
| 3 | 計画の位置づけと期間 | 6 |
| 4 | 計画の策定体制 | 8 |
| 5 | 次世代育成支援対策行動計画の評価 | 9 |
| 6 | 子ども・子育て支援新制度の概要 | 11 |

第2章 川西市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 人口・世帯の状況 | 14 |
| 2 | 就業の状況 | 19 |
| 3 | 幼稚園・保育所等の状況 | 20 |
| 4 | 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析 | 26 |
| 5 | 各種データからみた課題 | 36 |

第3章 計画の基本的な考え方

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | 計画の基本理念 | 38 |
| 2 | 基本的な視点 | 39 |
| 3 | 基本目標 | 40 |
| 4 | 計画の体系 | 42 |

第4章 施策の展開

| | | |
|-------|--------------------|----|
| 基本目標Ⅰ | 親と子のいのちと健康を守る | 43 |
| 基本目標Ⅱ | 教育・保育・子育て支援サービスの充実 | 46 |
| 基本目標Ⅲ | 子どもたちを家庭・地域で健やかに育む | 55 |
| 基本目標Ⅳ | 子どもの権利と安全を守る | 63 |

第5章 事業計画

| | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 | 68 |
| 2 | 計画期間における人口推計 | 69 |
| 3 | 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方 | 70 |
| 4 | 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策 | 71 |
| 5 | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策 | 80 |
| 6 | 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 | 95 |

第6章 市立幼稚園と保育所のあり方

| | | |
|---|------------------------|-----|
| 1 | 市立幼稚園と保育所の現状 | 97 |
| 2 | 市立幼稚園と保育所の課題 | 101 |
| 3 | 市立幼稚園と保育所の役割等について | 103 |
| 4 | 市立幼稚園と保育所の課題への基本的な対応方針 | 104 |
| 5 | 市立幼稚園と保育所の一体化のめざすもの | 105 |
| 6 | 市立幼稚園と保育所の再編・一体化事業計画 | 106 |

第7章 計画の推進体制

| | | |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 全庁的な推進体制づくり | 107 |
| 2 | 関係機関・団体や企業等との連携と協働 | 107 |
| 3 | 計画内容の広報・啓発 | 107 |
| 4 | 進捗状況の定期的な検証と評価指標 | 108 |

資料編

| | |
|------|-----|
| 参考資料 | 109 |
|------|-----|

1 計画策定の趣旨

国においては、急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進展にともなう地域とのつながりの希薄化等、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

川西市（以下、「本市」という）においても、同法に基づき、平成17年3月に、「川西市次世代育成支援対策行動計画～げんきっ子かわにし夢プラン～（前期計画）」を策定し、これに続く後期計画を平成21年3月に策定しました。

引き続き少子化の進行、ならびに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭・学校、地域・職域、その他のあらゆる分野の構成員が相互に協力し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し『子ども・子育て支援新制度』が創設されました。

これにより市町村は子ども・子育て支援事業計画を定め、子ども・子育て支援給付及び、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされ、新制度は平成27年度からスタートすることとなりました。

本市においては、これまでも子ども・子育て家庭を取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進してきましたが、出生率は横ばいの傾向が続き、保育サービスにおいては待機児童がみられ、今後も一層の地域の子ども・子育て支援の充実、就学前教育・保育の質の向上や子どもが健やかに育成される環境の整備等が求められています。

本計画は、国の動向や本市の社会的背景に対応し「川西市次世代育成支援対策行動計画～げんきっ子かわにし夢プラン～（後期計画）」を引き継ぎながら、子ども・子育て支援新制度の理念や意義を踏まえ、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

2 少子化対策及び子ども・子育て支援に関わる動向

(1) 国の動向

【エンゼルプラン～子ども・子育て応援プラン】

国では少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降、様々な対策を実施してきました。

平成15年7月には、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や一定の事業主に行動計画の策定を義務づけるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。そして、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととしました。

【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針】

平成19年12月、一層少子高齢化が進行する現状から「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に進めることが必要不可欠とされました。

この実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。憲章では、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体等の関係者それぞれが果たすべき役割を掲げています。

【「新待機児童ゼロ作戦」の策定】

「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を踏まえ、平成20年2月「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしました。具体的施策として保育サービス量の拡充、家庭的保育事業の制度化と普及・促進、放課後児童クラブの推進、病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上等の取り組みを推進することとしました。

【5つの安心プラン「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」の策定】

平成20年7月、社会保障に関する5つの課題について緊急に講ずべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」として取りまとめました。その5つの課題の一つとして、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとしました。

【次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方】

社会保障審議会少子化対策特別部会において平成20年5月に取りまとめられた「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」に、我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、新制度体系がめざすものとして①すべての子どものすこやかな育ちの支援、②結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、③働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築、④次世代育成支援が『未来への投資』であるという視点を共有する必要があることを掲げています。そして、誰もが、どこに住んでいても必要なサービスを選択し利用できること、十分なサービス量の確保を通じて切れ目のない支援が行われるようにすることなどの基本的な考え方が取りまとめられました。

さらには平成22年1月に、少子化社会対策基本法に基づく大綱として「子ども・子育てビジョン」が策定され「社会全体で子育てを支える」、「希望がかなえられる」という基本的な考え方のもとに、3つの大切な姿勢とこれを踏まえた「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」が示されました。

【子ども・子育て関連3法の制定と子ども・子育て支援新制度の創設】

引き続き急速な少子化の進行ならびに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定し、同法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から実施されることとなりました。

【次世代育成支援対策推進法の延長】

平成27年3月までの時限法として制定された「次世代育成支援対策推進法」について、「子ども・子育て支援法」の附則第2条に、平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて措置を講じる旨の規定がされました。

これにより子どもが健やかに生まれ育成される環境をさらに充実させるため、平成26年4月、同法の有効期限が平成26年度から10年間延長され、平成36年度までとなりました。

(2) 兵庫県の動向

全国的に少子化が急速に進行する中、兵庫県では平成9年度に「すこやかひょうご子ども未来プラン」を策定し、家庭や子育てに夢をもつことができる社会をめざし少子対策に取り組んできました。その後、一層の取り組み強化に向け、平成17年8月に少子対策本部を設置、同年度末に「ひょうご子ども未来プラン」を策定し、総合的・先導的な少子対策を推進してきました。

しかし、女性人口の減少、結婚・子育てに対する若者の意識の変化、子育て中の親の孤立化や深刻な児童虐待等、子育てをめぐる環境は様々な課題に直面しており、これに対応し質の高い子育て支援環境づくりを強力に推進するため、平成22年3月「新ひょうご子ども未来プラン」を策定しました。これに基づき、地域団体・NPO、企業・隣域団体、大学、市町等と連携して、地域における少子対策・子育て支援に取り組んできました。

また、平成25年度からは「新ひょうご子ども未来プラン推進協議会」を改組して「兵庫県子ども・子育て会議」とし、子ども・子育て支援事業計画の策定等、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

(3) 川西市の動向

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「川西市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）～げんきっ子かわにし夢プラン～」を、平成22年3月にはこれを引き継ぐ後期計画を策定し、次代を担う子どもたちが夢を抱き、広げ続けていくために、一人ひとりの個性や自主性を尊重できる社会を実現していくことができるまちづくりをめざして次世代育成支援施策を推進しています。

一方、保育を巡る環境が大きく変化している中、平成21年11月に保育所の施設整備に重点を置いた「川西市保育所整備計画」を策定し、潜在的な保育需要への対応、とりわけ3歳未満の低年齢児の待機児童対策、市立保育所の建物の老朽化対策、保育所の適正配置等の課題に対応する施策を推進しています。

また、幼稚園に関しては平成20年4月に「川西市幼稚園教育振興計画」を策定し、幼児教育における幼稚園が果たすべき役割の重要性を捉え、私立幼稚園への支援策を講じることを含め、公立幼稚園の内容の充実による幼稚園教育振興の視点に立ち、基本目標として公立幼稚園と私立幼稚園の協調・連携による幼稚園教育の振興、公立幼稚園の教育環境の充実、公立幼稚園の活性化、を達成するための具体的施策を展開してきました。

3 計画の位置づけと期間

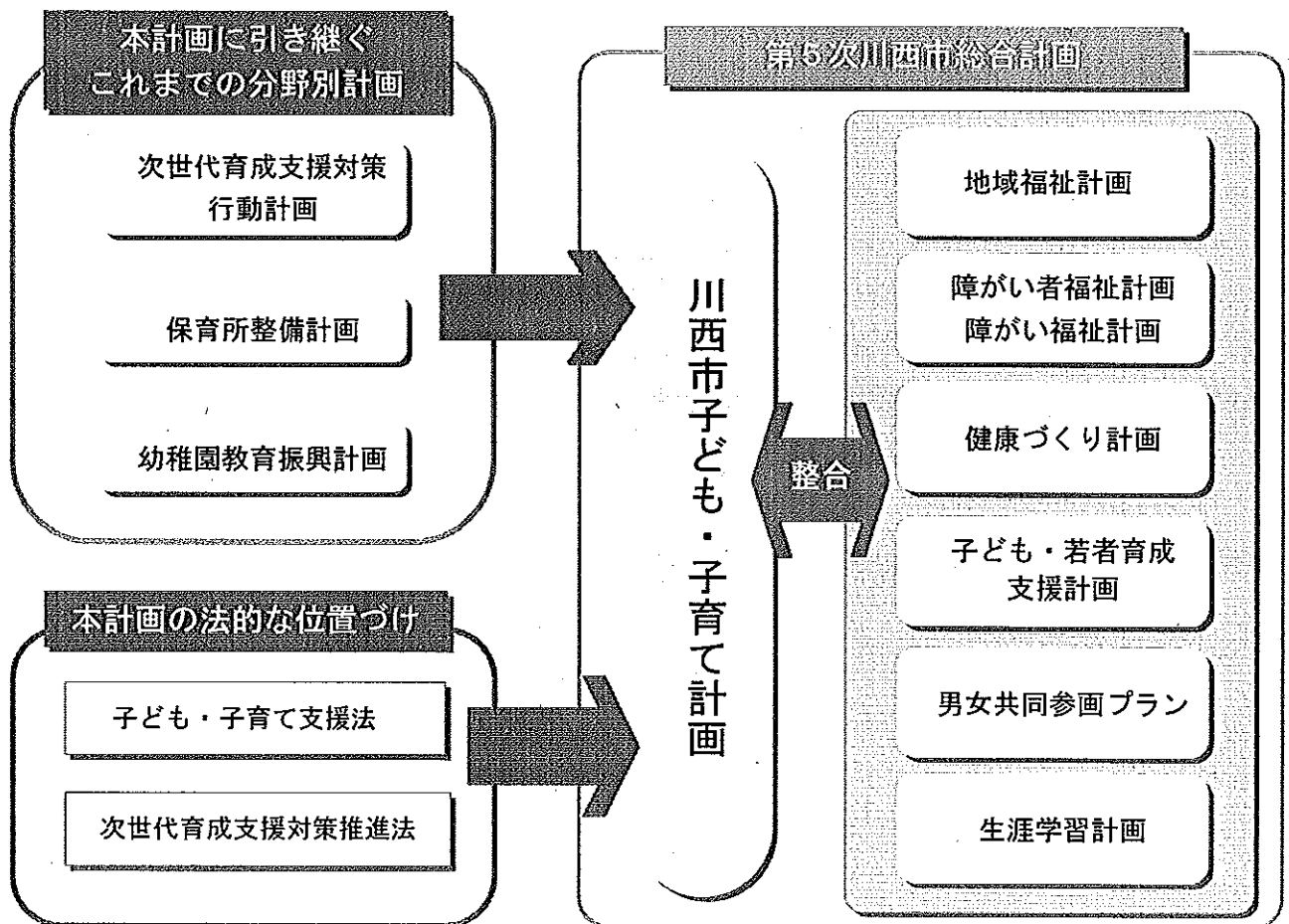
(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条、及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づき計画として策定し、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標等を明らかにし取り組みを推進するとともに、これからのまちづくりを担う次世代の健全な育成を図る計画として策定します。

また、これまで整合性を図りつつ個別に策定してきた「川西市次世代育成支援対策行動計画」「川西市保育所整備計画」「川西市幼稚園教育振興計画」の3つの計画を統合し、就学前児童の教育・保育、子育て家庭、児童の健全育成に関する施策を取りまとめ、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実をめざし、一体的に策定しています。

加えて、市の上位計画である第5次川西市総合計画「かわにし 幸せ ものがたり」の分野別計画として、本市の施策を総合的・一体的に進めるため、第4次川西市地域福祉計画はもとよりその他関連する計画とも整合性を保ちながら策定しています。

【 計画の位置づけ 】

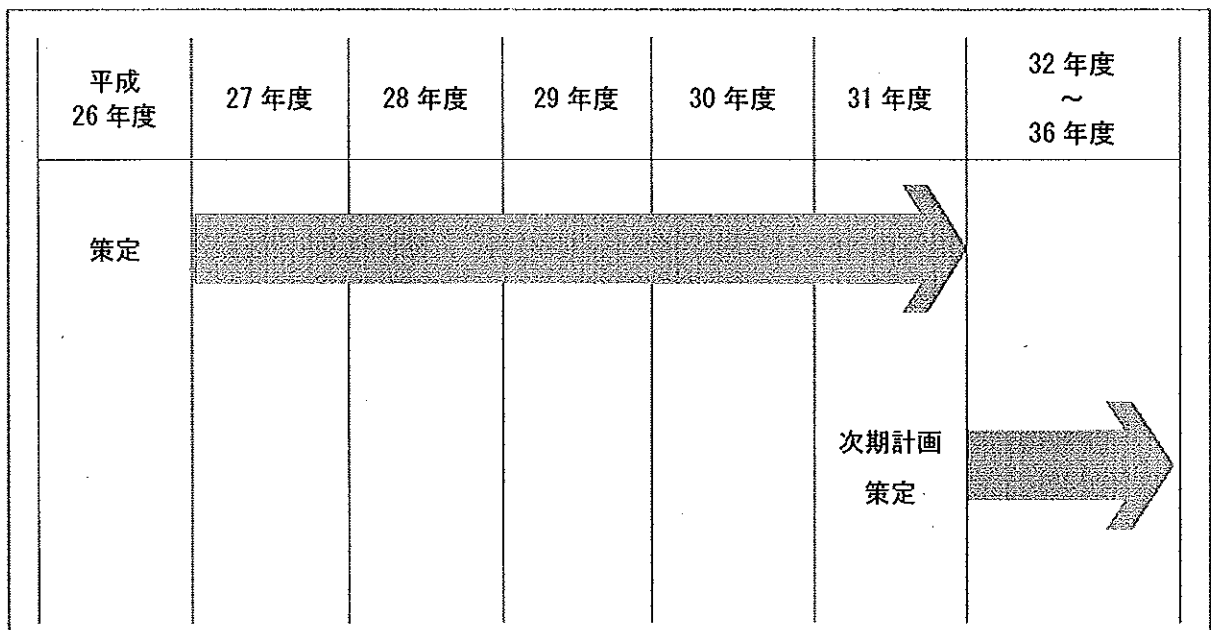


(2) 計画の期間

子ども・子育て支援法では、自治体は5年を1期とした事業計画を定めるものとしており、また、次世代育成支援対策推進法においても、自治体は5年を1期として行動計画を策定するものとしています。

これに基づいて、本計画は平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間として策定します。なお、計画を推進していく過程においては、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

【 計画の期間 】



4 計画の策定体制

(1) 「川西市子ども・子育て会議」の開催

計画の策定にあたっては、学識経験者、子どもの保護者、子育て支援事業従事者等により構成される「川西市子ども・子育て会議」において、本市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状や課題を調査し、計画内容について検討しました。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、教育・保育・地域の子育て支援への希望や安心して子育てができるまちづくりを推進するための意見や要望を把握するため、以下の2種類の調査を実施しました。

① 子育て支援に関するアンケート調査

調査目的：教育・保育、地域の子育て支援への具体的な利用希望の把握

調査地域：市内全域

調査対象：市内に居住する就学前児童（0歳から5歳）の保護者

標本数：3,000件

抽出方法：住民基本台帳登録者のうち、0歳から5歳の子どもを持つ保護者
3,000名を無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成25年10月8日～10月31日

回収状況：1,609件（有効回答率＝53.6％）

② 子育て支援に関するアンケート調査 追加調査

調査目的：安心して子育てができるまちづくりの推進に向けた意見や要望の把握

調査地域：市内全域

調査対象：市内に居住する0歳から小学校6年生の児童の保護者

標本数：1,500件

抽出方法：住民基本台帳登録者のうち、0歳から小学校6年生の子どもを持つ保護者
1,500名を無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成26年1月15日～1月31日

回収状況：786件（有効回答率＝52.4％）

5 次世代育成支援対策行動計画の評価

(1) 次世代育成支援対策行動計画

本市では「川西市次世代育成支援対策行動計画」（前期：平成 17 年度～平成 21 年度、後期：平成 22 年度～平成 26 年度）の計画の基本理念「子どもたちが夢を掲げ、子どもとおとなが育ち合うまちづくり」に基づいて、様々な施策を展開してきました。

また、学識経験者をはじめとした庁外関係機関・団体の代表等から構成される「川西市社会福祉審議会児童育成専門部会」を設置し、次世代育成支援に関する様々な事柄について検討・推進してきました。

「川西市次世代育成支援対策行動計画」は平成 26 年度で終了するものの、引き続き次世代育成支援対策を推進するとともに、新たな子ども・子育て支援の観点を盛り込むため、この評価結果について取りまとめました。

■ 次世代育成支援対策行動計画の評価・まとめ（平成 25 年度の進捗状況より）

平成 25 年度末の進捗状況では、全 183 事業のうち、平成 25 年度において目標値に達成しているものが 38 事業、平成 25 年度において目標を達成していないものが 40 事業、平成 26 年度の目標値の設定はないが、継続または推進している事業が 102 事業、計画期間中に事業が廃止（変更）になったものが 3 事業ありました。概ね 77%の事業が前進及び達成していますが、一部目標を達成してもまた目標値を下回るなど、その状況は確定的なものばかりではないため、目標値に達成した事業も含め、引き続き推進していく必要があります。

また、国指定特定事業（通常保育事業、延長保育事業、特定保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業）の目標事業量について、11 項目の指標の内、平成 25 年度末時点で目標値を達成しているものが 8 指標、推進中のものが 1 指標、未実施のものが 2 指標と、一定の成果が得られています。

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度に向けて、これまでの川西市次世代育成支援対策行動計画を引き継ぎ、市民のニーズに対応し、子どもの健やかな成長や誰もが安心して楽しみながら子育てできる環境を整備するため、達成事業のさらなる充実、未達成事業の推進を図っていく必要があります。

川西市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）国指定特定事業

【 平成 25 年度までの実績値と目標事業量 】

| 事業名 | 指標 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|-------------------------|---------------|------------|------------|---------------|---------------|---------------|--------|
| | | 計画策定時 | 実績値 | | | | |
| 通常保育事業 | 認可保育所定員数 | 1,170人 | 1,160人 | <u>1,510人</u> | <u>1,540人</u> | <u>1,554人</u> | 1,400人 |
| 延長保育事業 | 実施保育所数 | 15か所 | 14か所 | <u>18か所</u> | <u>18か所</u> | <u>19か所</u> | 17か所 |
| | 利用人数 | 282人 | 297人 | 270人 | 268人 | <u>456人</u> | 338人 |
| 特定保育事業 | 実施保育所数 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | <u>2か所</u> | <u>2か所</u> | 2か所 |
| 休日保育事業 | 実施保育所数 | <u>1か所</u> | <u>1か所</u> | <u>1か所</u> | <u>1か所</u> | <u>1か所</u> | 1か所 |
| 一時預かり事業 | 実施保育所数 | 5か所 | 5か所 | <u>9か所</u> | <u>11か所</u> | <u>11か所</u> | 8か所 |
| 病児・病後児 保育事業 | 設置箇所数 | 未設置 | 未設置 | 未設置 | 未設置 | 未設置 | 1か所 |
| | 年間延べ 利用児童数 | 未設置 | 未設置 | 未設置 | 未設置 | 未設置 | 300人 |
| 放課後児童 健全育成事業 | 登録児童数 | 672人 | 723人 | 682人 | 681人 | 702人 | 725人 |
| 地域子育て 支援拠点事業 | 設置箇所数 | 3か所 | <u>6か所</u> | <u>6か所</u> | <u>6か所</u> | <u>6か所</u> | 6か所 |
| ファミリー サポート センター事業 | 設置箇所数 | <u>1か所</u> | <u>1か所</u> | <u>1か所</u> | <u>1か所</u> | <u>1か所</u> | 1か所 |

※ 目標値を達成している実績値に下線を引いています。

- ・病児・病後児保育事業は、平成 26 年 6 月から病後児保育事業を 1 か所設置。
- ・放課後児童健全育成事業の、平成 26 年度の登録児童数は 759 人。

6 子ども・子育て支援新制度の概要

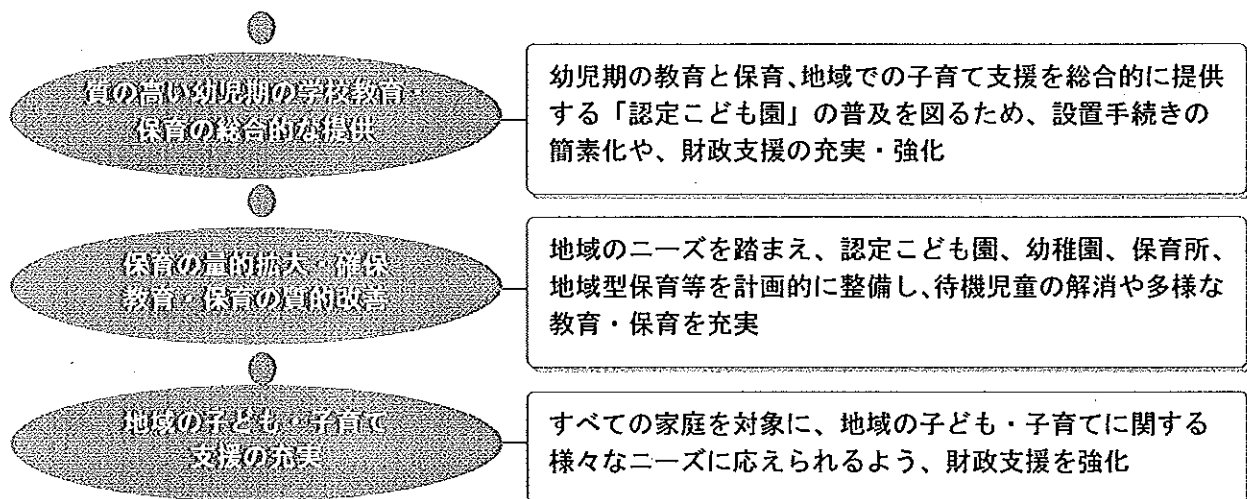
(1) 新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。

【 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の3つの法律をあわせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律（※1）
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）（※2）



※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

※2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

また、新制度の実施主体である市町村において、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、教育・保育の提供区域の設定、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等を記載することとされており、具体的な目標設定のうえ、子ども・子育て支援の推進を図ります。

(2) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に区分されます。

子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付

<施設型給付>

- ・認定こども園
- ・幼稚園（※1）
- ・認可保育所（※2）

<地域型保育給付>

- ・小規模保育事業（A・B・C型）
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

② 子どものための現金給付

- ・児童手当

※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続
※2 私立認可保育所は、現行通り、市町村が認可保育所に委託費を支払う仕組み

地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭を対象とする事業

- ① 利用者支援事業
- ② 時間外保育事業（延長保育）
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）（※）
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑧ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児・病後児保育事業
- ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）
- ⑬ 妊婦に対する健康診査

※ 新制度では、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）について、
・対象児童を小学6年生まで拡大
・資格を持つ指導員の配置による質の向上
・児童に適切な生活の場の確保を図るため、施設に必要な設備や面積等を定める
の3点の改善が図られます。

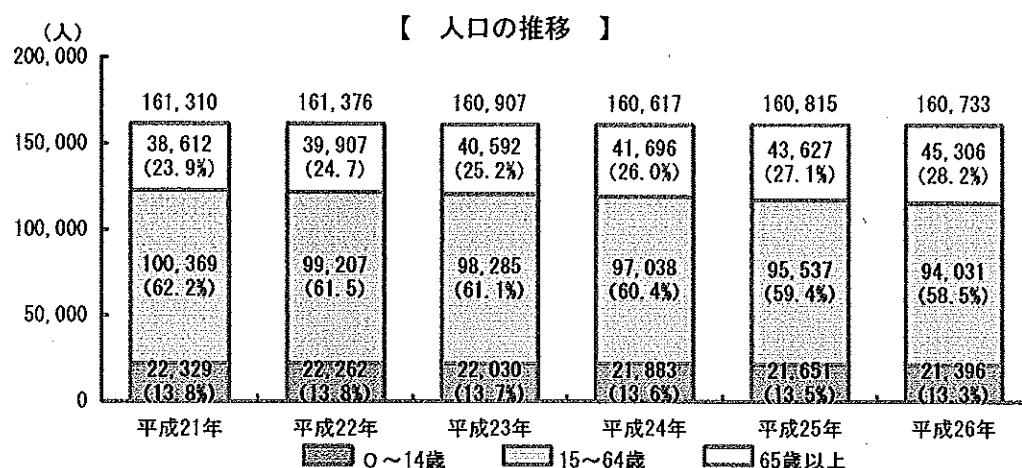
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

① 年齢別人口の推移

平成21年から平成26年の5年間で総人口は、ほぼ横ばいとなっています。

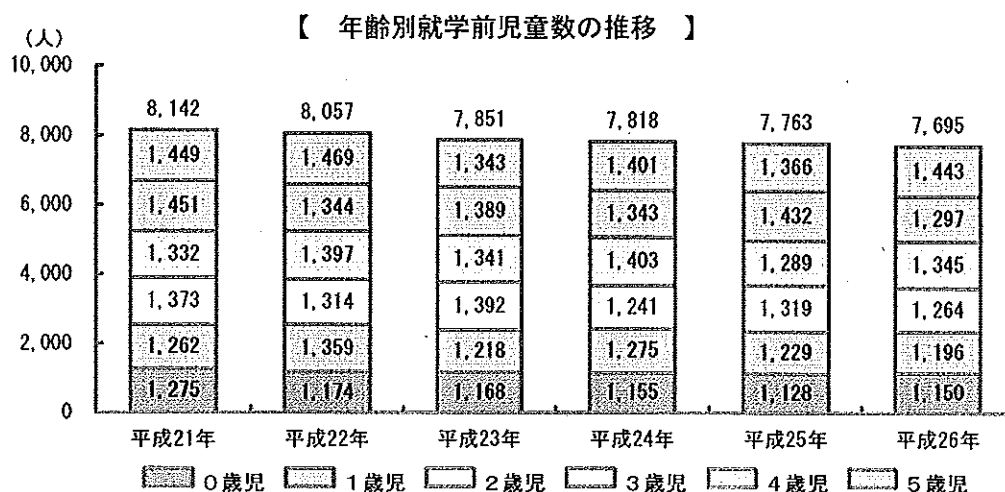
しかし、0～14歳、15～64歳の人口は緩やかに減少しており、特に15～64歳の人口は5年間で約6,300人減少しています。一方で65歳以上の人口は増加し続け、5年間で約6,700人増加しています。構成比をみると、65歳以上が占める割合は5年間で4.3ポイント上昇しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在 平成21年～平成24年は外国人登録人口を含む）

② 就学前児童数の推移

就学前児童数は緩やかに減少しており、平成21年から平成26年までの5年間で約450人減少しています。

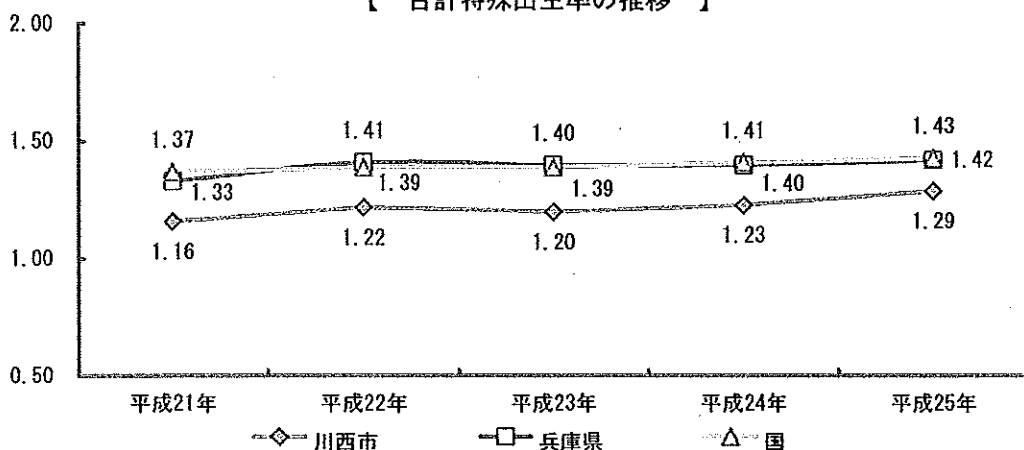


資料：住民基本台帳（各年3月末現在 平成21年～平成24年は外国人登録人口を含む）

(2) 出生の動向

本市における合計特殊出生率は、平成21年から平成25年までの4年間でやや上昇しています。しかし、国・県に比べて低い数値で推移しており、合計特殊出生率が上昇した平成25年においても、国・県が約1.4であるのに対し、川西市では1.29となっています。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：国、兵庫県は人口動態統計、川西市は庁内資料

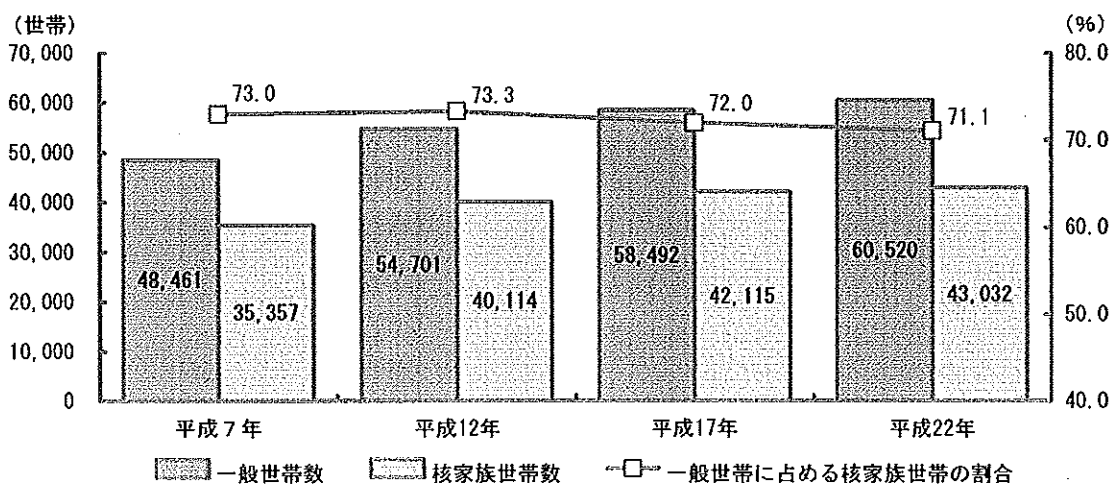
※ 合計特殊出生率・・・15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む平均の子ども数を表します。

(3) 世帯の状況

① 一般世帯の推移

本市の一般世帯数は増加傾向にあり、平成7年から平成22年の15年間で約12,000世帯増加しています。また、核家族世帯数も増加しており、平成7年から平成22年の15年間で約7,700世帯増加しています。ただし、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成12年以降緩やかに減少しています。

【 一般世帯・核家族世帯数等の推移 】

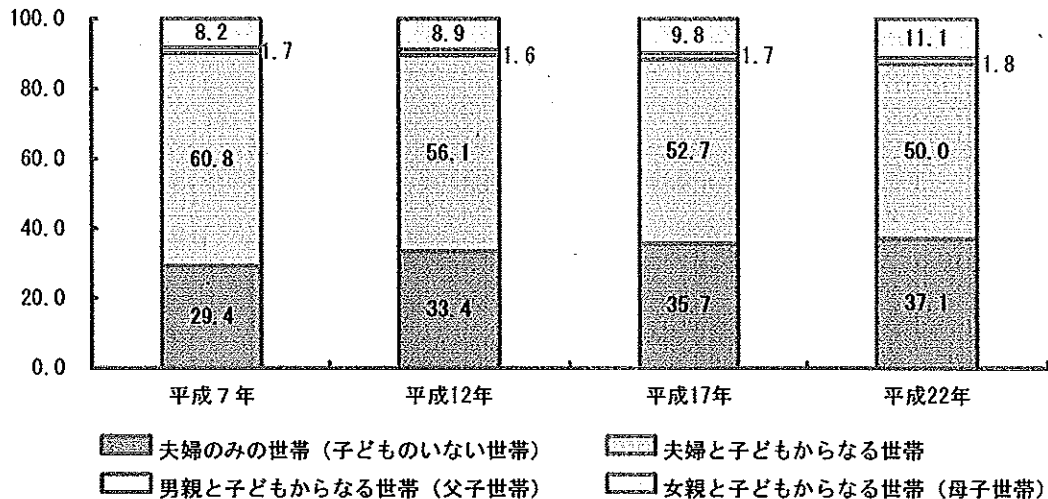


資料：国勢調査

② 核家族世帯の内訳の推移

夫婦のみの世帯（18歳未満の子どもいない世帯）の割合は増加しており、平成7年には3割未満だったのが、平成22年には4割弱となっています。また、緩やかではありますが、女親と子どもからなる世帯（母子世帯）も増加しています。

【 一般世帯・核家族世帯数等の推移 】



資料：国勢調査

(4) 自然動態及び社会動態

出生数と死亡数の差による自然動態は、平成22年以降は「自然減」（出生数が死亡数を下回る状態）となっています。

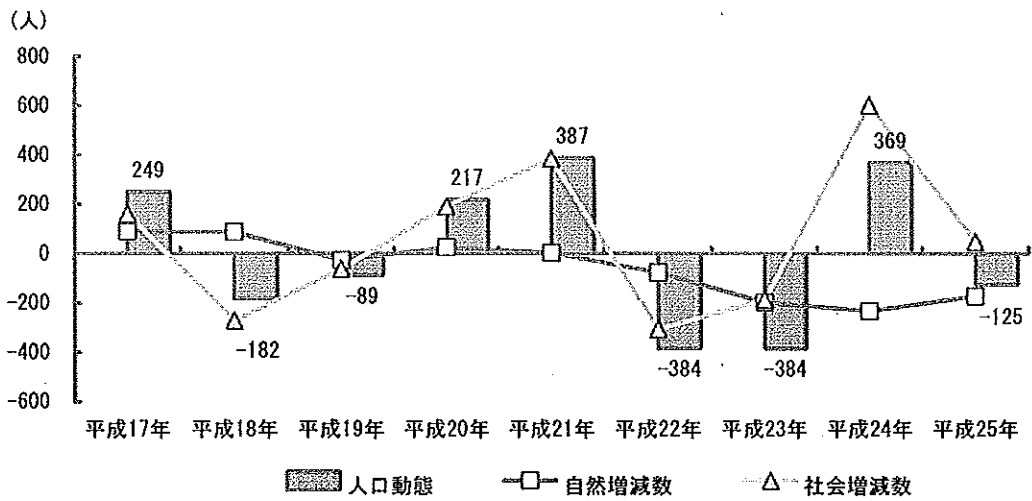
転入者数と転出者数の差による社会動態は、年によってばらつきがあり、平成20年、21年は「社会増」（転入者数が転出者数を上回る状態）でしたが、平成22年、23年には「社会減」（転入者数が転出者数を下回る状態）となり、平成24年、25年には再び社会増に転じています。

【 自然動態及び社会動態の推移 】

| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 出生数 | 1,253人 | 1,271人 | 1,235人 | 1,289人 | 1,203人 | 1,203人 | 1,161人 | 1,142人 | 1,172人 |
| 死亡数 | 1,164人 | 1,183人 | 1,262人 | 1,264人 | 1,201人 | 1,280人 | 1,359人 | 1,375人 | 1,345人 |
| 転入者数 | 7,024人 | 6,661人 | 6,621人 | 6,373人 | 6,486人 | 5,608人 | 6,021人 | 6,195人 | 5,971人 |
| 転出者数 | 6,864人 | 6,931人 | 6,683人 | 6,181人 | 6,101人 | 5,915人 | 6,207人 | 5,593人 | 5,923人 |

資料：市民課

【 人口動態の推移 】



資料：川西市統計要覧

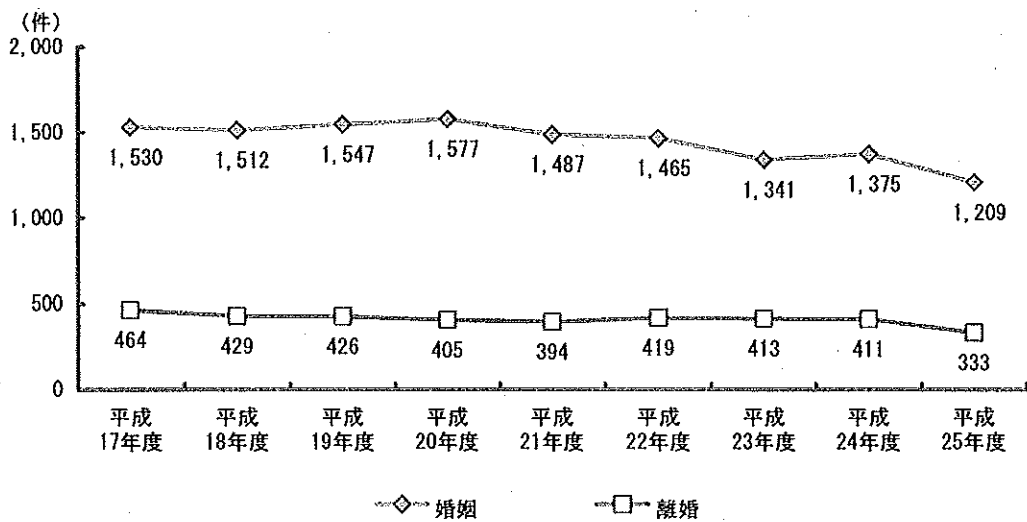
(5) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成20年度までは1,500件台で推移していましたが、平成21年度に1,400件台、平成23年度に1,300件台と減少し、平成25年度は1,209件と平成17年度に比べ321件減少しています。

離婚件数は、概ね400件程度で推移していましたが、平成25年度では333件となっています。

【 婚姻・離婚件数の推移 】



資料：川西市統計要覧

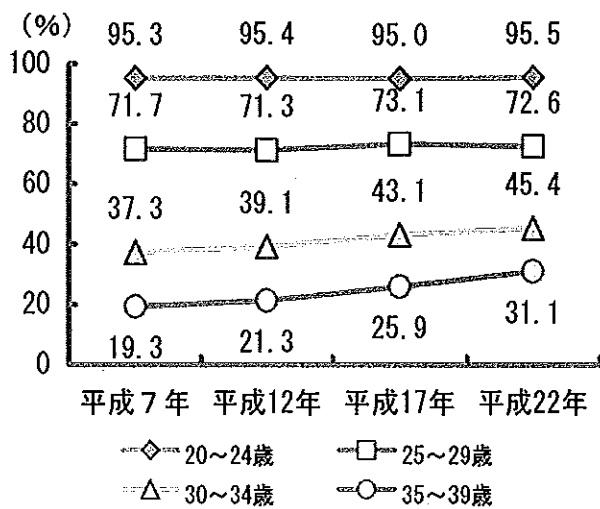
② 未婚率の推移

本市の20～39歳の未婚率は男女ともに20～24歳はほぼ横ばいとなっていますが、25～29歳、30～34歳、35～39歳では上昇傾向となっており、平成17年から22年にかけて35～39歳では男性で5.2ポイント、女性で2.5ポイント上昇しています。

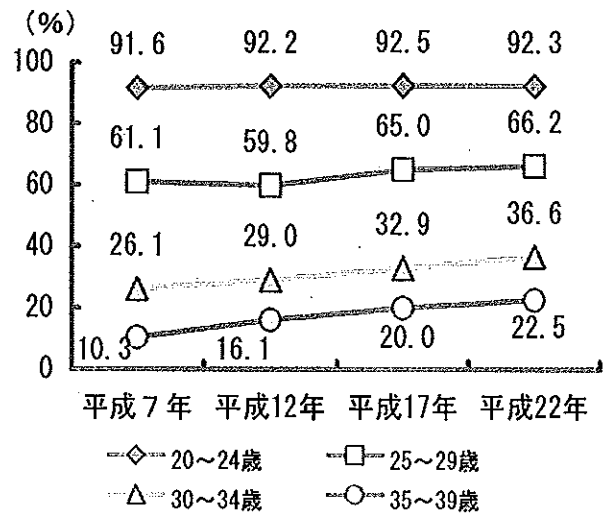
【 未婚率の推移 】

| | | 20～24歳 | | 25～29歳 | | 30～34歳 | | 35～39歳 | |
|-------|-----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 平成7年 | 全国 | 93.3% | 86.8% | 67.4% | 48.2% | 37.5% | 19.7% | 22.7% | 10.1% |
| | 兵庫県 | 92.8% | 87.3% | 65.4% | 48.0% | 33.4% | 19.2% | 19.3% | 9.8% |
| | 川西市 | 95.3% | 91.6% | 71.7% | 61.1% | 37.3% | 26.1% | 19.3% | 10.3% |
| 平成12年 | 全国 | 92.9% | 88.0% | 69.4% | 54.0% | 42.9% | 26.6% | 26.2% | 13.9% |
| | 兵庫県 | 92.6% | 88.7% | 67.0% | 53.3% | 38.9% | 26.0% | 22.1% | 13.7% |
| | 川西市 | 95.4% | 92.2% | 71.3% | 59.8% | 39.1% | 29.0% | 21.3% | 16.1% |
| 平成17年 | 全国 | 93.5% | 88.7% | 71.4% | 59.1% | 47.1% | 32.0% | 31.2% | 18.7% |
| | 兵庫県 | 93.6% | 90.0% | 70.0% | 59.7% | 43.2% | 31.1% | 27.1% | 18.5% |
| | 川西市 | 95.0% | 92.5% | 73.1% | 65.0% | 43.1% | 32.9% | 25.9% | 20.0% |
| 平成22年 | 全国 | 94.0% | 89.6% | 71.8% | 60.3% | 47.3% | 34.5% | 35.6% | 23.1% |
| | 兵庫県 | 93.7% | 90.4% | 70.6% | 61.6% | 44.7% | 35.0% | 32.3% | 22.8% |
| | 川西市 | 95.5% | 92.3% | 72.6% | 66.2% | 45.4% | 36.6% | 31.1% | 22.5% |

【 未婚率の推移（川西市男性） 】



【 未婚率の推移（川西市女性） 】



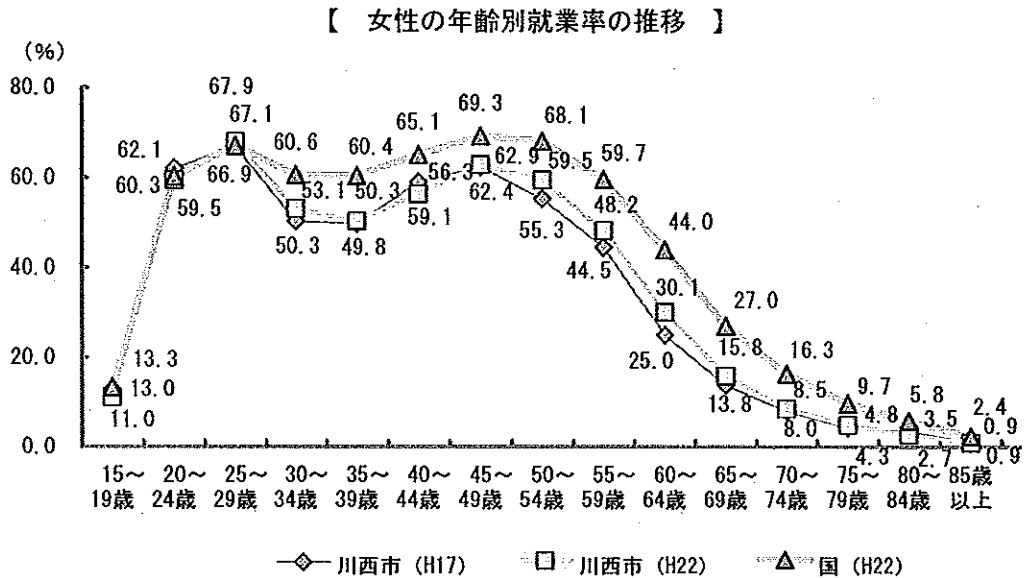
資料：国勢調査

※ 未婚率=未婚者数÷(対象年齢人口-配偶関係が「不詳」の人数)×100 で算出

2 就業の状況

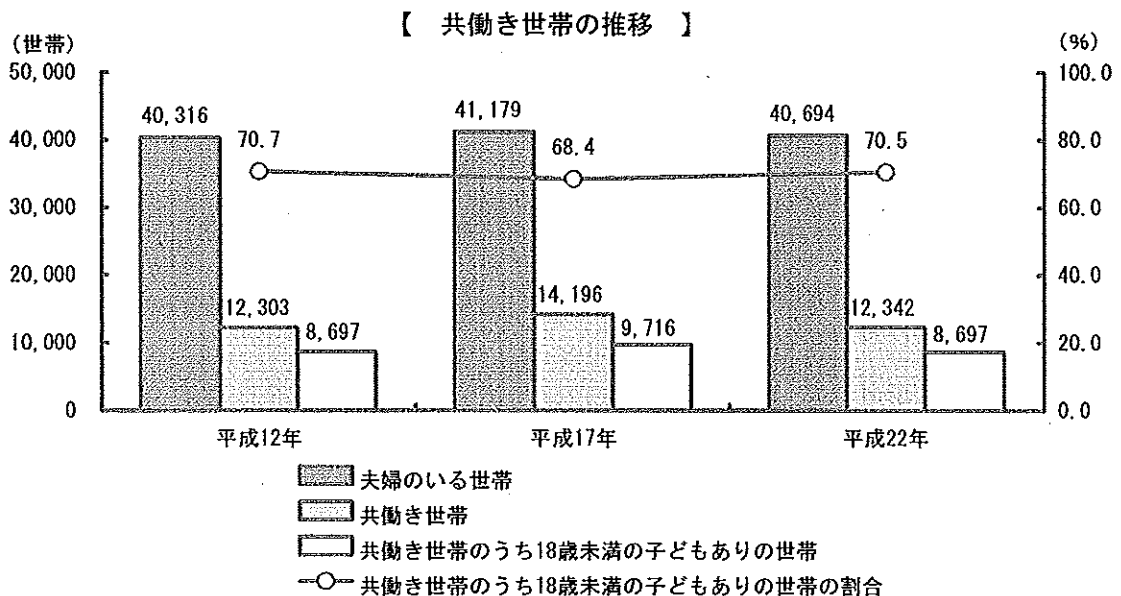
(1) 女性の年齢別就業率の状況

本市の女性の年齢別就業率は、各年齢で国を下回っています。本市での推移をみると、平成17年に比べて平成22年のほぼすべての年齢で女性の就業率が高くなっています。



(2) 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる共働き世帯の割合は、70%前後で推移しています。



3 幼稚園・保育所等の状況

(1) 幼稚園の状況

① 幼稚園別園児数

平成26年5月1日現在、市内に幼稚園は17園あり、定員の合計は3,480人です。

この内市立幼稚園は9園で、定員は1,370人となっており、入園児童数は590人です。市立幼稚園では、定員数に対し入園児童数が大幅に下回っている状況となっています。

また、私立幼稚園は8園で、定員は2,110人となっており、入園児童数は1,663人となっています。

【 市立幼稚園 年齢別園児数 (平成26年5月1日時点) 】

| 幼稚園名 | 所在地 | 創立 (認可) 年月 | 園児数(クラス) | | | | | | | | 定員 |
|------|---------|------------------|----------|-----|-----|------|-----|------|-----|------|--------|
| | | | 3歳児 | | 4歳児 | | 5歳児 | | 計 | | |
| | | | 学級数 | 園児数 | 学級数 | 園児数 | 学級数 | 園児数 | 学級数 | 園児数 | |
| 久代 | 久代2丁目 | S30.4 | - | - | 2 | 32人 | 2 | 43人 | 4 | 75人 | 180人 |
| 加茂 | 加茂1丁目 | S30.4 | 2 | 46人 | 2 | 34人 | 2 | 45人 | 6 | 125人 | 170人 |
| 川西 | 小花1丁目 | S31.1 | - | - | 1 | 14人 | 1 | 19人 | 2 | 33人 | 120人 |
| 川西北 | 丸の内町 | S31.1 | - | - | 2 | 34人 | 1 | 29人 | 3 | 63人 | 150人 |
| 多田 | 多田院1丁目 | S23.7 | - | - | 1 | 28人 | 1 | 24人 | 2 | 52人 | 150人 |
| 松風 | 水明台1丁目 | S49.4 | - | - | 1 | 15人 | 1 | 20人 | 2 | 35人 | 120人 |
| 清和台 | 清和台東2丁目 | S45.4 | - | - | 2 | 35人 | 2 | 44人 | 4 | 79人 | 180人 |
| 東谷 | 見野2丁目 | S18.10 | - | - | 1 | 28人 | 2 | 50人 | 3 | 78人 | 180人 |
| 牧の台 | 大和東1丁目 | S51.4 | - | - | 1 | 21人 | 1 | 29人 | 2 | 50人 | 120人 |
| 計 | | | 2 | 46人 | 13 | 241人 | 13 | 303人 | 28 | 590人 | 1,370人 |

資料：学務課

【 私立幼稚園 年齢別園児数 (平成26年5月1日時点) 】

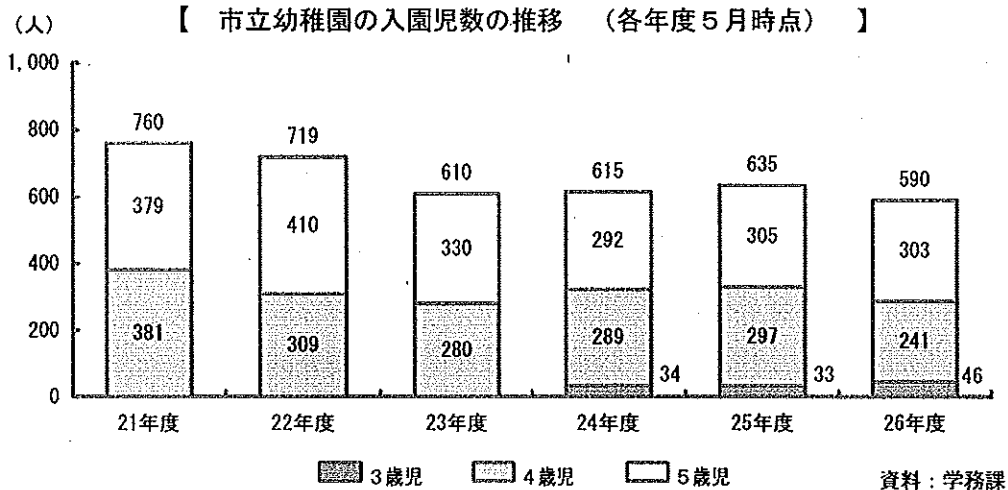
| 幼稚園名 | 所在地 | 創立 年月 | 園児数(クラス) | | | | | | | | 定員 |
|--------|---------|----------|----------|------|-----|------|-----|------|-----|--------|--------|
| | | | 3歳児 | | 4歳児 | | 5歳児 | | 計 | | |
| | | | 学級数 | 園児数 | 学級数 | 園児数 | 学級数 | 園児数 | 学級数 | 園児数 | |
| 鶴之荘 | 小戸1丁目 | T13.4 | - | 43人 | - | 36人 | - | 48人 | - | 127人 | 240人 |
| 親和 | 霞ヶ丘1丁目 | S46.4 | - | 43人 | - | 24人 | - | 47人 | - | 114人 | 200人 |
| 藤ヶ丘 | 湯山台1丁目 | S52.4 | - | 135人 | - | 125人 | - | 134人 | - | 394人 | 200人 |
| 緑台 | 緑台4丁目 | S45.4 | - | 49人 | - | 60人 | - | 67人 | - | 176人 | 240人 |
| 清和台めぐみ | 清和台東4丁目 | S50.4 | - | 70人 | - | 61人 | - | 68人 | - | 199人 | 310人 |
| 新清和台 | 清和台西4丁目 | S52.4 | - | 83人 | - | 109人 | - | 114人 | - | 306人 | 300人 |
| 平野 | 水明台4丁目 | S51.4 | - | 26人 | - | 35人 | - | 61人 | - | 122人 | 360人 |
| 美山 | 美山台3丁目 | H2.4 | - | 72人 | - | 73人 | - | 80人 | - | 225人 | 260人 |
| 計 | | | - | 521人 | - | 523人 | - | 619人 | - | 1,663人 | 2,110人 |

資料：学務課

② 市立幼稚園の入園児数の推移

平成26年5月の市立幼稚園の定員は1,370人で在籍児童数は590人、定員に占める割合は43.1%です。最も在籍児童数の少ない園は川西幼稚園で定員120人に対し在籍児童数は33人、在籍割合は27.5%。最も在籍児童数の多い園は加茂幼稚園で定員170人に対し在籍児童数は125人、在籍割合は73.5%となっています。

平成24年度から加茂幼稚園で3歳児保育を開始したことなどにより若干の増加はありましたが、市立幼稚園への入園児童数は減少傾向にあります。

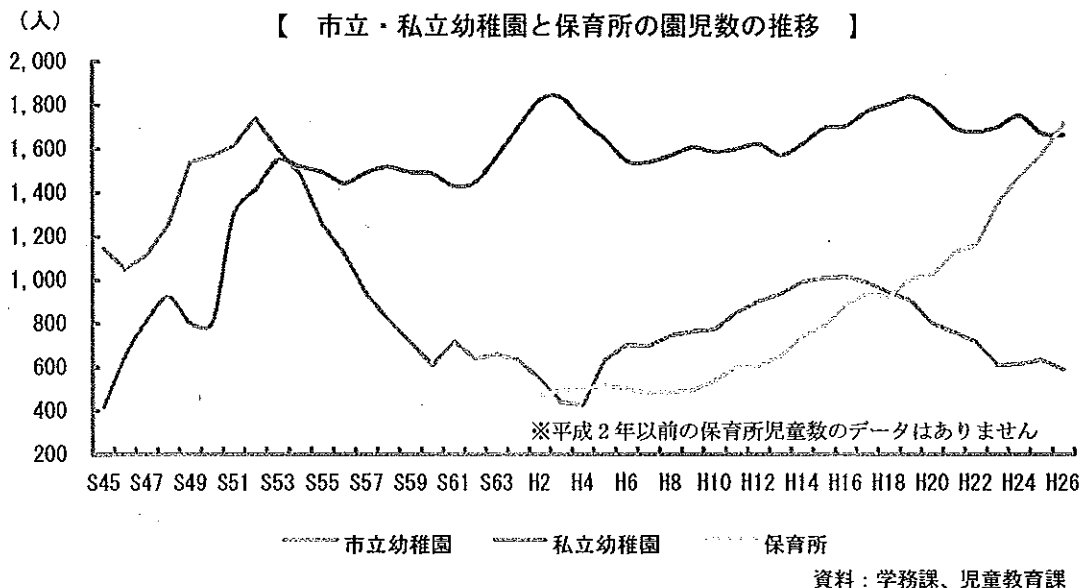


③ 市立・私立幼稚園と保育所の園児数の推移

市立幼稚園の園児数は昭和52年度の1,740人をピークに減少しました。平成5年度に全園で2年保育を開始し増加に転じた後、平成16年度から再び減少傾向にあります。全体としては、概ね児童数の増減動向と連動して推移しています。

私立幼稚園の園児数は、児童数の減少に関わらずほぼ一定の園児数で推移しています。

市立と私立の保育所の合計児童数は平成18年以降急速な増加傾向にあり、平成26年には私立幼稚園児数を上回っています。



【 私立保育所・認定こども園 年齢別入所児数 (平成26年4月1日時点) 】

| 保育所名 | 所在地 | 開所年月 | 入所児数 | | | | | | | 計 | 定員 |
|-------------------|---------|-------|------|------|------|------|------|------|--------|--------|----|
| | | | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | | | |
| ちきゅうっこ | 萩原台西1丁目 | H14.4 | 9人 | 21人 | 26人 | 30人 | 28人 | 27人 | 141人 | 120人 | |
| つくしんぼ | 大和東3丁目 | H15.4 | 0人 | 8人 | 12人 | 12人 | 11人 | 5人 | 48人 | 50人 | |
| つくしんぼ分園 | 大和西1丁目 | H23.4 | 5人 | 0人 | 0人 | - | - | - | 5人 | 10人 | |
| 川西共同 | 小戸3丁目 | H16.1 | 8人 | 14人 | 19人 | 16人 | 17人 | 18人 | 92人 | 80人 | |
| 川西共同分園 | 栄町 | H26.4 | 6人 | 6人 | 7人 | - | - | - | 19人 | 20人 | |
| パステル | 滝山町 | H16.4 | 10人 | 23人 | 24人 | 25人 | 27人 | 29人 | 138人 | 120人 | |
| 畦野こどもの里 | 東畦野1丁目 | H19.1 | 9人 | 15人 | 17人 | 21人 | 21人 | 21人 | 104人 | 90人 | |
| かわにしひよし | 中央町 | H20.6 | 11人 | 24人 | 24人 | 24人 | 24人 | 25人 | 132人 | 120人 | |
| 川西けやき坂 | けやき坂1丁目 | H23.4 | 8人 | 15人 | 18人 | 18人 | 16人 | 19人 | 94人 | 80人 | |
| 多田こどもの森 | 新田1丁目 | H23.4 | 15人 | 24人 | 24人 | 25人 | 25人 | 24人 | 137人 | 110人 | |
| 山子屋 | 一庫字区田 | H23.4 | 1人 | 3人 | 4人 | 4人 | 5人 | 5人 | 22人 | 24人 | |
| あおい宙川西 | 久代6丁目 | H24.4 | 14人 | 17人 | 18人 | 17人 | 10人 | 8人 | 84人 | 90人 | |
| エンゼルキッズ 清和台 | 清和台西4丁目 | H23.4 | 4人 | 15人 | 19人 | - | - | - | 38人 | 45人 | |
| エンゼルキッズ 山下(分園) | 見野2丁目 | H24.4 | 3人 | 6人 | 7人 | - | - | - | 16人 | 20人 | |
| 山下教会めぐみ | 見野2丁目 | H26.4 | 1人 | 1人 | 4人 | 6人 | 3人 | 2人 | 17人 | 20人 | |
| 清和台めぐみ | 清和台東4丁目 | H26.4 | 0人 | 4人 | 3人 | - | - | - | 7人 | 30人 | |
| 美山保育園 | 美山台3丁目 | H26.4 | 4人 | 6人 | 7人 | - | - | - | 17人 | 42人 | |
| 計 | | | 108人 | 202人 | 233人 | 198人 | 187人 | 183人 | 1,111人 | 1,071人 | |
| 市立・私立合計 | | | 124人 | 282人 | 334人 | 333人 | 332人 | 324人 | 1,729人 | 1,671人 | |

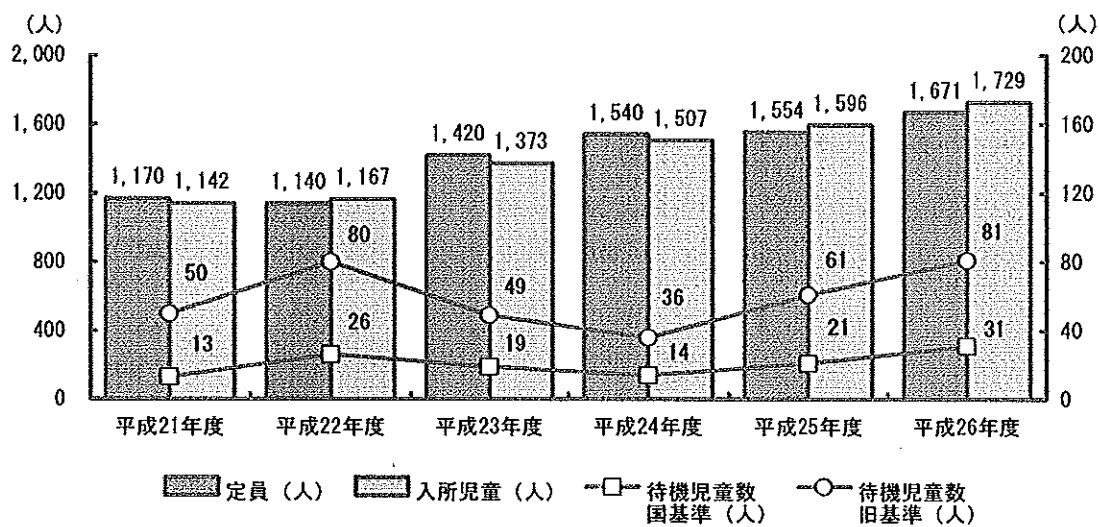
資料：児童保育課

※ 他市からの受託児童を含む。

② 待機児童数の推移

私立の認可保育所の整備等、平成21年度から26年度にかけて概ね500人分の定員増を実施し、待機児童の解消に努めてきましたが解消には至っておらず、平成26年4月の待機児童数は31人(就労希望の者を含めると81人)で、年度末には100人を超えると思われます。

【 保育所・認定こども園 定員・入所児童・待機児童数の推移(各年度4月時点) 】



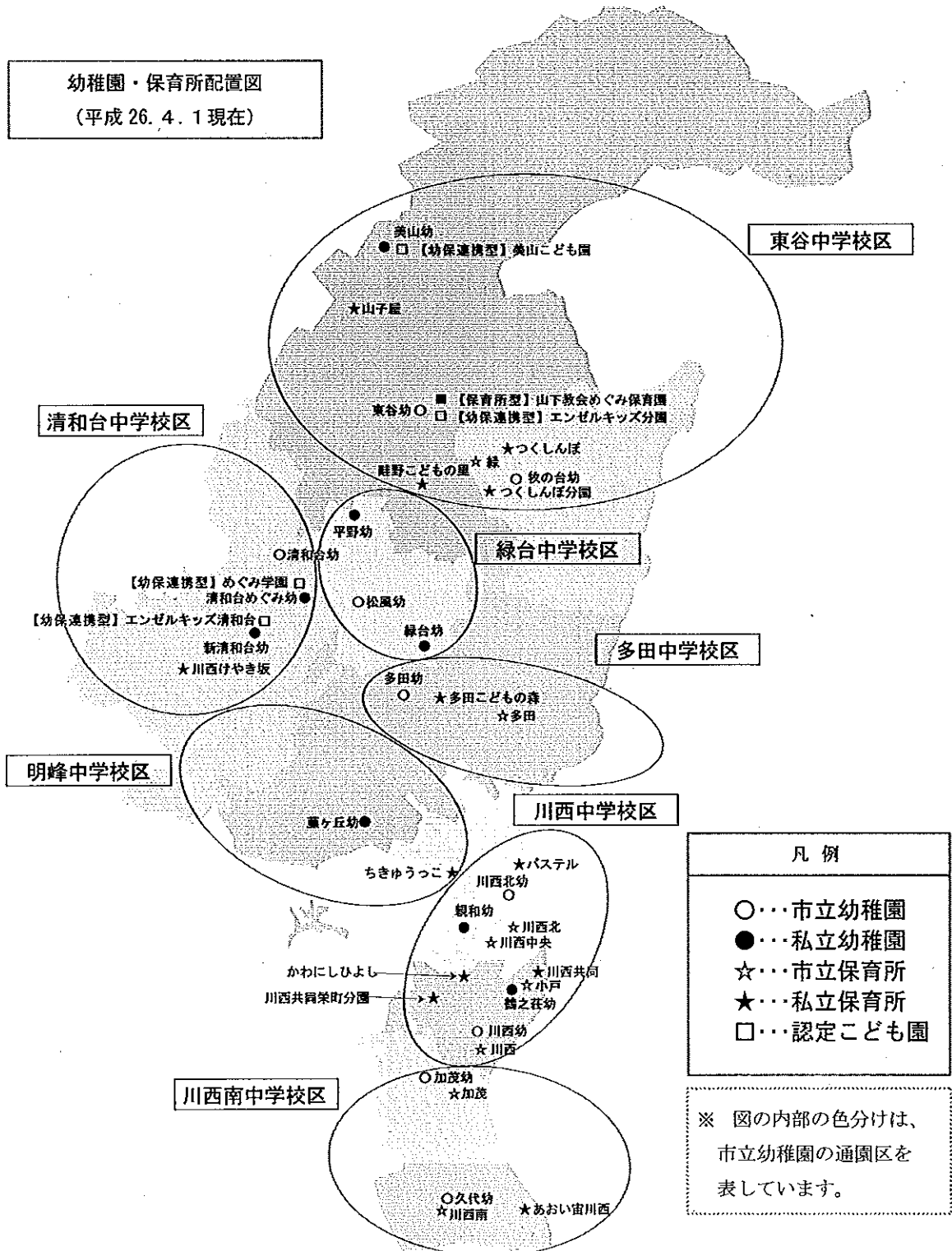
資料：児童保育課

(3) 幼稚園・認可保育所・認定こども園の配置状況

市立幼稚園は通園区を設定し、市内各所に9園配置されています。また、私立幼稚園は市内各所に5園あり（認定こども園は含まない）、通園バス等の活用により市内外から児童が通っています。

認可保育所は、市内各所に20か所配置され、川西中学校区を中心に南部地域に集積しています。一方で、緑台中学校区には配置されていません。

認定こども園は、清和台中学校区に幼保連携型が2園、東谷中学校区に幼保連携型が1園と分園が1園、保育所型が1園配置されています。



4 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析

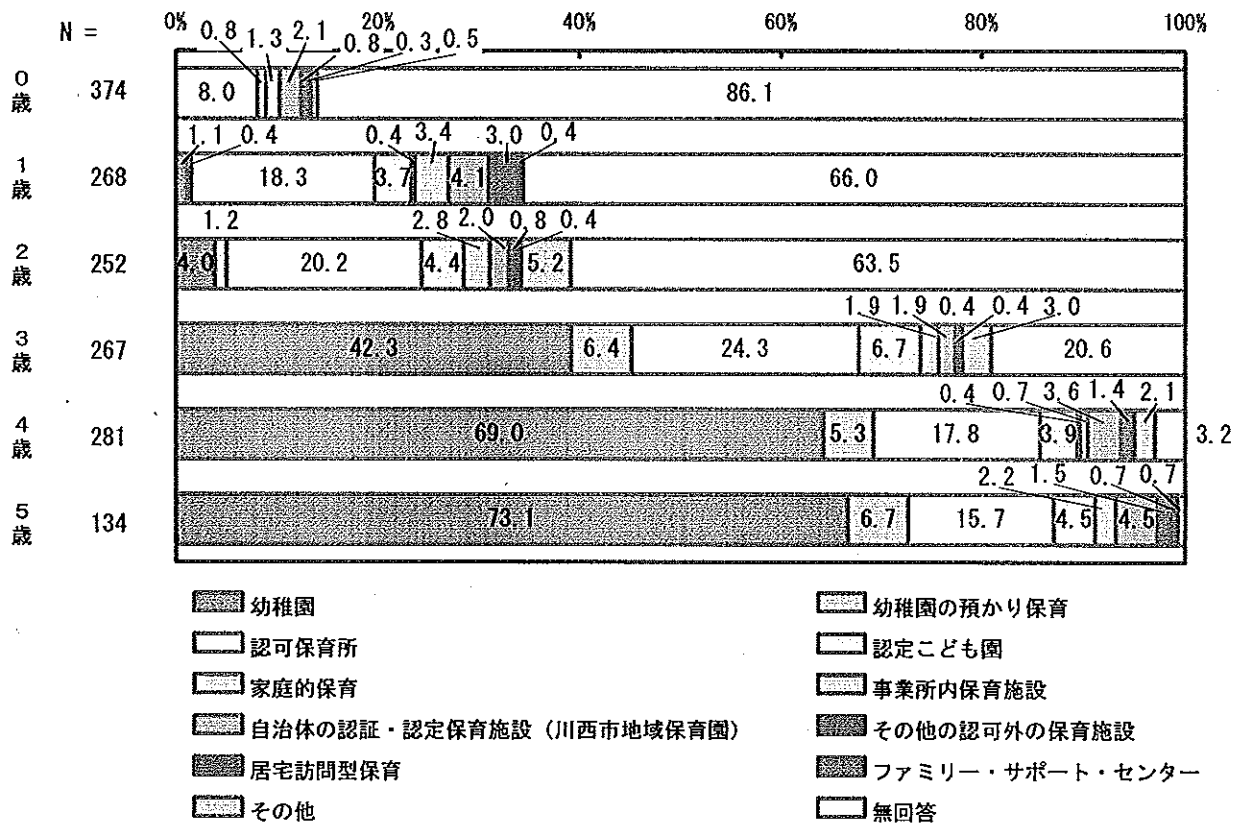
平成25年10月と平成26年1月に、本市が実施したアンケート調査（子育て支援に関するアンケート調査・同追加調査）の結果と分析は以下のとおりです。

(1) 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用状況と希望

① 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用状況

平日の定期的な幼稚園、保育所等の利用状況については、年齢が上がるにつれ幼稚園の利用者が高くなっています。

【 平日の定期的な幼稚園、保育所等の利用の有無（就学前児童） 】

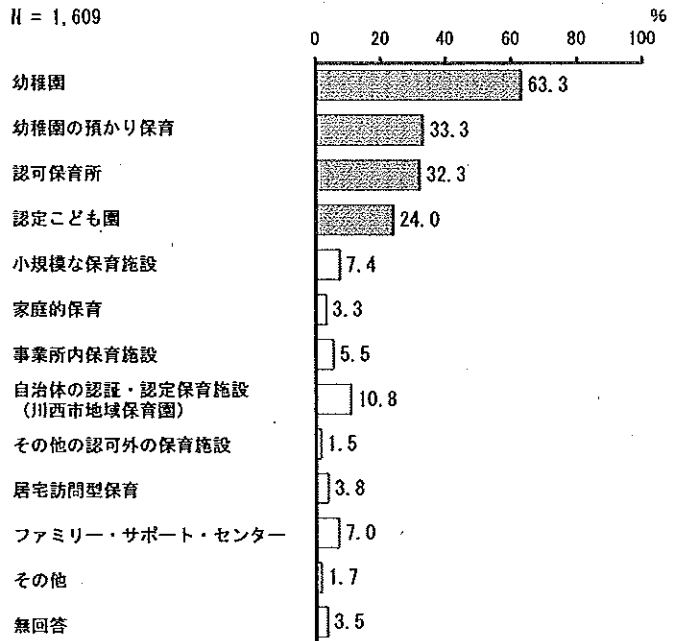


※ 無回答には、幼稚園等を利用していない方が含まれています。
N=有効回答数

② 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用希望

平日に利用したい教育・保育施設として、幼稚園の割合が最も高く、次いで幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園と続きます。

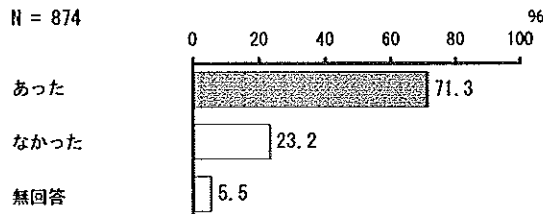
【 平日に利用したい教育・保育施設（就学前児童） 】



(2) 短時間サービスの利用状況と利用意向

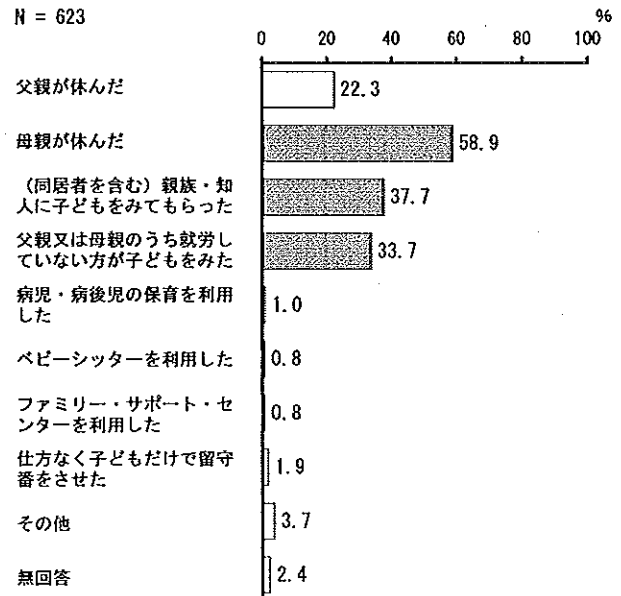
① 病気の際の対応

【 病気の際に、幼稚園、保育所等を欠席したことの有無（就学前児童） 】



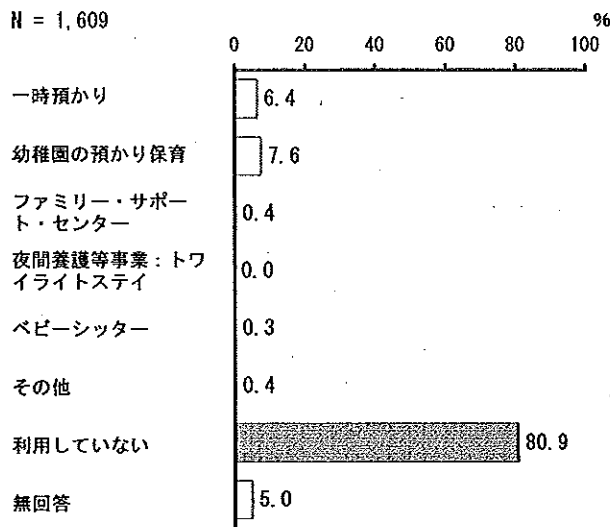
病気の際の対応については、幼稚園、保育所等を欠席したことが「あった」と回答の方が71.3%ありました。その対処方法として「母親が休んだ」と回答している人が58.9%と高く、病児・病後児保育の利用状況は数値としては低いものの、潜在的なニーズがあることがうかがえます。

【 病気の際の対処方法（就学前児童） 】

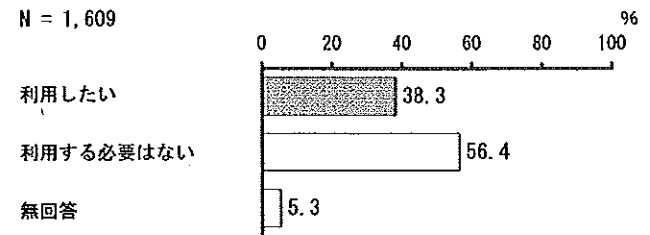


② 日中の一時預かり等の利用

【 日中の一時預かり等の利用状況（就学前児童） 】



【 日中の一時預かり等の利用希望（就学前児童） 】



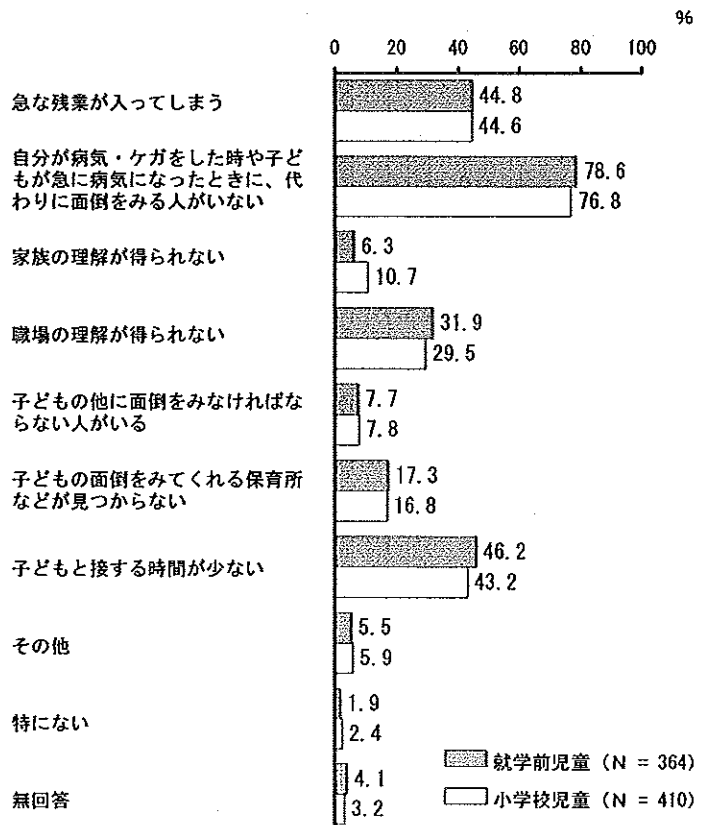
日中の一時預かり等の利用については、80.9%の方が「利用していない」と回答しています。利用希望については、「利用したい」と回答している人が38.3%いることから、潜在的なニーズがあることがうかがえます。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

① 仕事と子育ての両立で大変と感ずることについて

仕事と子育ての両立で大変と感ずることについては、就学前児童、小学校児童ともに「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒をみる人がいない」の割合が最も高く、次いで「急な残業が入ってしまう」「子どもと接する時間が少ない」となっています。

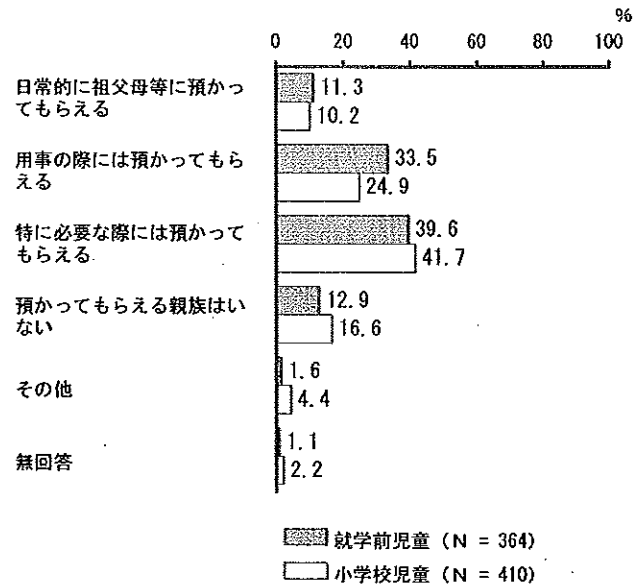
【 仕事と子育ての両立で大変と感ずること 】



② 親類からの支援の状況について

親類からの支援の状況については、就学前児童、小学校児童ともに「特に必要な際には預かってもらえる」の割合が最も高く、次いで「用事の際には預かってもらえる」「預かってもらえる親族はいない」となっています。就学前児童に比べて小学校児童では「用事の際には預かってもらえる」の割合が低くなっています。

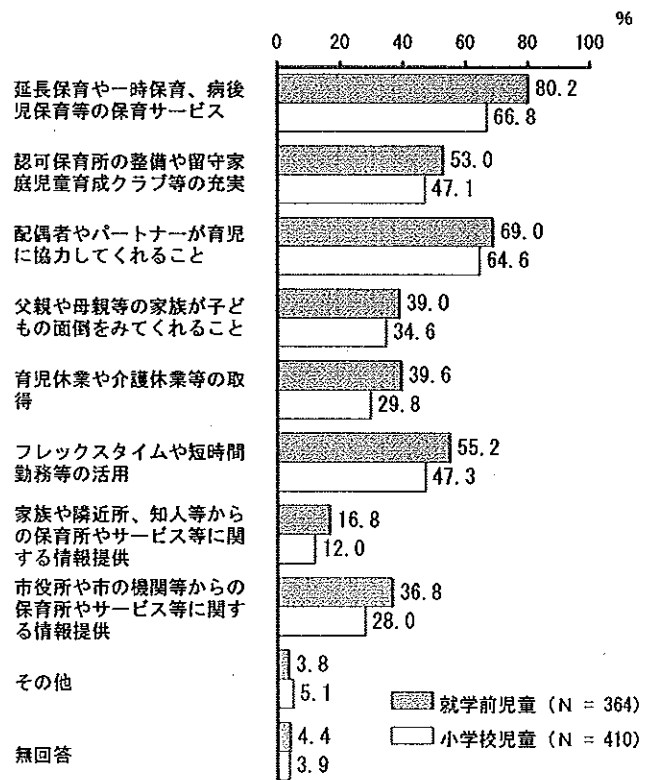
【 親類からの支援の状況 】



③ 仕事と子育ての両立で必要なことについて

仕事と子育ての両立で必要なことについては、就学前児童、小学校児童ともに「延長保育や一時保育、病後児保育等の保育サービス」の割合が最も高く、次いで「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」「フレックスタイムや短時間勤務等の活用」となっています。また、「その他」を除いたすべての項目で就学前児童の割合が高くなっています。

【 仕事と子育ての両立で必要なこと 】



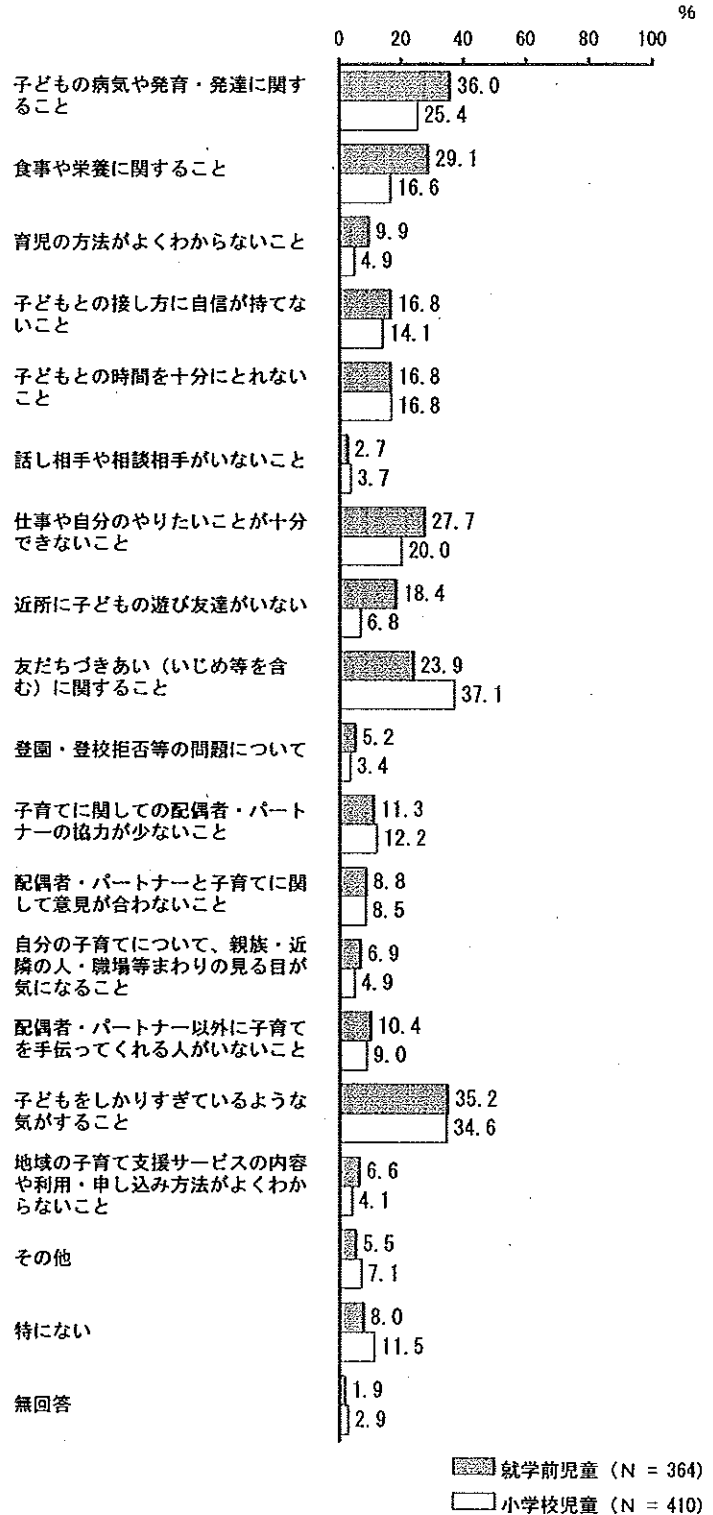
(4) 子育てにおける不安や負担の解消

① 日ごろ悩んでいること、気になることについて

日ごろ悩んでいること、気になることについては、就学前児童では「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が最も高く、次いで「子どもをしかりすぎているような気がすること」「食事や栄養に関すること」となっています。

小学校児童では、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」の割合が最も高く、次いで「子どもをしかりすぎているような気がすること」「子どもの病気や発育・発達に関すること」となっています。

【 日ごろ悩んでいること、気になること 】

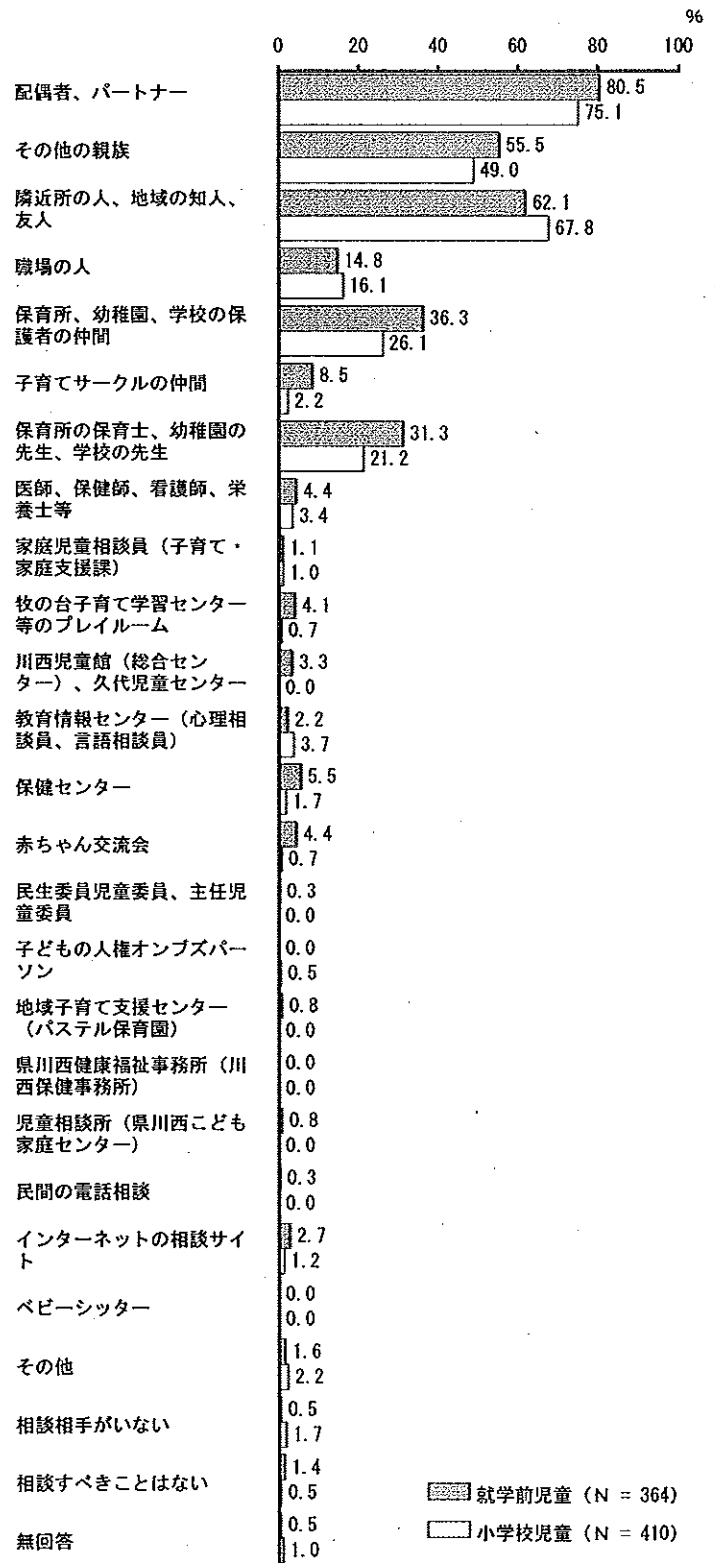


② 子育てに関する悩みの相談先について

子育てに関する悩みの相談先については、就学前児童、小学校児童ともに「配偶者、パートナー」の割合が最も高く、次いで「隣近所の人、地域の知人、友人」「その他の親族」となっています。

主なところでは、小学校児童に比べ就学前児童では「配偶者、パートナー」「その他の親族」「保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間」「子育てサークルの仲間」「保育所の保育士、幼稚園の先生、学校の先生」の割合が、就学前児童に比べ小学校児童では「隣近所の人、地域の知人、友人」の割合が高くなっています。

【 子育てに関する悩みの相談先 】

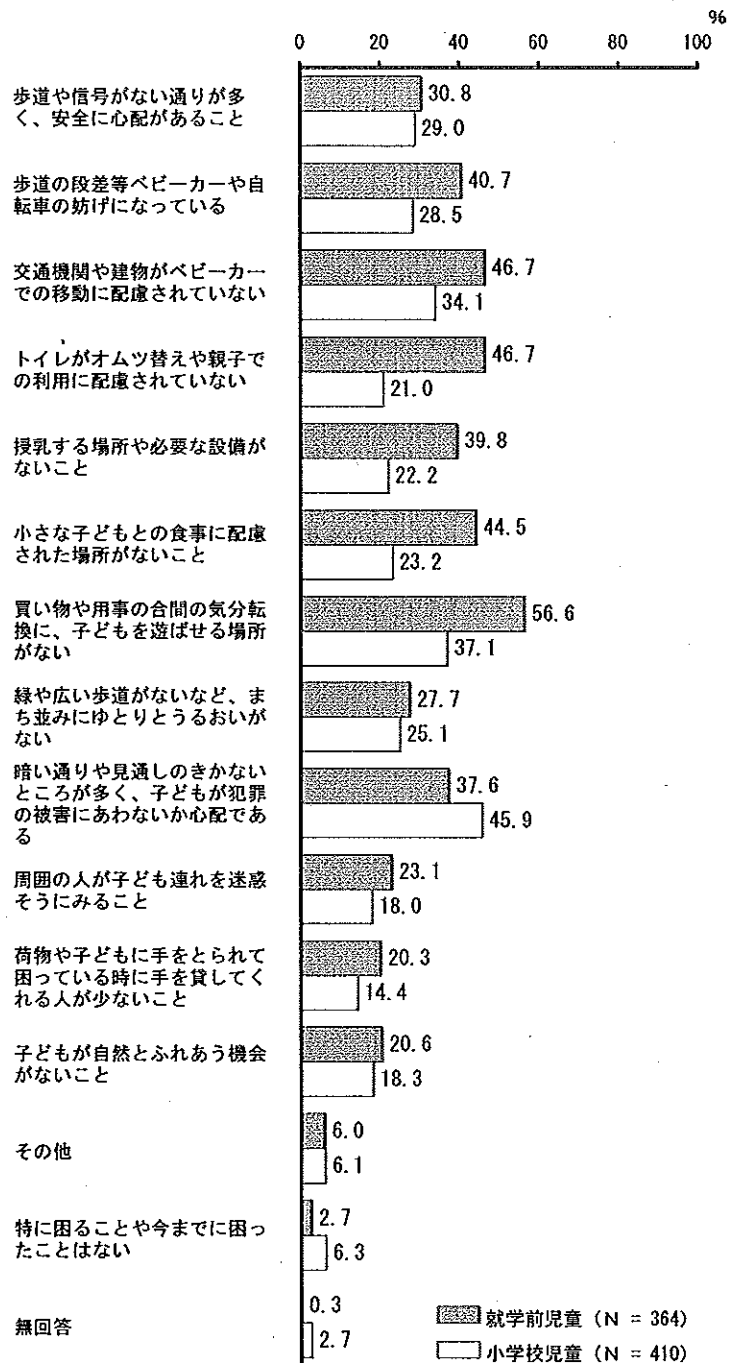


② 子どもとの外出の際に困ることについて

子どもとの外出の際に困ることについては、就学前児童では「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」の割合が最も高く、次いで「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」となっています。

小学校児童では「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」の割合が最も高く、次いで「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」となっています。

【 子どもとの外出の際に困ること 】

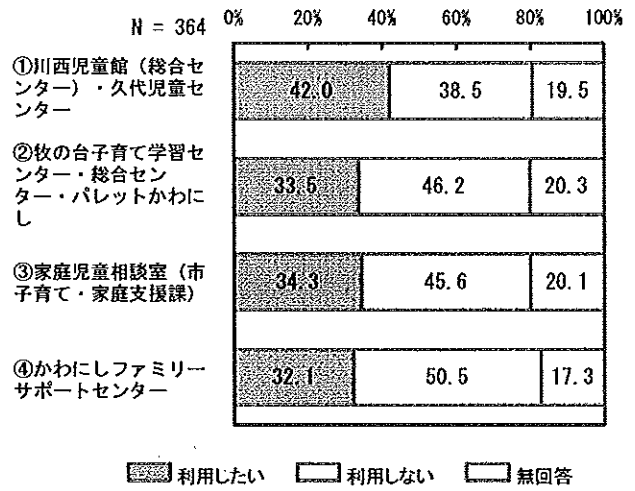
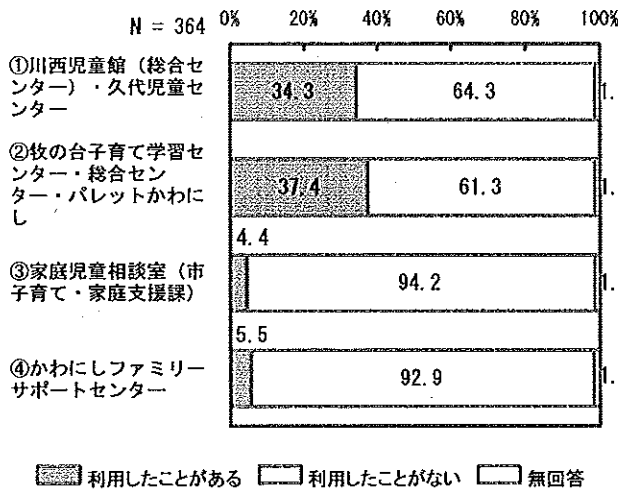


(7) 子育て支援サービスの利用促進・質の確保・向上

【 子育て支援サービスの利用度、利用意向（就学前児童） 】

【 利用度 】

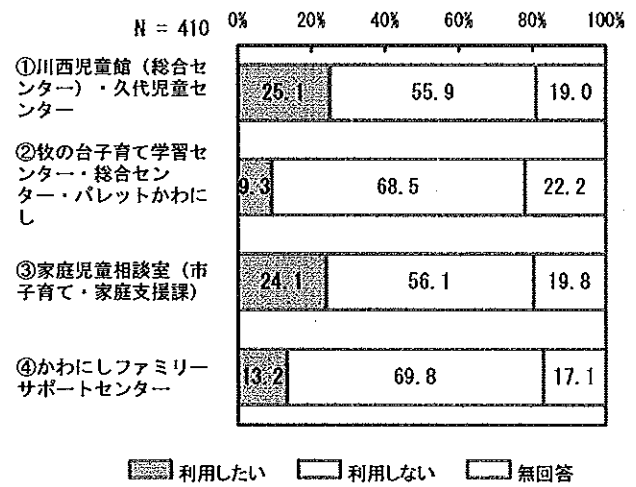
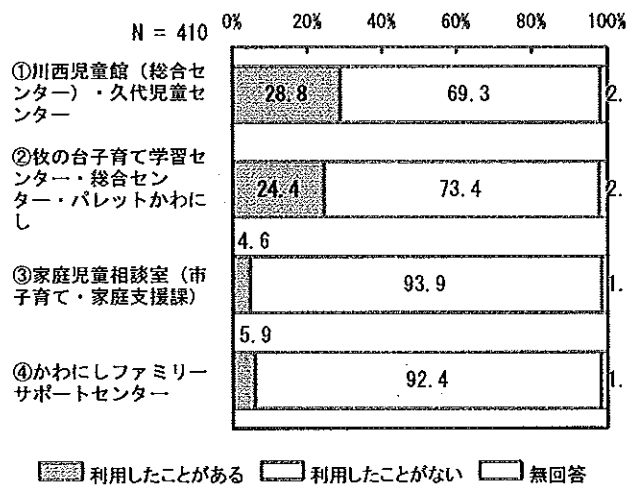
【 利用意向 】



【 子育て支援サービスの利用度、利用意向（小学校児童） 】

【 利用度 】

【 利用意向 】



アンケート調査結果の「子育て支援サービスの利用度・利用意向」についてみると、就学前児童では利用意向について、利用度に比べ「③家庭児童相談室（市子育て・家庭支援課）」「④かわにしファミリーサポートセンター」が25ポイント以上高くなっています。

また、小学校児童の保護者では利用意向について、利用度に比べ「③家庭児童相談室（市子育て・家庭支援課）」が15ポイント以上高くなっています。

5 各種データからみた課題

(1) 子どもと親の健康を確保するための支援について

妊娠・出産期を心身ともに健やかに過ごすために、市は定期健康診査や情報提供等を実施するとともに、子育ての負担感の軽減を図るため、新生児及び妊婦訪問指導等を実施し、子どもと親の健康の確保に努めてきました。

子どもの発育・発達の定期的な確認の場である健康診査については、内容を充実し疾病等の早期発見・早期治療につなげるために、受診率を向上させる必要があります。

一方で、アンケートの調査結果では、日ごろ悩んでいること、気になることについて「子どもの病気や発育・発達に関すること」があがっており、今後も各種健診等の事業を充実し子どもと親の健康の確保に努めていくことが必要です。

(2) 子どもへの良質な教育・保育の提供について

これまで待機児童の解消へ向けた取り組みを続けてきましたが、その解消には至っておらず、さらなる取り組みを推進する必要があります。認可保育所・認定こども園のほか、新制度において新たに設けられた地域型保育事業の導入等の取り組みによる対応が急がれます。

乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め子どもの生活全体が豊かなものとなるよう努めなくてはなりません。乳児期の身近なおとなとの愛着形成、幼児期の集団の中での自発的な遊び等、乳幼児期の発達は連続性を有し一人ひとり個人差が大きいものであることに留意しつつ「生きる力」の基礎を養うとともに、生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。認定こども園・幼稚園・保育所等の乳幼児期の教育・保育の施設が核となり、保護者や地域とともに、地域の子育てを支援する役割を果たすことが求められています。

また、20代・30代の子育て世代の所得状況は低所得層の割合が増加する傾向にあり、平成25年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に制定されました。この動向を踏まえた施策についても検討が必要です。

発達障がいや家庭環境等、支援を必要とする子どもや子育て家庭が増加しているとの指摘があり、これまでよりきめ細やかな支援が必要とされ、子どもの発達や取り巻く環境にあわせて各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的かつ一貫して支援する仕組みが求められています。

(3) 家庭・地域における子どもの育ちについて ○○○○○○○○○○○○○○○○○

少子化や核家族化、共働き家庭の増加等の家庭環境の変化により、地域のつながりの希薄化が指摘されています。このため身近なところに子育てについて相談できる人がいないなどの孤立化が進行し、不安や負担を感じる親が増えてきています。この状況が改善されるよう、地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、学校やボランティア等、子育て家庭を取り巻く様々な主体がその役割を十分に発揮し、連携を強化することにより、身近な地域での子育て支援の充実を進めることが重要です。

子育てに喜びや楽しみをもつためには、子育ての基本である家庭において、男女が互いによきパートナーとして家事・育児を共に担い合うことが望まれます。その実現のためには、ライフステージに応じて男女ともに多様な働き方が選択できる社会であることが必要とされます。これには個人だけでなく社会や企業が、男女が社会や家庭での役割と責任を分担していくことの大切さを理解していくことも重要です。

(4) 子どもの安全・安心の確保について ○○○○○○○○○○○○○○○○○

近年、地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫、経済的な問題等を背景に子どもや子育て家庭が多く不安とストレスを抱えています。

これらの要因によって児童虐待が発生するケースがあり、大きな社会問題となっています。虐待は子どもの人権を侵害するとともに、子どもの生命の危険にもつながり、心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼします。児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のためには、児童相談所や県、その他の関係機関との連携を図り、保護が必要な子どもとその家庭に対する支援を迅速かつ適切に行うことが必要とされます。

また、子どもが被害者となる痛ましい事件や事故、地震や異常気象等の自然災害に子どもやその保護者が巻き込まれるケースが後を絶ちません。子ども自らが危険を回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、学校、幼稚園、保育所、地域等の連携や協力による防犯・防災体制の確保等も重要です。

1 計画の基本理念

**子どもたちが夢を拓げ、
子どもとおとなが育ち合うまちづくり**

近年の少子化・核家族化の進行、近隣とのつながりの希薄化等による子育ての孤立化、依然として厳しい経済情勢や就労環境、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化、若者の結婚や家族に対する価値観の変化等を背景に、家庭や地域における「子育て力」の低下がみられるとともに、児童虐待や子どもを巻き込む犯罪が社会問題となっていることから、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会をはじめ社会全体で支援する必要性が高まっています。

本市ではこれまで「川西市次世代育成支援対策行動計画」において、次代を担う子どもたちが夢を抱き、拓げ続けていくために、一人ひとりの個性や自主性を尊重できる社会をおとなたちが実現していくことができるまちづくりをめざして、「子どもたちが夢を拓げ、子どもとおとなが育ち合うまちづくり」を基本理念として定め、多様な子育て支援に取り組んできました。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親としても成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、地域や社会全体が子どもの育ちや子育てを温かく見守り、そして支えとなり、次代を担う子どもの健全育成を図ることがふるさとへの愛着を育み、持続的なまちの成長につながります。

基本理念の実現をめざして、今後さらに関係機関や様々な担い手との連携・協働のもと、人に優しいまちづくりと地域づくりを行うとともに、子ども・子育て支援、子どもの健全育成を進めていきます。

2 基本的な視点

子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが家庭や地域等での人と人との関わりを通して豊かな人間性を形成し、自立した次代の親になっていけるよう、子どもの視点に立った取り組みを進めます。

家庭の視点

子どもを生き育てている男女が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、子育てを通して親として育ていけるよう、子育ての基本的な場である家庭の視点に立った取り組みを進めます。

地域の視点

地域の人々が子育ての喜びや苦労をわかち合い、ともに子どもを見守り育ていく豊かな子育て環境を築いていけるよう、地域の視点に立った取り組みを進めます。

仕事と生活の調和を実現する視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現させるための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要です。この実現をめざして、行政、地域、事業所をはじめとする関係者の創意工夫のもとに連携して進めます。

すべての子どもと家庭への支援の視点

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、社会的養護及び虐待をはじめとする様々な理由により保護を要する児童はもちろんのこと、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から多様なニーズに対応した取り組みを進めます。

3 基本目標

本計画は、基本理念を実現するため、4つの基本目標で構成されています。

基本目標Ⅰ 親と子のいのちと健康を守る

安心して健やかに子どもを生き育てることができるよう、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための情報提供・保健医療体制の充実をめざします。

基本目標Ⅱ 教育・保育・子育て支援サービスの充実

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と「健やかな体」を身につけていくことが必要です。

乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期的人格形成の特性を踏まえ、一人ひとりの発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな育ちを等しく保障するとともに、幼稚園・保育所・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう連携を強化します。

また、小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう策定された「放課後子ども総合プラン」の取り組みを推進します。

子育て家庭への支援は、孤立化等の問題を踏まえ、在宅子育て家庭やひとり親家庭を含めたすべての家庭への支援という観点から進めることが必要です。子どもの健全な育ちを守るため、子育て中の親子の精神的な負担感の軽減をめざし、保育サービスの提供や保護者同士の交流、気軽に相談できる窓口や情報提供等、適切な支援を行います。

基本目標Ⅲ 子どもたちを家庭・地域で健やかに育む

子どものより良い育ちの出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけることは父母その他の保護者が担う重要な役割です。

身近な地域の様々な世代の人々が子育てや子どもの育ちを応援する環境づくりや、子どもたちが様々な経験を通じてたくましく成長できる遊び・学びの機会、地域において安心してのびのびと活動できる場の充実を図ります。

また、次代の親を育てるという観点から、男女が協力して家庭を築くこと、子どもを持つこと、育てることに喜びを感じられるよう、子育てと仕事の両立等の啓発の取り組みを進めます。

基本目標Ⅳ 子どもの権利と安全を守る

子どもの人権を尊重する社会づくりを進めるため、子どもの人権についての啓発や相談・支援体制を充実するとともに、子ども自身が意見を表明するなどの社会参加の機会を充実します。

また、児童虐待や痛ましい事件・事故等から、子どものいのちや安全な生活を守るための活動や、被害にあった子どもの立ち直りへの支援等、子どもの安全を守る取り組みを進めます。

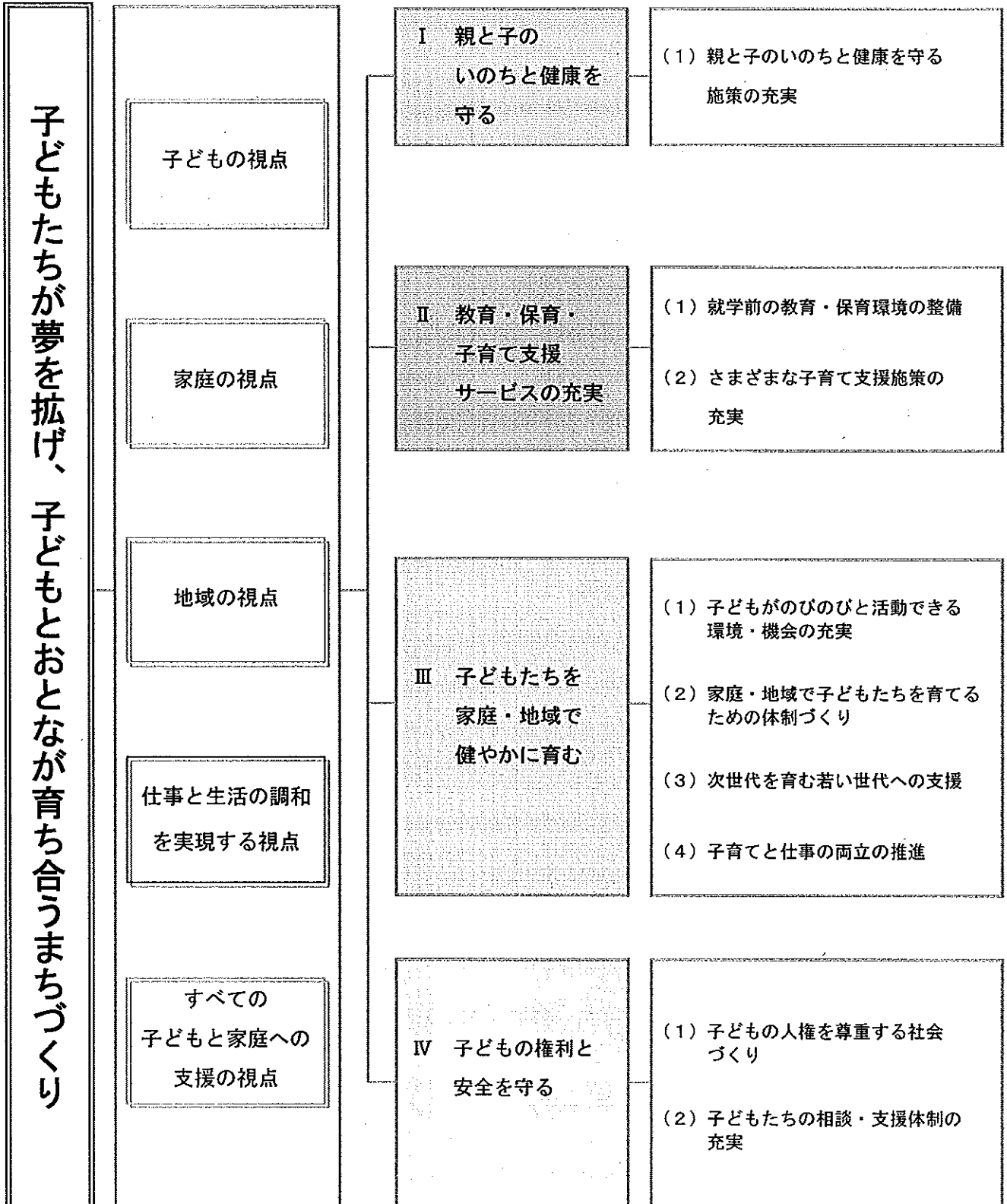
4 計画の体系

【基本理念】

【基本的な視点】

【基本目標】

【施策の方向】



※ この章に掲載している事業は、本計画策定時に実施・検討しているものであり、本市の子ども・子育て環境の状況変化に応じ改編することがあります。

基本目標 I 親と子のいのちと健康を守る

施策の方向 1 親と子のいのちと健康を守る施策の充実

① 母子保健サービスの提供

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細やかに実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|----------------|--|--------|
| 1 | 母子健康手帳の交付 | 妊娠・出産・親になることに主体的に取り組めるよう母子健康手帳を交付し、支援する。 | 健康づくり室 |
| 2 | 妊婦健康診査費助成事業 | 妊婦健康診査費用の一部を助成する。 | 健康づくり室 |
| 3 | 妊婦歯科検診事業 | 妊娠期間中に1回、市内歯科医師会会員診療所で無料で歯科検診を実施する。 | 健康づくり室 |
| 4 | 妊婦への面接指導 | 妊娠届出や妊婦健康診査費助成申請時等に相談、保健指導を行う。また、支援を要する妊婦や家庭を早期に把握し、必要時には関係所管と連携し、妊娠期からの支援を行う。 | 健康づくり室 |
| 5 | マタニティマークの普及・啓発 | 母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダー等を配布するとともに、市のホームページ等により、市民への周知、啓発に努める。 | 健康づくり室 |
| 6 | 妊娠中の学習会 | 出産の準備、沐浴実習等の学習会を実施する。妊娠期からの仲間づくりにつなげ、子育て期の孤立や育児不安の軽減を図る。また、父親の育児や家事への参加意欲の向上に努める。 | 健康づくり室 |
| 7 | 妊婦への訪問 | 妊婦の要望に応じて、出産に関する相談や保健指導を家庭に訪問して行う。また、必要により関係機関と連携し、妊婦とその家族を支援する。 | 健康づくり室 |
| 8 | 早期の養育支援 | 妊娠から出産・育児について、養育上の支援を要する家庭を早期に把握し、適正なフォローに努める。 | 健康づくり室 |
| 9 | 新生児等への訪問指導 | 新生児・母の心身の健康管理・保持増進のため、希望のある方や必要な方へ家庭訪問を行い、産後の生活や育児に関し必要な保健指導を行う。 | 健康づくり室 |
| 10 | 乳幼児健康診査 | 小児の健康の保持増進のため、疾病または異常の早期発見に努めるとともに、身体的発育及び精神的発達ならびに社会適応に関する指導や相談を行い、支援する。(4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査) | 健康づくり室 |

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|-----------------|--|-----------|
| 11 | 乳幼児健康診査未受診児への訪問 | 各種乳幼児健康診査未受診児に対して訪問を実施する。また、3歳児健康診査未受診児については、地域の主任児童委員の訪問協力も得て実施する。訪問しても会えないなど必要時には、関係機関とも連携し状況把握に努める。 | 健康づくり室 |
| 12 | 支援を要する母子への保健指導 | 未熟児訪問指導等の新たな業務を適正に実施するとともに、支援を要する乳幼児及び保護者への保健指導等の体制を充実する。 | 健康づくり室 |
| 13 | 未熟児養育医療制度の自己負担金 | 母子保健法に基づく未熟児養育医療制度について、保護者の自己負担金相当分を市が負担する。 | 健康づくり室 |
| 14 | 赤ちゃん交流会 | 親子で気軽に集え、相談できる場として、地区の公民館で赤ちゃん交流会を開催し、保健師による育児相談とともに、地域の方々や活動グループの協力を得て、体操等を行う。 | 健康づくり室 |
| 15 | 運動発達に関する相談 | 子どもの運動発達に関する相談に対して、医師の診察所見に基づいて、運動発達を促す遊びや体操等自宅で行えるような関わり方の指導を行う。 | 健康づくり室 |
| 16 | 幼児精神精密健康診査 | 医師等による発達相談、助言により、幼児の健全な発達を促します。必要に応じて、療育機関等を紹介する。 | 健康づくり室 |
| 17 | 就学までの継続支援 | 3歳児健康診査の終了後においても、関係機関や関係所管と連携しながら、相談体制や相談内容の充実に努め、子どもの成長に応じた支援を行う。 | 健康づくり室 |
| 18 | 母子保健管理システムの構築 | よりの確で適正な保健指導を行うため、妊産婦から乳幼児にかかる情報を一元化する母子保健管理システムを導入する。 | 健康づくり室 |
| 19 | もぐもぐ離乳食教室 | 離乳食指導や試食、歯科健康教育により、乳幼児の食べる力を育てるための支援をする。 | 健康づくり室 |
| 20 | 2歳児のびのび教室 | 育児や栄養の情報提供、歯科チェックの実施により、子どもの健やかな成長をめざす。 | 健康づくり室 |
| 21 | 4歳児歯科検診 | 歯科検診とあわせて、生活習慣の見直しや永久歯のむし歯予防等、健全な永久歯列の育成に向けた支援をする。 | 健康づくり室 |
| 22 | 阪神北広域こども急病センター | 夜間・休日での子どもの初期救急対応として、阪神北広域こども急病センターでの診療や電話による小児救急医療相談の周知を図る。 | 健康づくり室 |
| 23 | 2次救急医療の確保 | 「2次救急医療」については、市内及び阪神北圏域での病院群輪番制を維持し連携を継続する。 | 健康づくり室 |
| 24 | かかりつけ医等の普及と定着 | 市広報誌の活用をはじめ、かかりつけ医等の医療マップの作成、インターネットによる情報発信等、様々なPR媒体による広報活動に努める。 | 健康づくり室 |
| 25 | 定期予防接種の推進 | 国における定期予防接種化等の制度変更に対応するため、接種機関の確保等の体制づくりとともに、市民への周知を図る。 | 健康づくり室 |
| 26 | 助産施設入所委託事業 | 妊産婦が保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により入院し助産を受けることができない場合、助産施設において助産を受けさせる。 | 子育て・家庭支援課 |
| 27 | 産科医療の環境整備 | 妊産婦及び新生児の医療を担う中核病院として、妊産婦が安心して安全なお産ができるよう、適切な医療の提供を行う。 | 市立川西病院 |

② 性に関する正しい知識の普及

保護者や子どもに対して、性に関する正しい知識を普及し、親子でそれらについて話し合うことの重要性を伝えていく必要があります。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|------------------------------|--|----------|
| 1 | 教育研究事業 (性に関する 研修・人権研修) | 「性教育の指導の手引き書」(小・中学校編)を参考に、人権尊重の観点から性教育を推進する。 | 教育情報センター |

施策の方向 1 就学前の教育・保育環境の整備

① 就学前教育・保育施設の充実

近年の社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、就学前の教育・保育に対するニーズが変化しています。一方で、少子化対策を講じてきていますが、児童数の減少は進行しています。この状況に適切に対応するため、子育て世帯のニーズに沿った就学前教育・保育環境の充実を図ります。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|--------|--------------------|--|-----------|
| 1 | 保育所整備事業 | 保護者の就労等により、保育を必要とする児童が入所する民間認可保育所の整備に対し補助を行う。 | こども・若者政策課 |
| 2 | 認定こども園整備事業 | 保護者の就労状況等に関わらず、児童に教育・保育を提供する認定こども園の普及を図るため、既存施設からの移行を中心として、必要な施設の整備に対し補助を行う。 | こども・若者政策課 |
| 3 新 | 地域型保育事業 施設整備事業 | 保護者の就労等により保育を必要とする0～2歳の児童に対して保育を実施する、地域型保育事業の施設整備に対し補助を行う。 | こども・若者政策課 |
| 4 新 | 地域型保育事業等 への移行支援 | 川西市地域保育園をはじめ、市内の認可外保育施設が地域型保育事業や認可保育所等へ移行する際に必要な支援を行う。 | こども・若者政策課 |

② 市立幼稚園・保育所の耐震・老朽化対策

市立幼稚園・保育所の園舎は建設から30年以上経過しており、耐震・老朽化対策を講じる必要性が高まっています。この対応にあたっては、市立の施設としての役割のもと、児童数の減少や子育て世帯のニーズの変化に適切に対応できるよう、柔軟な対応策を検討・推進します。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|--------|-------------------------|--|-----------|
| 1 | 保育施設の安全確保と設備の充実 | 施設の安全の確保及び保育の環境を改善するために、保育所の施設の改修や備品の充実に努める。必要な場合、市立保育所の耐震補強を実施するとともに、大規模改修について検討する。 | 児童保育課 |
| 2 | 教育施設耐震化事業 | 耐震診断の結果、耐震補強が必要な学校園施設について、順次、耐震補強工事を実施する。 | 施設課 |
| 3 新 | 市立幼稚園・保育所の再編・一体化基本方針・方策 | 市立幼稚園・保育所における、施設の耐震・老朽化対策及び、待機児童の解消や幼稚園の入園児童数の減少等の課題へ対応する、「市立幼稚園・保育所の再編・一体化基本方針・方策」に基づき、各施設や地域の状況に応じた方策を検討・実施する。 | こども・若者政策課 |

③ 教育・保育関係者の研修や連携等の充実

幼稚園・保育所・認定こども園・小学校において、児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育・保育活動を展開します。

さらに、小学校就学時の環境の変化による不安や不適応を解消するため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・交流を推進します。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|-------------------------|--|----------|
| 1 | 保・幼・小連携推進 | 就学前の教育・保育施設として、幼・保の実践交流、研究を深めていく。また、小学校との交流活動や情報交流等の連携をより一層推進し育ちや学びの連続性・一貫性を図るとともに、「接続」という視点を持ったカリキュラムを整えるなど保・幼・小連携の一層の充実を図る。 | 児童保育課 |
| | | 市立幼稚園における園児の実態等を踏まえ、教育課程の見直し・再編成を行う。特にアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムを意識した幼小連携・特別支援教育の充実・保・幼の連携等の視点からも検討を重ねる。 | 教育情報センター |
| 2 | 保育の質の向上に向けた研修等の充実 | 保育に必要な知識と技術を身につけるねらいや目的に応じて体系的な研修を実施し保育の専門性を高める。さらに保育指導専門員による実地研修や、保育の質を定期的・継続的に検討を重ねるため職員及び保育所の自己評価の取り組みを浸透させ、具体的に進める。 | 児童保育課 |
| 3 | 教育研究事業 | 教育に関する課題について、基本研修・専門研修・課題別研修等を実施し、教職員の資質の向上を図る。また、子ども理解を中心とした市民向けのオープン講座を実施し、学校教育に関する今日的課題について広く理解を求めるとともに、地域や家庭との連携を深める。 | 教育情報センター |
| 4 | 教育研究事業 (男女平等教育研修) | 研究校園を指定し、川西市男女平等教育ガイドライン「かがやき～すべての子どもたちのしあわせを願って～」に基づいて、男女平等教育を推進するとともに、教職員の資質向上を図る。指定校園の研究の成果を研究発表として公開し、男女平等教育への理解と意識の高揚を図る。 | 教育情報センター |
| 5 | 教育研究事業 (子ども理解オープン講座) | 保育や子育て支援の質的向上に向けた研究・研修を、教員とともに市民も対象に実施する。 | 教育情報センター |

施策の方向 2 さまざまな子育て支援施策の充実

① 多様な保育サービスの提供

すべての家庭が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、保育所の延長保育や病児・病後児保育、一時的な保育等のニーズに対応した保育サービスをより一層充実していきます。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|-------------------|---|-----------|
| 1 | 通常保育事業 | 保育を要する児童を保育所に入所させ、養護と教育を一体的に行う。 | 児童保育課 |
| 2 | 乳児保育事業 | 新規に開設する保育所等において乳児保育を実施し、乳児の定員の増加を図る。 | 児童保育課 |
| 3 | 産休明け乳児保育事業 | 市立保育所において、乳児の受入れを生後6カ月から産休明け(出生後57日から)に対象の拡大を図る。 | 児童保育課 |
| 4 | 低年齢児保育事業 | 入所待機児童の多い3歳未満児について、民間保育所の整備等に合わせ受入枠の拡大を図る。 | 児童保育課 |
| 5 | 延長保育事業 | 市立保育所と民間保育所において、午後7時もしくは午後8時までの延長保育を実施する。 | 児童保育課 |
| 6 | 休日保育事業 | 日曜・祝日等においても保育を必要とする児童を対象に、保育所において保育を実施する。 | 児童保育課 |
| 7 | 障がい児保育事業 | 専門機関や入所検討会等の所見を踏まえながら、保育所において障がい児保育を実施する。 | 児童保育課 |
| 8 | 病児・病後児保育事業 | 保護者が安心して働けるよう、病気(安定期・回復期)の児童(小学校3年生まで)への保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに児童の健全な育成を図る。 | 児童保育課 |
| 9 | 一時預かり事業(一般型) | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間において保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う。 | 児童保育課 |
| 10 | 一時預かり事業(幼稚園型) | 幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を預かり、必要な保護を行う。 | 児童保育課 |
| 11 | 認可外保育所の支援 | 認可外保育所の運営の安定化と保育の質的確保を図るため、保育所に助成金を交付するとともに、認可保育所への移行を支援する。 | 児童保育課 |
| 12 | 子育て家庭ショートステイ事業 | 児童を養育している家庭の保護者が、社会的な事由等により養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間、養育・保護する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 13 | ファミリーサポートセンター運営事業 | 会員の拡大や相互援助活動の調整に努め、子育てに関する相談、会員に対する講習会、交流会の開催等を猪名川町と共同して実施する。また、地域で取り組む子育て事業との連携を図り、近隣市町との連絡調整に努める。 | 子育て・家庭支援課 |

② 放課後児童対策の充実

放課後児童対策について、共働き家庭等の「小1の壁」(※)を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の計画的な整備等を目的とし、平成26年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」に基づき、以下の取り組みを推進します。

- ・各小学校区の実行委員会が小学生の様々な学習や体験活動を行う、放課後子ども教室を放課後の児童の居場所として、全小学校区で引き続き開設します。
- ・留守家庭児童育成クラブは、その利用ニーズに対応しつつ、適切な遊びと生活の場となるよう、施設の改善や整備、職員の研修等の充実を図ります。
- ・留守家庭児童育成クラブの入所児童が放課後子ども教室の事業へ参加できるよう、両事業の連携した取り組みを推進していきます。
- ・留守家庭児童育成クラブ指導員と放課後子ども教室の実行委員会の連携を図るとともに、学校施設の有効活用を図ります。
- ・放課後児童対策の取り組みを円滑に進められるよう、庁内の組織体制を構築します。

※「小1の壁」・・・共働き世帯等において、保育所等 비해放課後児童健全育成事業の終了時間が早いことや保護者会・授業参観等のため、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|---------------------|---|--------------------|
| 1 | 放課後子ども教室 | 各小学校区の実行委員会が小学生を対象に放課後や夏休み等に様々な体験活動を行う放課後子ども教室事業を支援する。また、市放課後子どもプラン運営委員会を開催し、放課後児童対策事業の効果的な運営方法を検討する。 | こども・若者政策課 |
| 2 | 放課後子ども総合プランの推進 | 「放課後子ども総合プラン」に基づいて、各小学校区に開設している放課後子ども教室の活性化、留守家庭児童育成クラブとの連携、小学校施設の有効活用、及びこれらの推進にかかる連携体制に関し具体的な方策を検討・推進する。 | こども・若者政策課 |
| 3 | 留守家庭児童育成クラブ環境整備事業 | 児童の健全育成において、適正な環境で留守家庭児童育成クラブを運営するため、大規模クラブの分割や施設の増改築等を行い、運営や施設等の環境を整備する。 | こども・若者政策課 児童保育課 |
| 4 | 留守家庭児童育成クラブ事業 | 小学校の余裕教室等を利用し、放課後や土曜日、長期休業中に家庭で適切な保育を受けることのできない小学校児童に対して、家庭的な雰囲気の中で、遊びと生活の場を提供する。 | 児童保育課 |
| 5 | 留守家庭児童育成クラブの開所時間の拡充 | 保護者の勤務等の理由により午後5時以降の育成クラブ利用が必要である児童の延長育成や、土曜日及び長期休業期間中の開所時間について拡大を図る。 | 児童保育課 |
| 6 | 留守家庭児童育成クラブ職員に対する研修 | 月一回行う「囁託員研修」と兵庫県学童保育協議会が実施する研修講座への指導員の派遣等を行い、職員の質の向上を図る。 | 児童保育課 |

③ 子育てに関する相談・学習機会等の拡充

子育てに関する様々な不安や悩みに対して、適切に対応できる相談体制の整備を図るとともに、多様な交流機会や学習機会、情報提供により子どもの健やかな成長・発達を支援し、保護者の育児不安の解消を図ります。

さらに、子育てに関する情報をきめ細やかに届けるため、印刷物だけでなくホームページやメール配信等を活用し、情報発信していきます。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|---------|----------------------------|---|-----------|
| 1 | こんにちは赤ちゃん事業 | 生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士の資格を持った職員が訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 2 | ブックスタート推進事業 | 保健センターの10か月健康診査時に保育士が出向き、本の紹介や読み聞かせを行う。 | 子育て・家庭支援課 |
| 3 | 親子の絆づくりプログラム “赤ちゃんがきた!” | 生後2か月から5か月までの第一子を持つ母親が、子育て力をつけ生き生きと子育てができ、心身とも健康な子どもを育てられるよう、親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!”を開催する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 4 | 育児支援家庭訪問事業 | 児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 5 | 産後ヘルパー派遣事業 | 出産後6か月以内で、体調不良等のため家事や育児を行うことが困難で、日中家族の支援を受けることが困難な場合、家事や育児の支援を行う。 | 子育て・家庭支援課 |
| 6 | 家庭児童相談室運営事業 | 18歳以下の子どもを養育している家庭の相談に応じる。また、研修会への参加等により、家庭児童相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努める。 | 子育て・家庭支援課 |
| 7 新 | 利用者支援事業の実施 | 子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所（地域子育て支援拠点等）で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し支援する。 | 児童保育課 |
| 8 | 地域子育て支援拠点事業 | 子育てグループの育成や親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、子育て支援相談員が子育ての不安や悩み相談等に応じる。 | 子育て・家庭支援課 |
| 9 | | 保育所で親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士が子育ての不安や悩みなどに応じる。また、地域に出向いて地域支援活動も併せて行う。 | 児童保育課 |
| 10 新 | 地域子育て支援拠点事業の拡充 | 地域子育て支援拠点施設を市内中学校区単位で設置する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 11 新 | (仮称)こども・若者プラザの整備 | 子育て家庭・若者支援に関する市の拠点となる施設として(仮称)こども・若者プラザを整備し、(仮称)地域子育て支援ルームにおいて、子育て親子に対して、交流の場や相談、講習会、一時預かり事業を行う。 | 子育て・家庭支援課 |

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|----------------------------|--|-----------|
| 12 | 赤ちゃん交流会 | 牧の台子育て学習センター、総合センター等で開設している「ひろば型」の地域子育て支援拠点において、0歳児親子の交流会を開き、手遊びや絵本の読み聞かせなどを行うほか、子育てについて話し合う機会を提供する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 13 | 多胎児交流会 | 多胎児をもつ親同士の交流の場として、手遊びや絵本の読み聞かせ、先輩ママからのアドバイス等を行う。 | 子育て・家庭支援課 |
| 14 | 幼児クラブ (未就学児対象) | 久代児童センターにおいて、親子教室、プールでの水遊び(夏期)、季節ごとの行事、交通安全指導、赤ちゃん交流会、4歳児ひろば、まちの子育てひろば(遊び場の開放・相談)等を実施する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 15 | かわにし子育て フェスティバル | 子育てに関わる機関・団体が一堂に集まり、おもちゃづくりや人形劇、子育てサロン等を通じて、子育て情報の提供を行い、楽しい子育てを応援する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 16 | 子育て講座等の 開催 | 親子で参加し楽しめる講座や、父親が参加しやすい講座、妊婦や0歳児とその保護者を対象にしたファミリーコンサート等を開催し、楽しい子育てを支援する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 17 | かわにし子育て ガイドの発行 | 各種の子育て支援事業の紹介、幼稚園や保育所、親子で出掛けることができる場所等、分かりやすく作成し、子育て中の人や転入者に配布する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 18 | 子育てマップの 発行 | 子育て中の人や親子で出掛けやすいように、公園や遊び場、授乳スペースのある施設等の情報を収集し、子育て応援情報誌を作成し、配布する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 19 | | メール配信やブログの掲載ができるインターネットサービス「きんたくんネット」を活用し、子ども・子育てに関する幅広い情報を発信する体制づくりをする。 | こども・若者政策課 |
| 20 | 子育て情報提供の 充実 | 保育所の子育て情報誌「ぼっかぼか」を発行するとともに、子育て支援事業についてメール配信するなどの情報発信をする。また、各保育所の取り組みや子どもたちの育ちの姿をブログで配信するなど、情報提供の充実を図る。 | 児童保育課 |
| 21 | | 子育て情報紙に加え、子育て支援に関する幅広い情報を、より身近にタイムリーに提供できるよう努める。また、新たに子育て支援情報や緊急情報をメールで発信するなど、情報提供の充実を図る。 | 子育て・家庭支援課 |
| 22 | 民生委員児童委員 主任児童委員 活動事業 | 地域における子育て支援の充実を図るため、児童福祉に精通した民生委員児童委員、主任児童委員に対し、子育て相談や見守り事業等、様々な子育て支援の円滑実施に資するための活動助成を実施する。 | 福祉政策課 |
| 23 | プレパパ・プレママ 支援事業 | 乳幼児をもつ親や妊婦とその家族を対象に絵本の読み聞かせや絵本の選び方等を紹介する。 | 中央図書館 |
| 24 | 市立保育所苦情 解決制度 | 「川西市立保育所苦情解決制度」を設け、市立保育所における保育の実施に係る苦情、意見及び要望について適切な解決を図る。 | 児童保育課 |

④ 経済的な負担の軽減

子ども・子育て家庭に対し、妊娠・出産、医療、教育・保育等の様々な子育ての場面に
 応じて、経済的な負担への支援を行います。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|------------------------|--|-----------|
| 1 | こども医療費助成制度 | 小学4年生から中学3年生の医療費を助成する。所得制限あり。 | 医療助成・年金課 |
| 2 | 乳幼児等医療費助成制度 | 0歳児から小学校3年生の児童に対し医療費を助成する。所得制限あり。 | 医療助成・年金課 |
| 3 | 出産育児一時金 | 国民健康保険の加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給する。 | 国民健康保険課 |
| 4 | 適正な保育所保育料の設定 | 2人以上の子どもが、保育所等に同時入所している家庭や多子世帯の保育料を軽減するとともに、負担能力に応じた保育料を設定する。 | 児童保育課 |
| 5 | 留守家庭児童育成クラブ育成料の減免 | 子どもが留守家庭児童育成クラブに入所している人を対象に、一定の基準に応じて、育成料の全部または一部を減免するとともに、多子世帯の育成料の軽減を行う。 | 児童保育課 |
| 6 | 児童手当支給事業 | 国制度に基づきながら、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を養育している人を対象に支給する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 再 | 助産施設入所委託事業 (P44 No.26) | 妊産婦が保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により入院し助産を受けることができない場合、助産施設において助産を受けさせる。 | 子育て・家庭支援課 |
| 7 | 市立幼稚園保育料及び入園料の減免 | 子どもが市立幼稚園に就園している人を対象に、世帯の市町村民税課税額に応じ、入園料及び保育料の全部または一部を減免する。また、多子世帯の保育料についても軽減する。 | 学務課 |
| 8 | 私立幼稚園就園奨励費補助事業 | 私立幼稚園に在園している人を対象に、世帯の市民税課税額に応じ、入園料及び保育料の一部を補助する。 | 学務課 |
| 9 | 要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助金事業 | 市立の小・中学校に在籍し、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する。 | 学務課 |
| 10 | 特定優良賃貸住宅供給事業 | 若年ファミリー層を中心とする中堅所得者層向けの賃貸住宅を提供し、入居者負担を軽減するため家賃補助を実施する。 | 都市・交通政策課 |

⑤ 特に支援を必要とする家庭への支援

ひとり親家庭や障がい児といった特別な支援が必要な子どもや家庭に対して、きめ細やかな援助を行うとともに、身近な地域で安心して生活できるよう、支援体制づくりに努めます。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|--------|--------------------|---|-----------|
| 1 | 母(父)子家庭等医療費助成制度 | ひとり親家庭の親と児童及び両親のいない児童に対し、医療費を助成する。所得制限あり。 | 医療助成・年金課 |
| 2 新 | 保育料の算定における母子家庭支援 | 保育料の算定について、所得が同じであっても婚姻歴の有無で保育料の差異が生じていることから、対象の家庭に対して「寡婦(夫)控除のみなし適用」を実施する。 | 児童保育課 |
| 3 | ひとり親家庭相談事業 | 母子家庭、父子家庭の子どもを養育していくうえでの悩みや就労についての支援を行う。 | 子育て・家庭支援課 |
| 4 | 児童扶養手当支給事業 | 父または、母と生計を共にできない児童を養育している母子及び父子家庭等を対象に支給する。所得制限あり。 | 子育て・家庭支援課 |
| 5 | 日常生活支援事業 | 川西市婦人共働会が、ひとり親家庭にホームヘルパー等家庭生活支援員を派遣し、日常生活の援助サービスや子育て支援等を行う日常生活支援事業を支援する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 6 | 母子・父子及び寡婦福祉資金貸付事業 | 県事業で、母子家庭、父子家庭の自立と生活の安定を図るために、貸し付けを行う。 | 子育て・家庭支援課 |
| 7 | 母子・父子自立支援事業 | 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラムを策定する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 8 | 母子生活支援施設入所委託事業 | 母子生活支援施設に委託し、離別し18歳未満の子どもを育てている母や、特別な事情で緊急保護を要する母子を入所させる。 | 子育て・家庭支援課 |
| 9 | 母子・父子福祉応急資金貸付事業 | 母子家庭、父子家庭が一時的に生活困窮に陥った際に、貸し付けを行う。 | 子育て・家庭支援課 |
| 10 | 自立支援教育訓練給付金 | 児童扶養手当受給者または同様の所得水準にある方を対象に、就職やキャリアアップのために雇用保険制度の対象となる講座を受講した場合、受講に要した費用の20%を支給する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 11 | 高等職業訓練促進給付金 | 児童扶養手当受給者または同様の所得水準にある方を対象に、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 12 | 生活支援事業(母子加算の実施) | 生活保護におけるひとり親世帯の自立を支援するため、母子加算を実施する。 | 生活支援課 |
| 13 | 市営住宅維持管理事業 | 年間空家募集戸数のうち、母子家庭等の優先枠を確保する。 | 都市・交通政策課 |
| 14 | 障がい児への医療扶助 | 重度障がい児に対し、通院・入院医療費の一部を助成する。また、中度障がい児に対し、入院費の自己負担額の1/3を助成する。所得制限あり。 | 医療助成・年金課 |
| 再 | 障がい児保育事業(P48 No.7) | 専門機関や入所検討会等などの所見を踏まえながら、保育所において障がい児保育を実施する。 | 児童保育課 |

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|------------------------------|---|-----------|
| 15 | 障がいのある子どもへの支援 | 保育所、留守家庭児童育成クラブ等において、障がいのある児童の状況に応じて、保育士等の加配を行う。 | 児童保育課 |
| 16 | 障がいのある子どもへの支援 | 幼稚園、小中学校において、障がい児加配（介助員）を配置し、障がいのある幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援を行う。 | 学校指導課 |
| 17 | 特別支援教育 児童生徒就学 奨励費補助金事業 | 特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を補助する。 | 学務課 |
| 18 | 特別児童扶養手当 支給事業 | 20歳までの身体または精神に障がいがある児童を養育している保護者を対象に支給する。所得制限あり。 | 子育て・家庭支援課 |
| 19 | 児童居宅生活支援 事業 | 居宅介護、移動支援及び短期入所に係る給付費を支給し、児童の居宅生活を支援する。 | 障害福祉課 |
| 20 | 障害児相談支援 事業 | 在宅の障がい児の地域生活を支援するため、障がい児の心身の状況や環境、障がい児及びその保護者の意向を聴取し、障がい児支援利用計画を作成するとともに、福祉サービス等の利用に関する援助・調整や相談を行う。 | 障害福祉課 |
| 21 | 放課後等 デイサービス事業 | 療育の必要な20歳未満の就学児童を対象として、学校と連携・協働し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。 | 障害福祉課 |
| 22 | 児童発達支援 センター事業 | 川西さくら園において、施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童及びその家族を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、機能回復訓練、生活適応訓練等の療育及び療育方法の指導を実施する。 | 障害福祉課 |
| 23 | 児童発達支援事業 | 施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。 | 障害福祉課 |
| 24 | 保育所等訪問 支援事業 | 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を実施する。 | 障害福祉課 |
| 25 | 自立支援医療 (育成医療) | 18歳未満の障がい児、または治療を行わない場合将来において障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、その身体障がいを除去、軽減、または防止するための医療について、医療費の一部を給付する。 | 障害福祉課 |
| 26 | 障害児福祉手当 | 身体または精神に重度の障がいがあるために常時介護を必要とする20歳未満の人に支給する。所得制限あり。 | 障害福祉課 |
| 27 | 重度心身障害児 (者) 介護手当 | 常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児(者)を介護している人を対象に支給する。所得等の制限あり。 | 障害福祉課 |
| 28 | 軽・中度難聴児 補聴器購入費等 助成事業 | 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児について、補聴器購入費の一部を助成する。 | 障害福祉課 |

基本目標Ⅲ

子どもたちを家庭・地域で健やかに育む

施策の方向 1 子どもがのびのびと活動できる環境・機会の充実

① 安心して過ごせる場の確保

地域の子ども同士やおとなとの交流を通じて、健やかな体と心を育てることができるように、既存の資源や施設を活用しながら、子どもの遊び場や公園等、安全で安心な場の整備に努めます。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|--------|------------------------|--|------------------------|
| 再 | 放課後子ども教室 (P49 No.1) | 各小学校区の実行委員会が小学生を対象に放課後や夏休み等に様々な体験活動を行う放課後子ども教室事業を支援する。また、市放課後子どもプラン運営委員会を開催し、放課後児童対策事業の効果的な運営方法を検討する。 | こども・若者政策課 |
| 1 新 | (仮称) こども・若者プラザの整備 | 子育て家庭・若者支援に関する市の拠点となる施設として(仮称)こども・若者プラザを整備し、ニートやひきこもり等若者が抱える悩みに対する相談や、社会生活を円滑に送ることができるよう支援する居場所を運営する。 | こども・若者政策課 |
| 2 | 久代児童センター事業 | 幼児を対象にしたリズム遊びや制作遊び、児童を対象にした大正琴や囲碁等のクラブ等の季節の行事を実施する。また、中・高校生に対して異年齢交流機会の提供や自由来館形式による居場所づくりを行う。 | 子育て・家庭支援課 (社会福祉協議会) |
| 3 | 遊び場の開放 | 幼児とその保護者を対象に遊戯室・体育室を、小学生を対象に体育室を開放し、幼児・児童の仲間づくりの場を提供する。 | 総合センター |
| 4 | 知明湖キャンプ場管理運営事業 | 知明湖キャンプ場の管理・運営を実施する。 | 文化・観光・スポーツ課 |
| 5 | 丹波少年自然の家運営事業 | 丹波少年自然の家を、阪神丹波地区9市1町一部事務組合の事業として実施する。 | 生徒指導支援課 |
| 6 | 公民館運営事業 | 市内の公民館において、子ども・親子・世代間交流、伝統文化等の講座を開催する。 | まなび支援室 |
| 7 | 図書館運営事業 | 司書の選定した絵本や児童図書を収集、整理、保存し、貸出を行うとともに、閲覧の場を提供する。 | 中央図書館 |
| 8 | 公園改良事業 | 公園整備の市民のニーズは、少子・高齢化が進む中、多種多様化し、世代間を超えた公園の活用が求められていることから、地域に密着したふれあいの場として既存設備の点検・補修を含め、安全で安心して利用できる公園整備を実施する。 | 公園緑地課 |

② 遊びや学びの機会の充実

子どもたちが、芸術や文化、スポーツ、自然に親しむ機会、異なる世代や価値観を持つ人との交流等を、地域のボランティア等の協力を得ながら体験し、豊かな人間性や社会性を育むとともに、基礎的な学力を身につけるための機会を提供します。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|----------------------|--|------------------------|
| 1 | 自然ふれあい講座の開催 | 市内の豊かな自然環境について講師とともに観察・体感することにより、子どもの自然に対する興味や知識を深めるとともに、親子で参加することによる家族のふれあいの機会を提供する。 | こども・若者政策課 |
| 2 | 川西ジョイフル・フレンド・クラブ補助事業 | 各小学校区において、地域住民による実行委員会等を組織し、青少年の様々な活動の機会を創出し、異年齢・異世代交流による地域の教育力の向上を推進するための事業に対し補助を行う。 | こども・若者政策課 |
| 3 | 青少年団体活動補助金 | 川西市子ども会連絡協議会や川西リーダー隊、ボーイ・ガールスカウトの青少年育成団体の活動を支援するための補助を行う。 | こども・若者政策課 |
| 4 | 世代間交流事業 | 久代児童センターにおいて、併設している老人福祉センターの利用者にボランティアで講師を依頼し、茶道・大正琴・囲碁・詩吟等を子どもたちに教授する。 | 子育て・家庭支援課 (社会福祉協議会) |
| 5 | 幼児教室の開催 | 1歳とその保護者を対象に「1歳のひろばONEだーらんど」、2歳児とその保護者を対象に「たんぼぼくらぶ」、3歳児とその保護者を対象に「ぼんだくらぶ」、1歳から3歳の幼児とその保護者を対象に「親子で遊ぼうDAY」、外部講師による読み聞かせ「おはなしらんど」を実施する。 | 総合センター |
| 6 | 児童教室の開催 | 小学生を対象に、将棋、ダンス、ハンドベル、ショートテニス、料理、七夕飾り作り、クリスマスリース作り等の教室を実施する。 | 総合センター |
| 7 | 基礎学力向上推進事業 | 全小・中学校で習熟度調査を行い、実態把握から改善方を検討・実施・評価という教育に関するPDCAサイクルの構築を継続し、学力向上を図る。改善方案の1つとして「きんたくん学びの道場」の拡充を図る。 | 学校指導課 |
| 8 | 学校・地域連携推進事業 | 地域住民や大学生が学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を支援するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して子どもたちの生きる力を育成する。 | 教育情報センター |
| 9 | 文化財保存啓発事業 | 市内の小学生を対象に、広報誌等を通して一般公募した参加者とともに、史跡めぐりハイキングや昔あそびを体験する。 | 社会教育室 |
| 10 | おはなし会の実施 | 主に乳幼児から小学生を対象に、絵本の読み聞かせ等を行うおはなし会を実施する。 | 中央図書館 |
| 11 | 読書週間事業 | 子ども読書週間(4/23~5/12)と読書週間(10/27~11/9)に、子どもを対象にした行事を開催する。 | 中央図書館 |
| 12 | スポーツ少年団支援事業 | スポーツや交流事業等による青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援する。 | 文化・観光・スポーツ課 |

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|--------------------------|---|--------------------------|
| 13 | 地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21)支援事業 | 子どもたちがスポーツを通して地域の人々との交流や人間的成長、体力の向上を図るため、全小学校区に設立している地域スポーツクラブの運営を支援する。 | 文化・観光・スポーツ課 |
| 14 | 文化財団事業 | 青少年を対象とする様々な事業を通して、青少年に音楽や伝統文化等に触れる機会を提供し、その育成を図る。 | 文化・観光・スポーツ課(文化・スポーツ振興財団) |

③ 様々な体験活動の提供

子どもたちが、様々な社会活動を通じて自分たちの視点で考え、成長していくことができるよう、多彩な活動や交流機会の提供、食育等を通じて子どもと保護者等への体験活動を提供します。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|----------------------|---|---------|
| 1 | 親子料理教室 | 地域活動団体と協力して、3～5歳児親子を対象に「朝ごはんを食べよう」などをテーマとした子どもの調理実習等、効果的な食育実践啓発を行う。 | 健康づくり室 |
| 2 | 食育の推進 | すべての世代を対象に様々な機会を活用するために作成した食育啓発用DVDを用いて、地域で食育や栄養・食生活等に関する情報を積極的に発信する。 | 健康づくり室 |
| 3 | | 保育所においては、給食その他保育活動を通して食育を推進する。 | 児童保育課 |
| 4 | | 様々な体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる子どもの育成に努める。あわせて、食育が知育・徳育・体育の基礎として定着できる取り組みを進める。 | 学校指導課 |
| 5 | 完全米飯給食の実施 | 学校給食において自校調理方式で和食を中心に手づくりにこだわった完全米飯給食を実施し、子どもたちの健やかな成長や生きる力の醸成につなげる。 | 学務課 |
| 6 | 小学校体験活動事業 | 小学校3年生が地域の自然の中で、地域の人々の協力を得ながら、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ活動を推進する。また、小学校5年生が自然の中で、4泊5日の宿泊体験を通じて、豊かな感性や社会性を育む活動を推進する。 | 生徒指導支援課 |
| 7 | 里山体験学習事業 | 小学校4年生を対象に日本一の里山である黒川地区を舞台とした自然観察や地域住民とのふれあいを通じて、自然に対する畏敬の念や生命のつながり、環境保全の大切さ等を実感させ、児童の心の豊かさを育む。 | 生徒指導支援課 |
| 8 | 兵庫県地域に学ぶトライやる・ウィーク事業 | 市内中学2年生全員が1週間学校を離れて地域の事業所や様々な活動場所で、体験的学習を行う。「こころの教育」を中心とした全県的な取り組みで、地域と学校・生徒・保護者が協力体制を深めていく。 | 生徒指導支援課 |
| 9 | 読書支援事業 | マルチメディアデジ図書の提供や、バリアフリー上映会の開催等により、誰もが読書に親しむ機会を提供する。 | 中央図書館 |

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|---------------|--|-------------|
| 10 | 夏休み特別事業 | 夏休みに子どもを対象とした図書館員体験等の行事を開催する。 | 中央図書館 |
| 11 | 小学生と子育て親子の交流 | 牧の台子育て学習センターで、小学生と乳幼児親子の交流会を通じ、生命の大切さ等を学ぶ。 | 子育て・家庭支援課 |
| 12 | 消費者啓発事業 | 夏休みくらしの親子講座（金銭感覚や食生活、環境に配慮した消費行動等、生活全般にわたる基本的な知識を、親子で楽しみながら学習）を実施する。 | 生活相談課 |
| 13 | | 5歳児・小学生には買い物を通じた金銭教育、中学・高校生には契約、携帯やインターネットのトラブルについて等、各ライフステージに応じた消費者教育を実施する。 | 生活相談課 |
| 14 | 姉妹都市(海外)等との交流 | 姉妹都市ボーリング・グリーン市（アメリカ・ケンタッキー州）の小学校との作品交流、市立図書館の書籍交換交流等、様々な交流機会を提供する。 | 文化・観光・スポーツ課 |

施策の方向2 家庭・地域で子どもたちを育てるための体制づくり

① 子育てを支援するネットワークづくり

地域社会において子どもに関わる多くの人がお互いに協力し、子どもを育てる環境を整備するため、様々な子育て支援活動の連携を広げていくためのネットワークづくりを推進します。また、地域で活動しているNPOや団体、ボランティア活動等の充実に向けた支援、連絡調整を図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

あわせて家庭や地域における青少年の健全育成をより一層推進するため、毎月第3日曜日（毎年11月は強調月間）の「青少年ふれあいデー」の啓発を中心として、地域団体と連携しながら、家族のきずなや地域とのつながりを深めていきます。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|---------------------|--|-----------|
| 1 | 親元近居助成制度 | 子育て・介護等の共助を推進し、若年世帯の流入・定住化促進を目的として市内に住む親世帯と近居するために、市内に住宅を取得して居住する子育て世帯に対し、住宅取得時の登記費用の一部を助成する。 | 経営改革課 |
| 2 | 一時保育の推進 | 子育て中でも様々な活動に参加できるよう、講演会等の開催時に保育ボランティアの協力を得て、一時保育を行う。 | 子育て・家庭支援課 |
| 3 | 子育て支援活動のネットワークづくり事業 | 地域の子育て活動を支援するために、子育てグループ交流会を実施するほか、様々な機関・団体と連携し、コーディネートするとともにこれらのネットワーク化を図る。 | 子育て・家庭支援課 |
| 4 | 子育て支援相談事業 | 地域で活動する子育て支援者からの様々な相談を受ける体制を整備し、地域でのネットワークづくりを支援する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 5 | 地域の子育て支援者の育成・活動支援事業 | 地域の子育て支援者に向けた講座を開催し、支援者の育成や支援活動の活性化を図る。また、子育て支援者の活動の支援や相談等に対応する窓口として牧の台子育て学習センター等の機能の充実に努める。 | 子育て・家庭支援課 |
| 6 | 青少年問題協議会運営事業 | 青少年の健全育成にかかる市の総合的な施策方針を協議・決定するとともに、コミュニティ・青少年団体・学校・保護者等の関係機関との連絡調整を図る。 | こども・若者政策課 |
| 7 | 「青少年ふれあいデー」の啓発 | 家族のきずなや地域とのつながりを深めるため、毎月第3日曜日・強調月間の11月を中心に「青少年ふれあいデー」について、各地域団体等と連携しながら啓発活動を展開し、全市を挙げて、青少年の健全育成を推進する。 | こども・若者政策課 |
| 8 | 子ども・若者支援地域協議会運営事業 | 困難を抱える子ども・若者やその家族に対して、子ども・若者支援地域協議会を構成する福祉や保健、教育、雇用等の機関が、それぞれの専門性を活かして連携し、一人ひとりに対応した支援を行う。 | こども・若者政策課 |
| 9 | 保育所での地域子育て支援事業 | 市立保育所3か所と民間保育所1か所に、地域子育て支援担当保育士を配置し、プレイルームの開設や子育て講座・講演会等を実施する。また、各保育所において、園庭開放や子育て相談、親子での保育所体験会等を実施し、在宅で子育てをしている家庭を支援する。 | 児童保育課 |

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|------------------------|---|--------------------|
| 10 | 幼稚園での地域子育て支援事業 | 幼稚園において、子育て相談や絵本の読み聞かせ、子育てに関する講演会等を実施し、在宅で子育てをしている家庭を支援する。 | 教育情報センター |
| 再 | 学校・地域連携推進事業 (P56 No.8) | 地域住民や大学生が、学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を支援するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの生きる力を育成する。 | 教育情報センター |
| 11 | 子どもの読書活動推進協議会事業 | 「ブックスタート」をはじめとする子どもの読書活動の推進を図るため、関連機関との連絡調整を図る。 | 中央図書館 |
| 12 | ボランティア活動センター事業 | 社会福祉協議会のボランティア活動センターに、ボランティア活動支援助成を実施し、子育て支援に係るボランティアの育成や、一時保育ボランティアの派遣等、子育てに係るボランティア事業の充実を図る。 | 福祉政策課 (社会福祉協議会) |

② 地域の子育て環境づくり

子どもや子育て家庭が安心して外出できるよう、公共施設等の子育てバリアフリーを推進するとともに、子どもを取り巻く有害環境の浄化活動を進めます。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|----------------------|--|---------------------|
| 1 | すくすくベビールームの設置 | 授乳やオムツ替え等のスペースを設置する施設を登録し、ステッカー等を掲示することで、子育て中の家族が出かけやすい環境づくりを進める。 | 各施設管理者 子育て・家庭支援課 |
| 2 | 子育てバリアフリーの推進 | 妊産婦や乳幼児連れでも快適に利用できるよう、段差の解消や授乳室、授乳コーナー、ベビーベッドの設置等、公共施設、民間施設における子育てバリアフリーの取り組みを進める。 | 各施設管理者 子育て・家庭支援課 |
| 3 | 市役所内の遊び場等の設置 | 子ども連れで市役所に来庁する人が安心して手続きできるよう設けているキッズコーナーに加え、授乳やオムツ替えができるスペースを設ける。 | 子育て・家庭支援課 |
| 4 | 幼児2人同乗用電動自転車貸出事業 | 3人乗り電動自転車(幼児2人同乗)を、保護者と子どもの安全を確保するなどして貸し出すことにより、子育て家庭が外出しやすい環境を整備することで、子育て家庭を支援する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 5 | 青少年の健全育成を阻害する店舗等指導事業 | 兵庫県民局の依頼を受け、青少年の健全育成の観点から有害とされる雑誌・ビデオ・DVD・遊戯具等の販売が無秩序に行われないう、兵庫県青少年愛護条例の遵守を販売者に働きかけ、改善がなされないときは県への報告を行い、当該条例に基づく販売方法等の変更または中止を働きかける。 | 青少年センター |

施策の方向3 次世代を育む若い世代への支援

① 家庭や子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進

様々な社会状況から、以前に比べ子どもを持つ意識、家庭を持つ意識が希薄になってきていると言われていています。「次代の親」となる中学生・高校生等が、子育てや仕事の体験学習等により、家庭を築くことの大切さや子どもを生き育てることの意義を理解するための取り組みを進めます。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|---------------------------------|--|-----------|
| 再 | 「青少年ふれあいデー」の啓発 (P59 No.7) | 家族のきずなや地域とのつながりを深めるため、毎月第3日曜日・強調月間の11月を中心に「青少年ふれあいデー」について、各地域団体等と連携しながら啓発活動を展開し、全市を挙げて、青少年の健全育成を推進する。 | こども・若者政策課 |
| 1 | トライやるウィーク・ふれあい育児体験学習 | 中学生については「トライやるウィーク」で、高校生については家庭科の授業の中の「ふれあい育児体験実習」で、保育所等において受け入れを行い、中・高校生と乳幼児とが直接ふれあう機会を提供する。 | 児童保育課 |
| 再 | 小学生と子育て親子の交流 (P58 No.11) | 牧の台子育て学習センターで、小学生と乳幼児親子の交流会を通じ、生命の大切さ等を学ぶ。 | 子育て・家庭支援課 |
| 再 | 教育研究事業 (男女平等教育研修) (P47 No.4) | 研究校園を指定し、川西市男女平等教育ガイドライン「かがやき～すべての子どもたちのしあわせを願って～」に基づいて、男女平等教育を推進するとともに、教職員の資質向上を図る。指定校園の研究の成果を研究発表として公開し、男女平等教育への理解と意識の高揚を図る。 | 教育情報センター |
| 2 | キャリア教育推進補助金事業 | 進路指導において、子どもたちが進路を決定するために必要とする資料や情報を提供することで、一人ひとりの生徒に対してきめ細かな進路相談・指導を充実させるとともに、子どもたちがより確かな進路実現を図れるための支援を行う。 | 生徒指導支援課 |
| 3 | 兵庫県地域に学ぶ トライやる・ウィーク事業 | 「トライやるウィーク」で、保育所等での活動を通して、中学生と乳幼児とが直接ふれあう活動を行う。 | 生徒指導支援課 |

施策の方向 4 子育てと仕事の両立の推進

① 男性も女性もともに責任を果たす男女共同参画社会づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加により、多様なライフスタイルを求める世帯が増えています。「男女共同参画プラン」の着実な推進を図りながら、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|-----------------------|---|---------------------------|
| 1 | ジェンダー問題相談事業 | 男女共同参画センター事業として、「女性のための相談」を実施中で、週3日は専門相談員による面接・電話相談を、週2日はカウンセリンググループによる電話相談を行い、ジェンダーの視点からの子育てと仕事の両立推進をサポートしている。 | こども・若者政策課 (男女共同参画センター) |
| 2 | 男女共同参画センター学習啓発事業 | 男女共同参画社会を実現するためのワーク・ライフ・バランスに関する講座等を開催するとともに、絵本等の図書を収集し、貸し出しや読み聞かせの時間を持つほか、管内展示にも工夫を凝らす等、子育て支援事業を実施する。 | こども・若者政策課 (男女共同参画センター) |
| 再 | 妊娠中の学習会 (P43 No.6) | 出産の準備、沐浴実習等の学習会を実施する。妊娠期からの仲間づくりにつなげ、子育て期の孤立や育児不安の軽減を図る。また、父親の育児や家事への参加意欲の向上に努る。 | 健康づくり室 |

② 子育てと両立しやすい就労環境への啓発

子育てと仕事が両立できるよう、子育てが一段落した女性の再就職のため、職業能力向上の機会や就職情報の提供等を行います。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|---------------|--|---------------------------|
| 1 | 女性のための再就職支援講座 | 再就職・再就労・起業を希望する女性を支援する講座や、それらに対応したパソコン講座等を開催する。 | こども・若者政策課 (男女共同参画センター) |
| 2 | 特定事業主行動計画の策定 | 職場全体で次世代育成を支援し、ワーク・ライフ・バランスを推進していく環境づくりと、職員一人ひとりが従来の働き方を見直し、男女の別なく仕事と子育てを含む家庭・地域生活との両立を図っていくことをめざして、計画を策定し、実行する。 | 職員課 |
| 3 | 潜在看護師復職支援事業 | 看護師として再就職するにあたり、実地研修等を行い支援する。 | 市立川西病院 |

基本目標Ⅳ

子どもの権利と安全を守る

施策の方向 1 子どもの人権を尊重する社会づくり

① 子どもの参加・参画をすすめる施策の展開

子どもに関わる施策や事業に、子どもの視点や意見を反映するとともに、子どものまちづくりへの参画を推進し、子どもたちの考えが市政やまちづくりに活かせるよう努めます。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|-----------------|--|-----------|
| 1 | PTCA青少年フォーラムの開催 | 市内の県立高校生が実行委員会として企画・運営へ参画するとともに、生徒会やクラブ活動等が発表を行う場をプログラムに設定するなど、青少年と共にフォーラムを開催する。 | こども・若者政策課 |
| 2 | 青少年の善行表彰 | 青少年の地域社会への貢献や消防、警察への協力的行為等の善行を表彰することにより、社会に奉仕する精神の涵養等に寄与し、健全にして郷土愛にあふれる青少年の育成を図る。 | こども・若者政策課 |
| 3 | 子どもの人権ネット委託事業 | 小学校4年生から中学生の子どもたちが、自分たちの計画した「遊び」や「学習」をとおして「子どもの権利条約」について理解を深めるための活動を行う。 | 人権推進課 |
| 4 | 人権学習事業 | 川西市人権行政推進プラン・川西市人権教育基本方針の具現にむけ、学校園における人権文化の創造を図るため、学校園が実施する「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進する。 | 教育情報センター |
| 5 | 子ども議会実施事業 | 小・中学生が行政や市議会の仕組みを学ぶとともに、まちづくりに参画する場として、子ども議会を開催する。 | 教育情報センター |

施策の方向2 子どもたちの相談・支援体制の充実

① 相談体制の充実

子どもや子どもを取り巻くおとな（保護者、教員等）が抱える様々な悩みを、身近なところで相談・解決できる環境を整備します。

あわせて、いじめや虐待等子どもをめぐる人権侵害事案が全国的に相次いで起こり、大きな社会問題となっている現状にあって、「子どもの人権オンブズパーソン制度」の積極的な活用の促進に向け、関係機関と効果的な連携を図りながら、人権侵害への未然防止対策の充実強化や同制度のより一層の情報発信に努めます。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|------------------|---|-----------|
| 1 | 子ども・若者総合相談窓口の開設 | 社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者や、その保護者からの相談に対して、適切な助言や関係支援機関の紹介、情報提供を行うなど、自立に向けて相談者一人ひとりに対応した支援を行う。 | こども・若者政策課 |
| 2 | 子どもの人権オンブズパーソン事業 | 公的第三者機関であり、一定の独立性が担保された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」において、いじめや体罰、虐待、不登校等子どもの人権侵害に関し、相談及び関係者との調整活動を行うとともに、市民等からの申立て等による調査活動を実施するなどして、子どもの人権を擁護し救済を図る。 | 人権推進課 |
| 3 | 青少年相談事業 | 不登校やひきこもりの子どもと保護者を対象に、電話相談・来所相談を行うとともに、カウンセリング、言語訓練や助言といった教育相談を行う。 | 教育情報センター |
| 4 | 適応教室運営事業 | 不登校やひきこもりの子どもの自立心の回復や学校復帰の支援のため、適応教室青少年の家「セオリア」の開室、不登校に悩む保護者を対象とした「気軽におしゃべり会」、教育情報センターの相談部門との連携による相談活動を行う。 | 青少年センター |

② 児童虐待防止対策の充実

児童の安全・健全な成長の確保と児童虐待防止対策を講じるため、児童虐待防止に関する啓発活動や、関係機関による「要保護児童対策協議会」の活動を推進するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」や母子保健事業を活用した支援の充実を推進します。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|------------------------|---|-----------|
| 再 | 家庭児童相談室運営事業 (P50 No.6) | 18歳以下の子どもを養育している家庭の相談に応じる。また、研修会への参加等により、家庭児童相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努める。 | 子育て・家庭支援課 |
| 再 | こんにちは赤ちゃん事業 (P50 No.1) | 生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士の資格を持った職員が全戸訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する。 | 子育て・家庭支援課 |

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|-----------------------|--|-----------|
| 再 | 育児支援家庭訪問事業 (P50 No.4) | 児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 1 | 児童虐待防止啓発事業 | 11月の児童虐待防止推進月間に、虐待防止に関するポスターやチラシ、啓発グッズの配布や講演会を開催し児童虐待防止を啓発する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 2 | 要保護児童対策協議会 | 要保護児童を早期に発見し対応するため、地域、福祉、保健、医療、教育、警察等関係機関によるネットワークを充実する。また、研修会の開催等により、関係機関職員の資質向上を図る。 | 子育て・家庭支援課 |
| 3 | 各種母子保健事業を活用した支援の充実 | 乳幼児（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児）健康診査事業、訪問指導（新生児・乳幼児等）事業、赤ちゃん交流会等の各種母子保健事業の機会をとらえて、子育てへの不安を抱えている親や、ハイリスク児への相談等継続的な支援を行い、虐待の発生予防や早期発見に努める。 | 健康づくり室 |

施策の方向3 子どもの安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもが交通マナーやルールを楽しみながら学ぶ機会を充実するとともに、交通安全施設の整備を行い、子どもの交通事故防止に努めます。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|---------------------|--|-------|
| 1 | 交通安全対策の推進 | 安全灯、転落防止柵、カーブミラー等の交通安全施設について、子どもが安全で安心して通うことができるよう、新設を含め維持管理を行う。また、信号機、横断歩道、交通標識等の交通規制にかかる整備の推進については、引き続き川西警察署を通じて県公安委員会に要望する。 | 道路管理課 |
| 2 | 幼児交通安全クラブ「うさちゃんクラブ」 | 毎月1回、交通安全教室を開いて、幼児の交通事故の現状、幼児の行動（心理）特性、家庭における幼児の交通安全教育の進め方等について、実践的な教育活動を実施する。また、チャイルドシートの正しい着用についての啓発に努める。 | 道路管理課 |

② 子どもを犯罪や災害等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪や災害等から守るため、地域のおとなと子どものコミュニケーションづくりを進めるとともに、見守り活動や危険回避場所の拡充を行います。また、犯罪や災害による被害を未然に避けることができるよう、防災訓練の実施等を関係機関・団体との連携・協力を得ながら推進します。

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|------------------|---|-----------|
| 1 | 乳幼児向け救急救命法講習会の開催 | 乳幼児向けの救急救命法と心肺蘇生法の実技講習会を開催し、子どもが事故にあったり、ケガをした場合の対処法を学ぶ機会を提供する。 | 子育て・家庭支援課 |
| 2 | 防災訓練の実施 | 台風・風水害の気象状況に応じ、緊急メールの送信により保護者に情報配信し、安全な避難場所・経路・手段を選定し入所児童の安全を確保する。また、火災や地震時に職員・児童が必要な知識と自覚を持つため、対応マニュアルに基づき避難訓練を実施する。さらに想定外の災害へも対応できるよう、緊急対応カードの活用や緊急メール配信による訓練を実施する。 | 児童保育課 |
| 3 | | 市立幼稚園で、「火災時」「地震時」「警報発令時」等を想定し、避難訓練を計画的に実施する。保護者の引き取りや、地域住民との合同での訓練等も行い、自らの生命を守る意識の育成を進める。 | 生徒指導支援課 |
| 4 | かわにし安心ネット | 防災に関する情報を配信する「川西あんしんネット」を利用し、防犯に関する緊急情報を配信する。 | 生活相談課 |
| 5 | 生活安全事業 | 「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、生活安全推進連絡協議会にて情報交換を行う等、警察をはじめ、市民や関連団体と連携し、地域の安全確保に向けた取り組みを継続する。 | 生活相談課 |

| No | 事業名 | 事業概要 | 担当所管 |
|----|----------------------|---|-----------|
| 6 | こどもを守る110番のくるま | 迷惑行為、痴漢等の犯罪行為等の危険から子どもたちを守るため、市公用車や郵便局の車両等にゴムマグネットまたはステッカーを貼り走行する。 | 生活相談課 |
| 7 | こどもをまもる110番のおうち事業 | 児童・生徒の登下校時等における安全確保のため、PTA・コミュニティ・諸団体の協力を得ながら「こどもをまもる110番のおうち」の拡充・整備を図る。 | 青少年センター |
| 8 | 学校安全協力員 | 校内及び通学路での子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民の協力を得て、校門での声かけや通学路での見守り、付き添いを実施する。 | 青少年センター |
| 9 | 青少年育成事業 | 青少年非行の防止と児童・生徒の安全確保を図るため、警察・学校・市民が連携協力し、補導活動と学校外における安全確保に関する活動を行う。 | 青少年センター |
| 10 | 青色回転灯パトロール | 警察の許可を得て、青色回転灯を装備した公用車で小学校の通学時間帯を中心に市内を巡回し、児童生徒の見守りを行い、その安全確保を図る。 | 青少年センター |
| 11 | 青少年育成市民会議補助事業 | 市内7中学校区の青少年育成市民会議が、地域の青少年健全育成に関わる団体の連携のもと、地域のおとなの声かけ（あいさつ運動）・見守り（登下校時の子どもの見守り）運動等を実施する。 | こども・若者政策課 |
| 12 | 保育所運営事業（不審者の侵入への対応） | 児童の生命・安全を確保することを第一に考え、職員間の連絡、通報、避難体制等を取るとともに、県警ホットラインを使用した訓練や川西警察署生活安全課の協力による不審者対応訓練を実施する。 | 児童保育課 |
| 13 | 保育所運営事業（防犯システムの拡充） | 不審者の侵入を抑止し、保育所の安全を確保するため、モニター付きインターフォンの設置や門扉のオートロックを設置している。また、夜間及び休日は機械警備により、警備員の緊急出勤を要請できるシステムを導入している。 | 児童保育課 |
| 14 | 市立学校園運営事業（防犯システムの整備） | 防犯カメラと夜間及び休日における機械警備を整備し、幼児・児童・生徒のより安全な学校園生活の推進を図る。 | 教育総務課 |

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域の設定に係る考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を定めることとしています。

この提供区域ごとに「教育・保育」「地域型保育事業」、及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

(2) 当計画における提供区域について

以下の検討により、当計画における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を下表のとおり設定します。

- ① 利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要性
- ② 保育所整備等を進める指針としてきた「川西市保育所整備計画」との連続性
- ③ 「川西市高齢者保健福祉計画 第5期介護保険事業計画」における「住み慣れた地域での日常生活ができるために日常生活圏域(概ね30分以内に駆けつけられる圏域が理想的な圏域であるとされている)」との整合性

【 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の提供区域 】

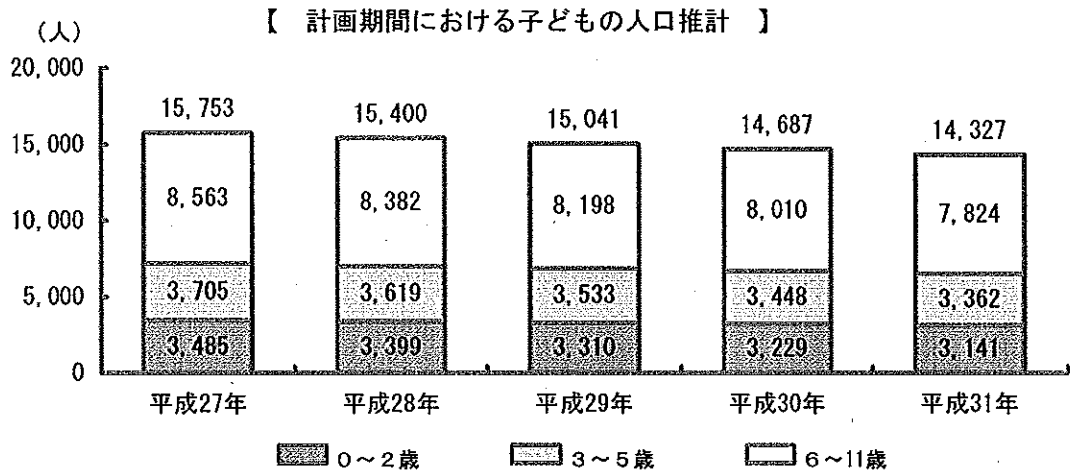
| 区域 | 教育・保育 | 地域子ども・子育て支援事業 |
|------|-------------------------------------|--|
| 市全域 | 幼児期の教育 幼稚園 認定こども園 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・時間外保育事業(延長保育) ・放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成クラブ) ・子育て短期支援事業(ショートステイ) ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ・育児支援家庭訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター) ・妊婦に対する健康診査 |
| 中学校区 | 乳幼児期の保育 認定こども園 保育所 地域型保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 |

2 計画期間における人口推計

計画の策定にあたって、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要とされる0歳から11歳について、計画期間である平成27年度から31年度の人口推計を行いました。

人口推計は、上位計画である第5次川西市総合計画（計画期間：平成25年度～平成34年度）との整合を図るため、第5次川西市総合計画策定に係る将来人口推計報告書（平成24年3月）に基づき算出しています。

この人口推計において、0歳から11歳の人口は平成27年においては15,753人となっていますが、その後年々減少し平成31年には14,327人となり、概ね1割の減少となっています。また、年代別でもすべての年代で減少しています。



【 計画期間における年齢別子どもの人口推計 】

| 年齢 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 0歳 | 1,050人 | 1,023人 | 996人 | 972人 | 945人 |
| 1歳 | 1,193人 | 1,164人 | 1,134人 | 1,106人 | 1,076人 |
| 2歳 | 1,242人 | 1,212人 | 1,180人 | 1,151人 | 1,120人 |
| 3歳 | 1,223人 | 1,193人 | 1,162人 | 1,133人 | 1,102人 |
| 4歳 | 1,264人 | 1,233人 | 1,202人 | 1,172人 | 1,140人 |
| 5歳 | 1,218人 | 1,193人 | 1,169人 | 1,143人 | 1,120人 |
| 6歳 | 1,335人 | 1,309人 | 1,282人 | 1,254人 | 1,228人 |
| 7歳 | 1,330人 | 1,303人 | 1,276人 | 1,249人 | 1,222人 |
| 8歳 | 1,409人 | 1,381人 | 1,354人 | 1,324人 | 1,295人 |
| 9歳 | 1,396人 | 1,368人 | 1,340人 | 1,311人 | 1,283人 |
| 10歳 | 1,597人 | 1,560人 | 1,521人 | 1,483人 | 1,444人 |
| 11歳 | 1,496人 | 1,461人 | 1,425人 | 1,389人 | 1,352人 |
| 合計 | 15,753人 | 15,400人 | 15,041人 | 14,687人 | 14,327人 |

3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方

(1) 各年度における量の見込みの算定方法

計画の策定にあたり平成25年10月に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」の回答結果を基に、国の示す手順を基本として算出しています。なお、この算出手順による結果が実態と大きくかい離する場合、数値に一定の補正を行っています。

(2) 提供体制の確保方策の実施時期と内容

① 提供体制の確保方策の実施時期

教育・保育の利用希望に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等の提供体制の確保については、「待機児童解消加速化プラン」の目標年次としている平成29年度末までに対応することをめざし記載しています。

また、地域子ども・子育て支援事業に関しては、計画期間中（平成27年度～平成31年度）に提供体制を確保できるよう、その内容及び実施時期を記載しています。

② 教育・保育の提供体制の確保方策の内容

各年度の教育・保育の量の見込みに対する提供体制として、以下の教育・保育施設・事業等をもって確保方策の内容としています。

○ 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業

- ・市内に立地する各幼稚園・保育所・認定こども園の認可定員を基本に、各施設の利用実態等を加味した数値を記載しています。この上で提供体制が不足する区域について、新たな施設・事業の整備を実施する計画としています。
- ・幼稚園・認定こども園の教育標準時間の利用にかかる確保方策は、市内の既存施設において量の見込みを超える認可定員数が存在していることから、市内の量の見込みは市内の施設で提供体制を確保するものとして数値を記載しています。

○ 市外施設の利用

- ・利用実態を勘案し、当該市町との協議により調整を行った数値を記載しています。

○ 地域保育園

- ・平成26年3月現在の「川西市地域保育園助成金」の助成対象となる、入所児童数をもとに記載しています。

○ 他中学校区を利用

- ・保育所・認定こども園の保育認定にかかる確保方策は、市内既存施設の利用実態や有効活用の観点から、提供区域としている中学校区内で提供体制が不足している場合について、余裕がある隣接中学校区の施設の利用を想定しています。

4 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策

① 区域別の保育施設の量の見込みならびに実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期

市全域 (各中学校区の量の見込み及び確保方策の合計値)

| 年度 | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|------------------|------------------|------------|--------------|------------------|------------|--------------|------------------|------------|--------------|------------------|------------|--------------|------------------|------------|--------------|
| | 2号 認定 3~5歳 | 3号認定 0歳 | 1・2歳 31.4 | 2号 認定 3~5歳 | 3号認定 0歳 | 1・2歳 31.4 | 2号 認定 3~5歳 | 3号認定 0歳 | 1・2歳 31.3 | 2号 認定 3~5歳 | 3号認定 0歳 | 1・2歳 31.4 | 2号 認定 3~5歳 | 3号認定 0歳 | 1・2歳 31.3 |
| 利用希望率 (%) | 27 | 20 | 31.4 | 27 | 20 | 31.4 | 27 | 20.1 | 31.3 | 27.1 | 20.2 | 31.4 | 27.1 | 19.8 | 31.3 |
| 量の見込み (人) | 1,001 | 209 | 765 | 978 | 204 | 746 | 954 | 200 | 726 | 934 | 196 | 708 | 910 | 187 | 688 |
| 保育所・認定こども園 | 1,135 | 140 | 627 | 1,135 | 146 | 627 | 1,185 | 158 | 664 | 1,185 | 158 | 664 | 1,185 | 158 | 664 |
| 市外施設の利用 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 |
| 地域型保育 | 0 | 0 | 0 | 27 | 12 | 12 | 27 | 12 | 12 | 27 | 12 | 12 | 27 | 12 | 12 |
| 地域保育園 | 36 | 22 | 41 | 36 | 22 | 41 | 36 | 22 | 41 | 36 | 22 | 41 | 36 | 22 | 41 |
| 量の見込みと定員数の差 (人) | 170 | -47 | -81 | 193 | -9 | -53 | 267 | 7 | 0 | 287 | 11 | 14 | 311 | 20 | 30 |
| 確保方策 (人) | 940 | 137 | 627 | 925 | 141 | 625 | 919 | 152 | 664 | 899 | 148 | 650 | 875 | 141 | 636 |
| 市外施設の利用 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 9 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 |
| 地域型保育 | 0 | 0 | 0 | 27 | 12 | 12 | 27 | 12 | 12 | 27 | 12 | 12 | 27 | 12 | 11 |
| 地域保育園 | 35 | 22 | 41 | 35 | 21 | 41 | 35 | 21 | 41 | 35 | 21 | 41 | 35 | 21 | 40 |
| 量の見込みと確保方策の差 (人) | -26 | -50 | -81 | -18 | -15 | -55 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 定員数・・・各中学校区の既存の保育の提供体制の数と、確保方策により提供体制の増加を見込んだ数値を加えた合計値

※ 確保方策・・・定員数の内、各中学校区の量の見込みの受入れに必要とされる各中学校区の合計値

ア. 川西南中学校区

| 年度 | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|------------------|--------------|--------------|------|--------------|--------------|------|--------------|--------------|------|--------------|--------------|------|--------------|--------------|------|
| | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 0歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 0歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 0歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 0歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 0歳 |
| 利用希望率 (%) | 25.1 | 27.8 | 26.8 | 25.1 | 27.8 | 26.8 | 25.1 | 27.8 | 26.8 | 25.1 | 27.8 | 26.8 | 25.1 | 27.8 | 26.8 |
| 量の見込み (人) | 126 | 39 | 87 | 122 | 38 | 85 | 118 | 37 | 82 | 115 | 36 | 80 | 112 | 34 | 77 |
| 確保方策 (人) | 保育所・認定こども園 | | | 保育所・認定こども園 | | | 保育所・認定こども園 | | | 保育所・認定こども園 | | | 保育所・認定こども園 | | |
| 他中学校区 を利用 | 0 | 30 | 7 | 0 | 29 | 7 | 0 | 28 | 4 | 0 | 27 | 2 | 0 | 25 | 0 |
| 地域型保育 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域保育園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 量の見込みと確保方策の差 (人) | 0 | 0 | -8 | 0 | 0 | -6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

- ・ 量の見込みに対して、0歳、1・2歳の区分で提供体制が不足しています。
- ・ 隣接する川西中学校区の提供体制に余裕があり、各年度一定数が川西中学校区の施設の利用を想定します。
- ・ 平成29年度から、保育所・認定こども園で1・2歳の区分で6人の受入れを見込み、提供体制を確保します。

【参考（平成26年4月時点の定員数等）】

| 既存の保育の提供体制 | 定員 (人) | | |
|------------|--------|----|------|
| | 3～5歳 | 0歳 | 1・2歳 |
| 保育所・認定こども園 | 149 | 9 | 72 |
| 地域保育園 | 0 | 0 | 0 |

イ. 川西中学校区

| 年度 | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|--------------------|--------------|--------------------|------------|--------------|--------------------|------------|--------------|--------------------|------------|--------------|--------------------|--------------|------------|--------------------|------|
| | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 0歳 | 3号認定 0歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 0歳 | 3号認定 0歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 0歳 | 3号認定 0歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 0歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 0歳 | 3号認定 1・2歳 0歳 | |
| 利用希望率 (%) | 33.3 | 17.6 | 40.9 | 33.3 | 17.6 | 40.9 | 33.3 | 17.6 | 40.9 | 33.3 | 17.6 | 40.9 | 33.3 | 17.6 | 40.9 |
| 量の見込み (人) | 247 | 38 | 203 | 242 | 36 | 197 | 237 | 36 | 191 | 233 | 35 | 186 | 227 | 33 | 181 |
| 他中学校区からの 利用 (人) | 0 | 30 | 7 | 0 | 29 | 7 | 0 | 28 | 4 | 0 | 27 | 2 | 0 | 25 | 0 |
| 他中学校区からの利用合計 (人) | 3 | 0 | 21 | 1 | 0 | 27 | 0 | 0 | 36 | 0 | 0 | 34 | 0 | 0 | 32 |
| 他中学校区からの利用合計 (人) | 3 | 30 | 28 | 1 | 29 | 34 | 0 | 28 | 40 | 0 | 27 | 36 | 0 | 25 | 32 |
| 確保 方策 | 247 | 60 | 222 | 240 | 58 | 222 | 234 | 57 | 222 | 230 | 55 | 213 | 224 | 51 | 205 |
| 地域型保育 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 |
| 地域保育園 | 3 | 8 | 9 | 3 | 7 | 9 | 3 | 7 | 9 | 3 | 7 | 9 | 3 | 7 | 8 |
| 量の見込みと確保方策の差 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

- ・量の見込みに対して、提供体制が充実しているため、各認定区分において余裕があります。
- ・隣接している川西南中、明峰中学校区において提供体制に不足が生じているため、両中学校区からの利用を想定します。

【参考 (平成26年4月時点の定員数等)】

| 既存の保育の提供体制 | 定員 (人) | |
|------------|--------|------------|
| | 3～5歳 | 0歳 1・2歳 |
| 保育所・認定こども園 | 345 | 70 |
| 地域保育園 | 4 | 8 |
| | | 9 |

ウ. 明峰中学校区

| 年度 | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|------------------|----------|------|----------|------|----------|------|----------|------|----------|------|
| | 2号 認定 | 3号認定 | 2号 認定 | 3号認定 | 2号 認定 | 3号認定 | 2号 認定 | 3号認定 | 2号 認定 | 3号認定 |
| 認定区分 | 3~5歳 | 0歳 | 3~5歳 | 0歳 | 3~5歳 | 0歳 | 3~5歳 | 0歳 | 3~5歳 | 0歳 |
| 年齢 | 19.2 | 15.8 | 19.2 | 15.8 | 19.2 | 15.8 | 19.2 | 15.8 | 19.2 | 15.8 |
| 利用希望率 (%) | 64 | 14 | 84 | 14 | 80 | 14 | 78 | 13 | 76 | 13 |
| 量の見込み (人) | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 他中学校区を利用 | 多田中 (人) | | | | | | | | | |
| 他中学校区からの利用合計 (人) | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 確保 方策 (人) | 61 | | 61 | | 60 | | 59 | | 57 | |
| 保育所・認定こども園 | 3 | | 1 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 他中学校区 を利用 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 川西中 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 地域型保育 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 地域保育園 | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 量の見込みと確保方策の差 (人) | 0 | | -19 | | 0 | | -11 | | 0 | |

【確保方策の考え方】

- ・量の見込みに対して、1・2歳、3～5歳の区分で提供体制が不足しています。
- ・隣接する川西中学校区の提供体制に余裕があり、各年度一定数が川西中学校区の施設の利用を想定します。
- ・0歳の区分については若干余裕があり、隣接する多田中学校区からの利用を想定します。

【参考 (平成26年4月時点の定員数等)】

| 既存の保育の提供体制 | 定員 (人) | |
|------------|--------|----|
| | 3~5歳 | 0歳 |
| 保育所・認定こども園 | 61 | 15 |
| 地域保育園 | 0 | 0 |

工. 多田中学校区

| 年度 | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | | |
|-----------------|---------------|--------------|------|--------------|--------------|------|--------------|--------------|------|--------------|--------------|------|--------------|--------------|------|----|
| | 2号認定 3~5歳 | 3号認定 1・2歳 | 0歳 | 2号認定 3~5歳 | 3号認定 1・2歳 | 0歳 | 2号認定 3~5歳 | 3号認定 1・2歳 | 0歳 | 2号認定 3~5歳 | 3号認定 1・2歳 | 0歳 | 2号認定 3~5歳 | 3号認定 1・2歳 | 0歳 | |
| 利用希望率(%) | 35.4 | 17.0 | 27.4 | 35.4 | 17.0 | 27.4 | 35.4 | 17.0 | 27.4 | 35.4 | 17.0 | 27.4 | 35.4 | 17.0 | 27.4 | |
| 量の見込み(人) | 209 | 28 | 106 | 205 | 28 | 104 | 201 | 27 | 102 | 197 | 27 | 100 | 192 | 26 | 98 | |
| 確保方策 (イ) | 保育所・認定こども園 | 146 | 12 | 62 | 146 | 12 | 62 | 146 | 12 | 62 | 146 | 12 | 62 | 146 | 12 | 62 |
| | 他中学校 区を利用 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 清和台中 地域型保育 | 31 | 0 | 0 | 27 | 0 | 3 | 23 | 0 | 8 | 19 | 0 | 6 | 14 | 0 | 4 |
| | 地域保育園 | 32 | 14 | 32 | 32 | 14 | 32 | 32 | 14 | 32 | 32 | 14 | 32 | 32 | 14 | 32 |
| 量の見込みと確保方策の差(人) | 0 | -1 | -12 | 0 | -1 | -7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

- ・量の見込みに対して、すべての区分で提供体制が不足しています。
- ・隣接する明峰中学校、清和台中学校、清和台中学校の提供体制に余裕があり、各年度一定数が両中学校区の施設の利用を想定します。

【参考(平成26年4月時点の定員数等)】

| 既存の保育の提供体制 | 定員(人) | | |
|------------|-------|----|------|
| | 3~5歳 | 0歳 | 1・2歳 |
| 保育所・認定こども園 | 146 | 12 | 62 |
| 地域保育園 | 32 | 14 | 32 |

才. 緑台中学校区

| 年度 | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | | |
|---------------------|--------------|------|------------|----------|------|------------|----------|------|------------|----------|------|------------|----------|------|------------|----|
| | 2号 認定 | 3号認定 | 3号認定 0歳 | 2号 認定 | 3号認定 | 3号認定 0歳 | 2号 認定 | 3号認定 | 3号認定 0歳 | 2号 認定 | 3号認定 | 3号認定 0歳 | 2号 認定 | 3号認定 | 3号認定 0歳 | |
| 認定区分 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年齢 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | 3~5歳 | 1・2歳 | 0歳 | |
| 利用希望率(%) | 33.3 | 26.7 | 26.0 | 33.3 | 26.0 | 26.0 | 33.3 | 26.7 | 26.0 | 33.3 | 26.0 | 26.0 | 33.3 | 26.7 | 26.0 | |
| 量の見込み(人) | 73 | 16 | 37 | 72 | 16 | 36 | 70 | 16 | 36 | 69 | 16 | 36 | 68 | 15 | 35 | |
| 確保 方 策 (人) | 保育所・認定こども園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 | 9 | 31 | 50 | 9 | 31 | 50 | 8 | 30 |
| | 他中学校区 を利用 | 47 | 0 | 0 | 54 | 0 | 0 | 20 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 | 18 | 0 | 0 |
| | 地域型保育 | | 0 | 0 | | 7 | 5 | | 7 | 5 | | 7 | 5 | | 7 | 5 |
| | 地域保育園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 量の見込みと確保方策の差(人) | -26 | -16 | -37 | -18 | -9 | -31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【確保方策の考え方】

- ・量の見込みに対して、すべての区分において提供体制が不足しています。
- ・隣接する清和台中学校区の提供体制に余裕があり、3～5歳の区分において各年度、1・2歳においては平成28年度から一定数の利用を想定しています。
- ・平成28年度から、地域型保育事業により、0歳の区分で7人、1・2歳の区分で5人の受入れを見込み、提供体制を確保します。
- ・平成29年度から、保育所・認定こども園で合計90人規模の受入れを見込み、保育の提供体制を確保します。(状況が整えば、時期を前倒して実施することも検討)

【参考(平成26年4月時点の定員数等)】

- ・該当する施設はありません。

カ. 清和台中学校区

| 年度 | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 0歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 0歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 0歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 2号認定 3～5歳 |
| 認定区分 | 19.5 | 17.9 | 28.6 | 17.9 | 28.6 | 19.5 | 17.9 | 28.6 | 19.5 | 17.9 | 28.6 | 19.5 | 17.9 | 28.6 | |
| 年齢 | 0歳 | 1・2歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1・2歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1・2歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1・2歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1・2歳 | |
| 利用希望率(%) | 19.5 | 17.9 | 28.6 | 17.9 | 28.6 | 19.5 | 17.9 | 28.6 | 19.5 | 17.9 | 28.6 | 19.5 | 17.9 | 28.6 | |
| 量の見込み(人) | 101 | 27 | 98 | 26 | 95 | 96 | 25 | 92 | 93 | 24 | 89 | 90 | 23 | 86 | |
| 他中学校区からの 利用(人) | 31 | 0 | 0 | 27 | 0 | 3 | 23 | 0 | 8 | 19 | 0 | 6 | 14 | 0 | 4 |
| 他中学校区からの利用合計(人) | 47 | 0 | 0 | 54 | 0 | 0 | 20 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 | 18 | 0 | 0 |
| 確保方策 | 78 | 0 | 0 | 81 | 0 | 3 | 43 | 0 | 8 | 38 | 0 | 6 | 32 | 0 | 4 |
| 保育所・認定こども園 | 179 | 15 | 93 | 179 | 15 | 91 | 139 | 15 | 93 | 131 | 14 | 88 | 122 | 14 | 84 |
| 地域型保育 | 0 | 0 | 0 | 10 | 7 | 10 | 7 | 10 | 7 | 10 | 7 | 10 | 7 | 9 | 6 |
| 地域保育園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 量の見込みと確保方策の差(人) | 0 | -12 | -5 | 0 | -1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

- ・量の見込みに対して、0歳、1・2歳の提供体制が不足しています。
- ・3～5歳については隣接する多田中学校区・緑台中学校区から、1・2歳については平成28年度から一定数の利用を想定しています。
- ・平成28年度から、地域型保育事業により0歳の区分で10人、1・2歳の区分で7人の受入れを見込み、提供体制を確保します。

【参考（平成26年4月時点の定員数等）】

| 既存の保育の提供体制 | 定員(人) | | |
|------------|-------|----|------|
| | 3～5歳 | 0歳 | 1・2歳 |
| 保育所・認定こども園 | 179 | 15 | 93 |

キ. 東谷中学校区

| 年度 | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 | 2号認定 3～5歳 | 3号認定 1・2歳 |
| 利用希望率(%) | 22.4 | 20.8 | 28.4 | 20.8 | 22.4 | 20.8 | 22.4 | 20.8 | 22.4 | 20.8 |
| 量の見込み(人) | 181 | 47 | 150 | 46 | 172 | 45 | 168 | 44 | 164 | 43 |
| 確保方策(人) | 保育所・認定こども園 | 26 | 134 | 32 | 172 | 35 | 168 | 34 | 164 | 34 |
| | 猪名川町施設を利用 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地域型保育 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 10 | 0 | 9 |
| | 地域保育園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 量の見込みと確保方策の差(人) | 0 | -21 | 0 | -4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【確保方策の考え方】

- ・量の見込みに対して、0歳・1・2歳の区分で提供体制が不足しています。
- ・保育所・認定こども園で、0歳の区分で、平成28年度から6人、平成29年度から3人の受入れを見込み、提供体制を確保します。
- ・平成28年から、地域型保育事業により0歳の区分で10人の受入れを見込み、提供体制を確保します。
- ・1・2歳の区分の一定数について、猪名川町の保育施設の利用を想定しています。

【参考(平成26年4月時点の定員数等)】

| 既存の保育の提供体制 | 定員(人) | | |
|------------|-------|----|------|
| | 3～5歳 | 0歳 | 1・2歳 |
| 保育所・認定こども園 | 255 | 26 | 134 |

② 教育施設の量の見込みならびに実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期

<市全域>

| 年度 | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|------------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 1号認定 | 2号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 1号認定 | 2号認定 |
| 認定区分 | 3～5歳 | | 3～5歳 | | 3～5歳 | | 3～5歳 | | 3～5歳 | |
| 年齢 | 3～5歳 | | 3～5歳 | | 3～5歳 | | 3～5歳 | | 3～5歳 | |
| 利用希望率 (%) | 59.0 | 8.3 | 58.9 | 8.3 | 58.9 | 8.3 | 58.9 | 8.3 | 58.9 | 8.3 |
| 量の見込み (人) | 2,183 | 309 | 2,132 | 302 | 2,081 | 293 | 2,031 | 287 | 1,980 | 279 |
| 定員数 | 2,009 | | 2,009 | | 2,009 | | 2,009 | | 2,009 | |
| △ 幼稚園・認定こども園 | 2,009 | | 2,009 | | 2,009 | | 2,009 | | 2,009 | |
| △ 確認を受けない幼稚園 | 928 | | 928 | | 928 | | 928 | | 928 | |
| 量の見込みと定員数の差 (人) | 445 | | 503 | | 563 | | 619 | | 678 | |
| 確保方策 | 1,705 | | 1,665 | | 1,624 | | 1,586 | | 1,545 | |
| △ 幼稚園・認定こども園 | 1,705 | | 1,665 | | 1,624 | | 1,586 | | 1,545 | |
| △ 確認を受けない幼稚園 | 787 | | 769 | | 750 | | 732 | | 714 | |
| 量の見込みと確保方策の差 (人) | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |

※ 2号認定は、保護者の就労等により保育を必要とする2号認定に該当するが、幼児期の学校教育(幼稚園)の利用希望が強いと想定される者

※ 定員数は、幼稚園・認定こども園(平成27年度から新制度へ移行する予定の園)の数値は、下記①と②の合計値

① 市立幼稚園=川西市立幼稚園規則に基づく定員数

② 認定こども園=平成27年度以降の利用定員数(アンケートの回答値)

※ 確認を受けない幼稚園(平成27年度から新制度へ移行しない予定の園)の数値は、平成26年5月1日時点の在籍園児数(アンケートの回答値)

※ 確保方策は 量の見込みの受入れに必要とされる数値

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業で、以下の内容を実施します。

① 総合的な利用者支援

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助

② 地域連携

子育て支援等の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施します。

1)「基本型」：「利用者支援」と「地域連携(※)」を共に実施する形態

2)「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態

※ 地域連携については、行政がその役割を果たす。

【確保方策の考え方】

子ども・子育て支援新制度の施行にあたって、保護者等からの問い合わせが見込まれることや、今後、窓口業務を円滑に進めるうえで広範な子育て支援情報の提供や相談への役割が増大することを踏まえて、平成27年度からの実施を検討します。

<市全域>

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 確保方策 (実施箇所数) | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

(2) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

時間外保育事業は、保育所・認定こども園等に在籍する児童が利用する事業であり、利用する各施設において実質的に定員の設定を行っておらず、申請に応じてすべての児童が利用します。

<市全域>

(年間延べ人数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 371人 | 361人 | 352人 | 345人 | 334人 |
| 確保方策 | 371人 | 361人 | 352人 | 345人 | 334人 |
| 量の見込みと確保方策の差 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(3) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後や学校の休業期間等において、適切な遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【確保方策の考え方】

① 定員の設定について

- ・クラブの分割が必要な校区については、必要に応じ平成27年度から分割を行います。
- ・利用実績において登録児童の出席率は約8割程度であることから、利用登録の上限を定員の2割増としています。（次ページ表中の「確保方策」の上段）

② 低学年の対応について

- ・低学年の量の見込みが、定員増を図らなければ平成31年度までに満たされない清和台南小学校区について、平成28年度から定員枠の拡大を検討します。（次ページ小学校別表中の平成28年度の斜線網掛け部分）
- ・利用登録定員を超える利用申込みがあった場合、低学年が優先的に利用できるよう配慮します。

③ 高学年の対応について

- ・対象学年を、平成27年度においては4年生を、平成28年度においては4・5年生を、平成29年度に全学年を対象とするなど、各クラブの実情に応じて年次的に対象学年を拡大する方向で実施に向けた検討を進めていきます。
- ・定員拡充の方策としては、余裕教室・特別教室・既存のクラブ室の間仕切り等、既存施設等の活用を基本とします。

④ その他の確保方策

- ・定員に空きがある場合等は、居住する小学校区以外のクラブの利用を可とします。
- ・今後の留守家庭児童育成クラブの利用状況を踏まえながら、民間活力の活用を含め、当事業の提供体制を検討します。
- ・利用者のニーズに応じた開所時間の延長について検討します。

<市全域>

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 平成 31 年度 | |
|-------------|--------|----------|------|----------|------|----------|------|----------|-----|----------|-----|
| | | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 |
| 市 全 域 | 量の見込み① | 871 | 389 | 853 | 380 | 836 | 371 | 818 | 362 | 800 | 353 |
| | 確保方策② | 1,220 | | 1,268 | | 1,268 | | 1,361 | | 1,361 | |
| | | 854 | 98 | 849 | 194 | 834 | 267 | 818 | 362 | 800 | 353 |
| | ② - ① | -17 | -291 | -4 | -186 | -2 | -104 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 量の見込み=市全域の数値を、各小学校区の平成 26 年 4 月時点の申込者数で按分。
 ※ 確保方策の上段は、各クラブにおける利用登録の上限定員。

<小学校区別>

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 平成 31 年度 | |
|------------------|--------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 |
| 久 代 小 | 量の見込み① | 38 | 17 | 37 | 16 | 36 | 16 | 35 | 16 | 35 | 15 |
| | 確保方策② | 96 | | 96 | | 96 | | 96 | | 96 | |
| | | 38 | 6 | 37 | 11 | 36 | 16 | 35 | 16 | 35 | 15 |
| | ② - ① | 0 | -11 | 0 | -5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 加 茂 小 | 量の見込み① | 43 | 19 | 42 | 19 | 42 | 19 | 41 | 18 | 40 | 18 |
| | 確保方策② | 96 | | 96 | | 96 | | 96 | | 96 | |
| | | 43 | 7 | 42 | 13 | 42 | 19 | 41 | 18 | 40 | 18 |
| | ② - ① | 0 | -12 | 0 | -6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 川 西 小 | 量の見込み① | 83 | 37 | 82 | 36 | 80 | 35 | 78 | 34 | 76 | 34 |
| | 確保方策② | 138 | | 138 | | 138 | | 138 | | 138 | |
| | | 83 | 13 | 82 | 24 | 80 | 35 | 78 | 34 | 76 | 34 |
| | ② - ① | 0 | -24 | 0 | -12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 桜 が 丘 小 | 量の見込み① | 48 | 21 | 47 | 21 | 46 | 20 | 45 | 20 | 44 | 19 |
| | 確保方策② | 48 | | 48 | | 48 | | 65 | | 65 | |
| | | 48 | 0 | 47 | 1 | 46 | 2 | 45 | 20 | 44 | 19 |
| | ② - ① | 0 | -21 | 0 | -20 | 0 | -18 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 川 西 北 小 | 量の見込み① | 55 | 24 | 54 | 24 | 53 | 23 | 52 | 23 | 50 | 22 |
| | 確保方策② | 96 | | 96 | | 96 | | 96 | | 96 | |
| | | 55 | 8 | 54 | 16 | 53 | 23 | 52 | 23 | 50 | 22 |
| | ② - ① | 0 | -16 | 0 | -8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 明 峰 小 | 量の見込み① | 103 | 46 | 100 | 45 | 98 | 44 | 96 | 43 | 95 | 42 |
| | 確保方策② | 96 | | 96 | | 96 | | 139 | | 139 | |
| | | 96 | 0 | 96 | 0 | 96 | 0 | 96 | 43 | 95 | 42 |
| | ② - ① | -7 | -46 | -4 | -45 | -2 | -44 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 平成 31 年度 | |
|-------|--------|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|----------|-----|
| | | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 | 低学年 | 高学年 |
| 多田小 | 量の見込み① | 35 | 16 | 35 | 15 | 34 | 15 | 33 | 15 | 32 | 14 |
| | 確保方針② | 48 | | 48 | | 48 | | 48 | | 48 | |
| | ② - ① | 0 | -10 | 0 | -5 | 0 | -1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 多田東小 | 量の見込み① | 56 | 25 | 55 | 24 | 54 | 24 | 52 | 23 | 51 | 23 |
| | 確保方針② | 82 | | 82 | | 82 | | 82 | | 82 | |
| | ② - ① | 0 | -16 | 0 | -8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 緑台小 | 量の見込み① | 28 | 13 | 28 | 12 | 27 | 12 | 27 | 12 | 26 | 12 |
| | 確保方針② | 48 | | 48 | | 48 | | 48 | | 48 | |
| | ② - ① | 0 | -8 | 0 | -4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 陽明小 | 量の見込み① | 31 | 14 | 30 | 13 | 30 | 13 | 29 | 12 | 28 | 12 |
| | 確保方針② | 48 | | 48 | | 48 | | 48 | | 48 | |
| | ② - ① | 0 | -9 | 0 | -4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 清和台小 | 量の見込み① | 38 | 17 | 37 | 16 | 36 | 16 | 35 | 16 | 35 | 15 |
| | 確保方針② | 48 | | 48 | | 48 | | 51 | | 51 | |
| | ② - ① | 0 | -11 | 0 | -5 | 0 | -4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 清和台南小 | 量の見込み① | 58 | 26 | 57 | 25 | 56 | 25 | 55 | 24 | 53 | 24 |
| | 確保方針② | 48 | | 96 | | 96 | | 96 | | 96 | |
| | ② - ① | -10 | -26 | 0 | -8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| けやき坂小 | 量の見込み① | 67 | 30 | 66 | 29 | 65 | 29 | 63 | 28 | 62 | 27 |
| | 確保方針② | 84 | | 84 | | 84 | | 91 | | 91 | |
| | ② - ① | 0 | -20 | 0 | -11 | 0 | -10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 東谷小 | 量の見込み① | 78 | 35 | 76 | 34 | 74 | 33 | 73 | 32 | 71 | 31 |
| | 確保方針② | 84 | | 84 | | 84 | | 105 | | 105 | |
| | ② - ① | 0 | -29 | 0 | -26 | 0 | -23 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 牧の台小 | 量の見込み① | 61 | 27 | 59 | 27 | 58 | 26 | 58 | 26 | 57 | 25 |
| | 確保方針② | 96 | | 96 | | 96 | | 96 | | 96 | |
| | ② - ① | 0 | -18 | 0 | -9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 北陵小 | 量の見込み① | 49 | 22 | 48 | 21 | 47 | 21 | 46 | 20 | 45 | 20 |
| | 確保方針② | 64 | | 64 | | 64 | | 66 | | 66 | |
| | ② - ① | 0 | -14 | 0 | -7 | 0 | -4 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【確保方策の考え方】

市内に当該事業を実施する児童福祉施設等はありませんが、近隣市町の施設を活用し、社会的な事由により養育が一時的に困難になった児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を一定期間養育保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

<市全域>

(年間延べ人数)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------------|------------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 22 人 | 22 人 | 21 人 | 21 人 | 20 人 |
| 実施箇所数 | 近隣市町の施設を利用 | | | | |
| 確保方策 | 22 人 | 22 人 | 21 人 | 21 人 | 20 人 |
| 量の見込みと 確保方策の差 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

※ 平成 21 年度～平成 25 年度の当事業実績の平均値を量の見込みとしています。

(6) 育児支援家庭訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 育児支援家庭訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【確保方策の考え方】

児童虐待の未然防止、早期発見のために関係機関と定期的に情報共有を行い、支援を必要とする家庭に対しては、保健師や保育士等の訪問による養育相談や支援、ヘルパー派遣による家事・育児援助を行います。

<市全域>

(年間延べ件数)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 110件 | 110件 | 110件 | 110件 | 110件 |
| 確保方策 (実施体制) | 実施機関：健康づくり室、子育て・家庭支援課 実施体制：ケースに応じて、保健師または保育士が訪問 | | | | |

※ 訪問件数の実績値の集計結果として把握できている、平成23年度～平成25年度実績の平均値を量の見込みとしています。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化や地域住民への周知を図る取り組みを実施する事業です。

【確保方策の考え方】

調整機関職員や要保護児童対策協議会構成員が資質向上を図る研修を受講するとともに、児童虐待防止につながる子育て支援等についての講演会を開催し地域住民への周知を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や子育てに関する情報提供等、不安や悩みの相談等ができる場所を提供する事業です。

【確保方策の考え方】

地域子育て支援拠点事業は、子育て家庭の身近なところに設置されていることが望ましいことから、提供区域を中学校区としています。中学校区別の開設状況では、明峰中、緑台中、清和台中学校区で未開設となっており、これらの中学校区に新たに開設することを検討していきます。

また、今後の利用状況を見極めながら、施設の適正な配置や事業のあり方について、検討を加えていきます。

(年間延べ人数)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | |
|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|------|
| 市全域 | 量の見込み | 83,551人 | 81,458人 | 79,311人 | 77,264人 | 75,072人 | |
| | 確保方策 | 拠点事業 | 7か所 | 8か所 | 9か所 | 10か所 | 10か所 |
| | | 市独自事業 | 3か所 | 3か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 川西南中学校区 | 量の見込み | 13,743人 | 13,360人 | 12,947人 | 12,564人 | 12,121人 | |
| | 確保方策 | 拠点事業 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 市独自事業 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 川西中学校区 | 量の見込み | 20,275人 | 19,703人 | 19,160人 | 18,616人 | 18,073人 | |
| | 確保方策 | 拠点事業 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 |
| | | 市独自事業 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 明峰中学校区 | 量の見込み | 6,103人 | 5,983人 | 5,842人 | 5,722人 | 5,581人 | |
| | 確保方策 | 拠点事業 | 0か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 市独自事業 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 多田中学校区 | 量の見込み | 12,070人 | 11,851人 | 11,632人 | 11,436人 | 11,217人 | |
| | 確保方策 | 拠点事業 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 市独自事業 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 緑台中学校区 | 量の見込み | 2,904人 | 2,862人 | 2,833人 | 2,805人 | 2,762人 | |
| | 確保方策 | 拠点事業 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 市独自事業 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 清和台中学校区 | 量の見込み | 11,884人 | 11,521人 | 11,135人 | 10,797人 | 10,410人 | |
| | 確保方策 | 拠点事業 | 0か所 | 0か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 市独自事業 | 2か所 | 2か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| 東谷中学校区 | 量の見込み | 16,572人 | 16,178人 | 15,762人 | 15,324人 | 14,908人 | |
| | 確保方策 | 拠点事業 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| | | 市独自事業 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

(9) 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児、または幼児について、主として昼間において、認定こども園・保育所、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保方策の考え方】

認定こども園・認可保育所の定員数に、概ねの年間開所日数（300日）を掛け合わせた数値を上限として確保方策を記載しています。

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）は、平成21年度～平成25年度の事業実績をもとに、推計人口を加味した数値を記載しています。

トワイライトステイ事業は、今後のニーズを見極め、平成30年度からの開始を検討していきます。

<市全域>

(年間延べ人数)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------------|---|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | | 11,737人 | 11,454人 | 11,162人 | 10,886人 | 10,589人 |
| 確保方策 | 一時預かり事業 (在園児対象型を除く) | 11,464人 | 11,187人 | 10,902人 | 10,627人 | 10,337人 |
| | 子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対応 強化事業を除く) | 273人 | 267人 | 260人 | 254人 | 247人 |
| | 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) | 0人 | 0人 | 0人 | 5人 | 5人 |
| 量の見込みと 確保方策の差 | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児） 。

【事業概要】

子育ての援助をしたい人（提供会員）と援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子どもを自宅で預かる等の子育て援助活動をする組織の会員相互の連絡・調整を行う事業です。

【確保方策の考え方】

ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動を実施することにより、仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境を整備し、地域の子育て支援を行います。また、預かり中の子どもの安全対策のため、提供会員への講習会等を実施します。

<市全域>

(年間延べ人数)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み | 低学年 | 225 人 | 220 人 | 216 人 | 211 人 | 207 人 |
| | 高学年 | 96 人 | 94 人 | 92 人 | 90 人 | 87 人 |
| 確保方策 | | 321 人 | 314 人 | 308 人 | 301 人 | 294 人 |

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

【事業概要】

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、世帯の所得状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市が定めることとされています。この利用者負担額のほか、教育・保育施設等によっては日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用（実費徴収等）や上乗せ徴収を行う場合があります。

本事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき実費徴収等について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

【確保方策の考え方】

実施に向けた検討を進めていきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ○○○○

【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育等の設置を促進していくことが必要です。

新たに設置・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう支援、相談・助言、さらには他の事業者の連携施設のあっせん等を行うものです。

【確保方策の考え方】

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言等の体制整備を検討するとともに、連携施設のあっせんなどについても実施に向けた検討を進めていきます。

6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 質の高い教育・保育の提供

乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、すべての乳幼児の育ちを保障するため、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が重要となるため、次のような取り組みを進めます。

① 幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実

教育・保育の質の向上のためには、研修体制を整えることが不可欠です。日常の保育において子どもの育ちを振り返り、保育内容を研究し、教育・保育を常に改善するためにも研修への参加を促します。

② 幼稚園教諭と保育士等の合同研修や人事交流の実施

幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育所のお互いの役割や専門性、保育を相互理解するとともに、これからの教育・保育について学び合うための合同研修を開催します。

③ 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、個々に応じた適切な教育・保育が提供されるよう専門機関と連携するとともに、職員の資質向上に努めます。

④ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

教育・保育事業の量的確保や質の改善のためには、資質の高い幼稚園教諭、保育士等の確保が重要となります。今後とも国の制度を活用するなど、教育・保育の担い手となる幼稚園教諭、保育士等の処遇改善に努めます。

(2) 教育・保育の一体的な提供及び推進 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

新制度では保護者の就労状況や家庭環境等の変化に関わらず、ニーズに応じ多様で質の高い教育・保育、地域の子育て支援が受けられる体制づくりの推進をめざしています。

この実現において、幼稚園と保育所の機能や利点をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設として大きな役割を果たします。とりわけ、認定こども園の4つの類型の中でも幼保連携型認定こども園については、新たに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」との整合性の確保ならびに小学校における教育との円滑な接続に配慮して策定され、新制度がめざす将来的な就学前児童の教育・保育のあり方を示すものと言え、その普及に取り組んでいきます。

この普及にあたり、開設する認定こども園については、本計画に掲げる「量の見込み」と「確保方策」の状況や、地域のニーズ、他の教育・保育施設とのバランス等を考慮しながら検討を行います。

(3) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等の連携 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、また乳幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤としてつながり、「生きる力」の育成をめざします。

そのためには、幼稚園・保育所・認定こども園、そして小学校が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育・保育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等の交流や意見交換、合同研究等、子どもの育ちと学びをつなぐための連携を行い、小学校への円滑な接続のために取り組んでいきます。



市立幼稚園と保育所のあり方

1 市立幼稚園と保育所の現状

(1) 幼稚園の現状と経過

① 現在の状況 (詳細な表は20ページを参照)

【 幼稚園の現状の概要 (平成26年5月1日現在) 】

| | 市立幼稚園 | 私立幼稚園 |
|-------|--------|--------|
| 施設数 | 9園 | 8園 |
| 定員合計数 | 1,370人 | 2,110人 |
| 入園児童数 | 590人 | 1,663人 |
| 定員充足率 | 43.1% | 78.8% |

資料：学務課

- ・市立幼稚園と私立幼稚園の入園児童比率は、概ね3：7となっています。
- ・私立幼稚園では認定こども園の認定を受けた園は3園ありますが、市立幼稚園では認定こども園はありません。

② 幼稚園における園児数等の推移 (詳細な表は21ページを参照)

- ・市立幼稚園の園児数は昭和52年度の1,740人をピークに減少しました。平成5年度に全園で2年保育を開始し増加に転じた後、平成16年度から再び減少傾向にあります。全体としては、概ね児童数の増減動向と連動して推移しています。
- ・私立幼稚園の園児数は、児童数の減少に関わらずほぼ一定の園児数で推移しています。

③ 平成21年度川西市幼児教育問題審議会の主な答申と対応

平成20年7月、川西市幼児教育問題審議会に対して、園児数の漸減傾向や核家族化の進展等による保育ニーズの多様化する社会的事情へ対応するため「公立幼稚園の活性化」について諮問し、平成21年11月に答申を受けました。この答申により、次のおり対応を進めてきました。

【 川西市幼児教育問題審議会の主な答申と対応 】

| 答 申 | 対 応 |
|--|--|
| 1学年の学級数は複数が望ましい。 | 平成 25 年度の 4 歳児クラスでは、9 園中 5 園が単学級となっています。 |
| 南部地域において 3 歳児保育を実施することが望ましい。 | 平成 24 年度に加茂幼稚園で 3 歳児保育を実施しました。 |
| 内容や条件等を十分検討し、預かり保育を実施することが望ましい。 | 実施内容の検討や保護者を対象にニーズ調査を実施し、平成 27 年度に試行実施予定です。 |
| 各公立幼稚園が特色ある幼稚園づくりを行うとともに、幼稚園と家庭・地域の両方が主体となる幼稚園をめざす。 | 小学校給食の体験や中学校訪問等の幼小中連携事業を実施しています。 保育所と隣接する幼稚園では、合同行事等で交流を深めています。 |
| 適正な学級規模や学級数の確保が困難な場合には、統廃合や廃園も視野に入れて検討する。再編整備にあたっては幼稚園型認定こども園等の活用をめざす。 | 平成 23 年度末でふたば幼稚園を加茂幼稚園に統廃合しました。 |

(2) 保育所の現状と経過

① 現在の状況 (詳細な表は 22・23 ページを参照)

【 保育所の現状の概要 (平成 26 年 4 月 1 日現在) 】

| | 市立保育所 | 私立保育所 |
|-------|--------|----------------|
| 施設数 | 8 園 | 17 園 (うち 3 分園) |
| 定員合計数 | 600 人 | 1,071 人 |
| 入所児童数 | 618 人 | 1,111 人 |
| 定員充足率 | 103.0% | 103.7% |

資料：児童保育課

・市立保育所と私立保育所の入所児童比率は、概ね 4：6 となっています。

② 保育所における園児数の推移 (詳細な表は 21～24 ページを参照)

- ・市立保育所の入所児童数は、平成 15 年の 681 人をピークに漸減傾向が続いていましたが平成 25 年から増加に転じ、平成 26 年 4 月現在では 8 園に 618 人が通所しています。
- ・市立と私立保育所の合計児童数は平成 18 年以降急速な増加傾向にあり、平成 26 年度には私立幼稚園児数を上回っています。

(3) 市内幼稚園・保育所・認定こども園の配置状況 (配置図は25ページを参照)。

- ・市立幼稚園は通園区を設定し、市内各所に9園配置されています。
- ・私立幼稚園の8園は、通園バス等の活用により市内外から児童が通っています。
- ・保育所は、川西中学校区を中心として南部地域に集積しています。一方、北部地域の内、中学校区別に見ると緑台中学校区には配置されていません。

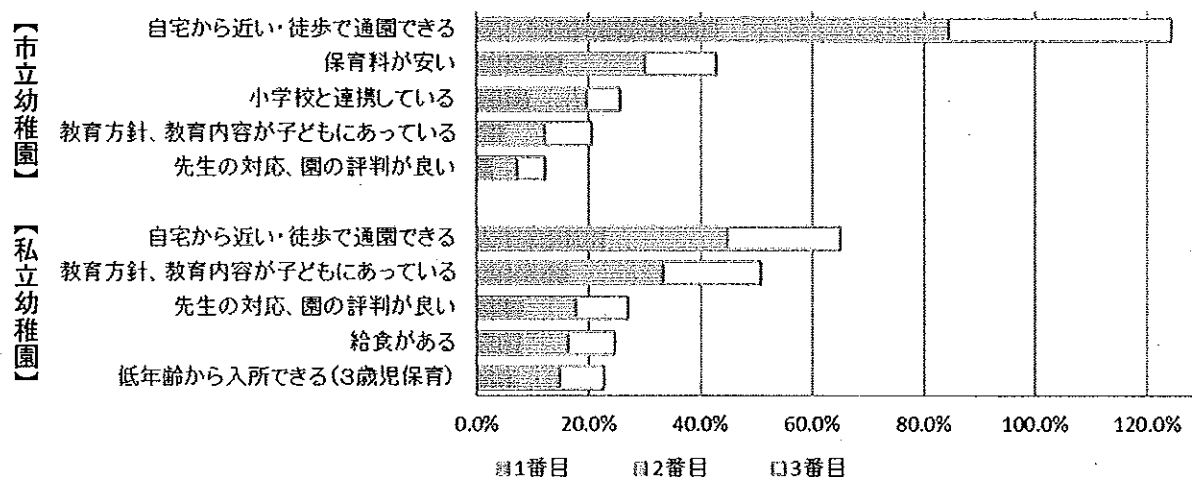
(4) 市立幼稚園のあり方と活性化についてのアンケート結果

平成25年5月に市立幼稚園のあり方や活性化対策を検討するために、市立小学校の1年生児童の保護者を対象に「公立幼稚園のあり方・活性化についてのアンケート」を実施しました。

| 調査概要 | |
|------|----------------------|
| 調査対象 | 川西市立小学校の1年生児童の保護者 |
| 標本数 | 1,333件 |
| 調査方法 | 調査対象児童の保護者による記入(無記名) |
| 配布方法 | 各小学校で配付・回収 |
| 調査期間 | 平成25年5月20日～6月7日 |
| 回収状況 | 947件(有効回答率=71.0%) |

① 幼稚園を選ぶときに重視したこと

【幼稚園を選ぶときに重視する1～3番目の要因】

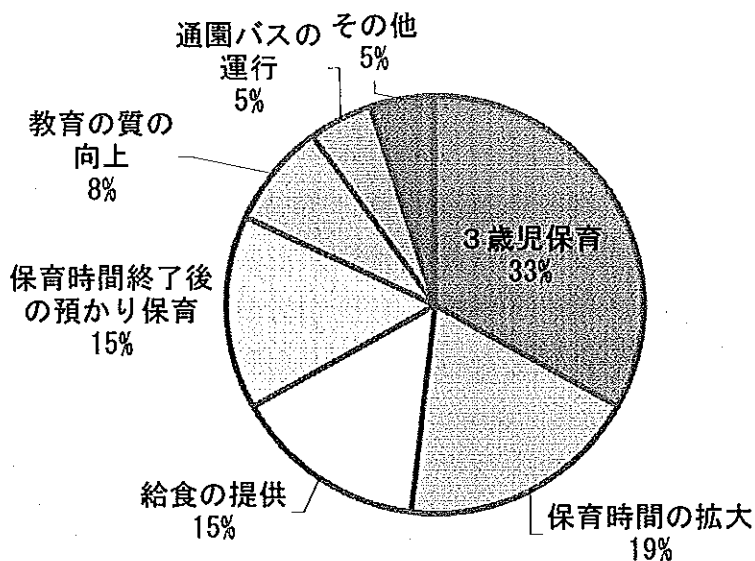


市立幼稚園を選択した理由では、「自宅から近い・徒歩で通園ができる」が最も多く、次いで「保育料が安い」「幼稚園と小学校が連携している」が続いています。

私立幼稚園を選択した理由では、「自宅から近い・徒歩で通園ができる」が最も多く、次いで「教育方針や内容」「先生の対応や評判」と続いています。

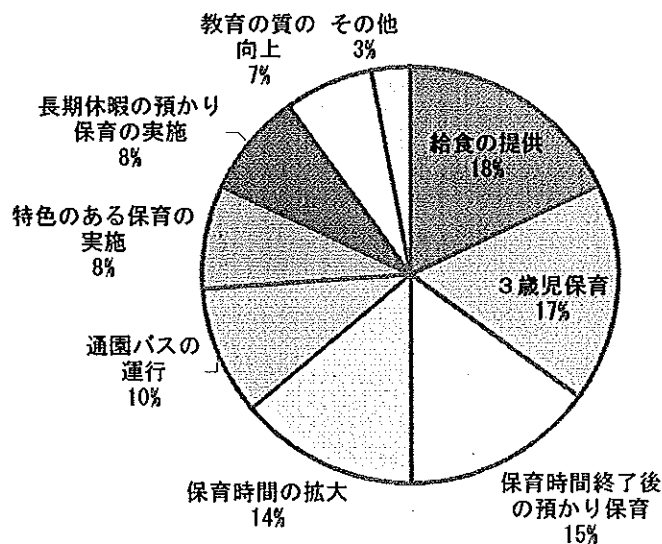
② 市立幼稚園が最も取り組むべきこと

【 市立幼稚園利用者の回答 】



市立幼稚園を利用していた児童の保護者は、「3歳児保育の実施」が最も多く33%、次いで「保育時間の拡大」が19%、「給食の提供」と「保育時間終了後の預かり保育」が15%と続いています。

【 私立幼稚園利用者の回答 】



私立幼稚園を利用していた児童の保護者は、「給食の提供」が18%と最も多く、次いで「3歳児保育」が17%、「保育時間終了後の預かり保育の実施」が15%、「保育時間の拡大」が14%と続いています。

2 市立幼稚園と保育所の課題

(1) 市立幼稚園在籍児童の減少 (詳細な表は20・21ページを参照) ○○○○○○○○

幼児教育問題審議会から、平成21年11月に市立幼稚園の活性化にかかる答申がありました。この答申に基づき、私立幼稚園との協調・連携を保ちながら、市立幼稚園の活性化に取り組んできました。

平成26年5月の市立幼稚園の定員は1,370人で在籍児童数は590人であり、定員に占める割合は43.1%という状況で、在籍児童数の減少傾向が続いています。

最も在籍児童数の少ない園は川西幼稚園で、定員120人に対し在籍児童数は33人、在籍割合は27.5%という状況となっています。集団教育の観点から1学級の適正人数を考えると、ある一定の集団規模が確保されることが必要ですが、他の園も同様にこれを維持することが困難な状況となってきています。

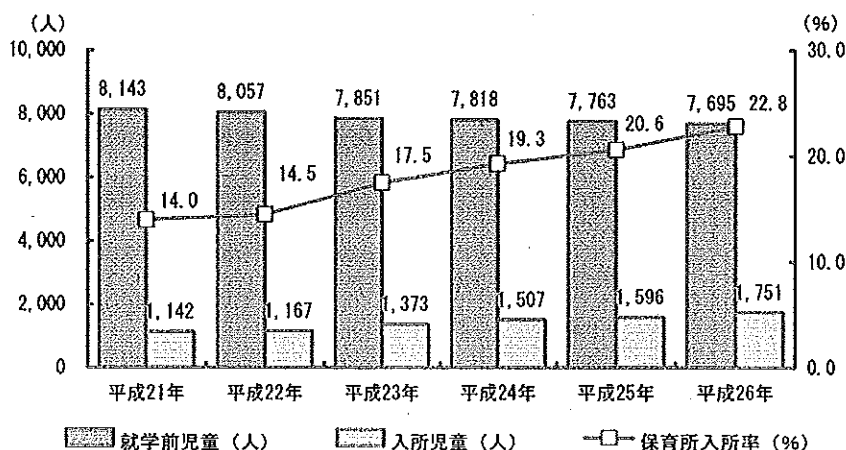
(2) 待機児童の解消 (詳細な表は22～24ページを参照) ○○○○○○○○○○○○○○○○○

川西市保育所整備計画に基づき、平成21年度から26年度にかけて私立の認可保育所・認定こども園の整備、既存園の定員の見直しにより、概ね500人分の保育所の入所定員を増加してきました。また、施設・人員数等の基準を満たした上で、認可定員よりも多く入所する定員弾力化の取り組みを実施し、保育ニーズに対して柔軟な対応を行ってきました。

一方、入所児童数については平成21年度から26年度にかけて590人程度増加しており、保育施設の利用を希望する家庭は増加しています。このように待機児童対策を実施してきましたが平成26年度においても解消には至っておらず、平成26年4月の待機児童数は31人(就労希望の者を含めると81人)で、10月時点においては既に100人を超えています。将来的に人口推計において児童数は減少する見込みですが、保育ニーズは増嵩が予測

されます。待機児童の解消をめざし、当計画に掲げる確保方策を着実に推進するほか、保育ニーズの動向を的確に捉え、保育の提供体制を適正に確保しなければなりません。

【就学前児童数と保育所入所率の推移(各年度4月)】



(3) 施設の老朽化への対応

市立幼稚園の園舎は、建設から38年～47年が経過しており、市立保育所は32年～48年が経過しています。施設の老朽化が著しく、児童の快適な教育・保育環境を確保するためには大規模な改修が必要とされます。

(4) 耐震対策の早期実施

Is値(※)が「0.7」を下回り、耐震対策が必要となる施設は市立幼稚園で全9園中5園、市立保育所で全8所中2所(耐震診断が未了の施設は、他に2所)あり、早期に耐震対策を実施する必要があります。

【 市立幼稚園 施設の状況 (平成26年4月現在) 】

| 幼稚園名 | 構造 | 階数 | 延床面積 | 建築年度 | 経過年数 | Is値 | 耐震対策 |
|--------|----|----|------|--------|------|------|---------|
| 久代幼稚園 | RC | 2 | 718㎡ | S44・49 | 45年 | 0.54 | 要 |
| 加茂幼稚園 | RC | 2 | 613㎡ | S45 | 44年 | 0.69 | 要 |
| 川西幼稚園 | RC | 2 | 944㎡ | S42 | 47年 | 0.37 | 要 |
| 川西北幼稚園 | RC | 2 | 644㎡ | S47・50 | 42年 | 0.73 | |
| 多田幼稚園 | RC | 2 | 705㎡ | S49 | 40年 | 0.79 | |
| 松風幼稚園 | RC | 2 | 640㎡ | S49 | 40年 | 0.48 | 要 |
| 清和台幼稚園 | RC | 2 | 593㎡ | S45・52 | 44年 | 0.34 | ※H26実施済 |
| 東谷幼稚園 | RC | 2 | 596㎡ | S51 | 38年 | 0.79 | |
| 牧の台幼稚園 | RC | 2 | 596㎡ | S50 | 39年 | 0.79 | |

【 市立保育所 施設の状況 (平成26年4月現在) 】

| 保育所名 | 構造 | 階数 | 延床面積 | 建築年度 | 経過年数 | Is値 | 耐震対策 |
|---------|-----|----|------|------|------|------|-------|
| 川西保育所 | 木造 | 1 | 337㎡ | S41 | 48年 | | 診断未実施 |
| 川西北保育所 | RC | 1 | 450㎡ | S49 | 40年 | 0.68 | 要 |
| 川西南保育所 | RC | 1 | 450㎡ | S45 | 44年 | 0.95 | |
| 加茂保育所 | 鉄骨造 | 2 | 332㎡ | S45 | 44年 | | 診断未実施 |
| 緑保育所 | RC | 2 | 331㎡ | S48 | 41年 | 0.47 | 要 |
| 小戸保育所 | RC | 1 | 546㎡ | S51 | 38年 | 0.95 | |
| 多田保育所 | RC | 1 | 546㎡ | S53 | 36年 | 1.25 | |
| 川西中央保育所 | RC | 1 | 453㎡ | S57 | 32年 | - | |

※ 川西中央保育所は新耐震基準による建物であるため耐震診断を行っていません。

※ Is値とは、構造耐震指標のことをいい、地震力に対する建物の強度、靱性(じんせい:変形能力、粘り強さ)を考慮し、建築物の階ごとに算出します。「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」の告示により、震度6～7程度の規模の地震に対するIs値の評価については以下のようになっています。

- ・ Is値が0.6以上:倒壊または崩壊する危険性が低い
- ・ Is値が0.3以上0.6未満:倒壊または崩壊する危険性がある
- ・ Is値が0.3未満:倒壊または崩壊する危険性が高い

なお、幼稚園等について、文部科学省の「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」によりIs値が概ね0.7に満たないときは要補強建物判定とされます。保育所についてもこれを準用し、Is値0.7未満のものについて耐震対策を要するとしています。

3 市立幼稚園と保育所の役割等について

(1) 市立幼稚園と保育所の役割

- ・市立幼稚園・保育所には長い歴史と豊かな経験があり、これにより培われた高度で質の高い教育・保育を通園(所)する児童に提供しています。
- ・やや偏在はあるもののほぼ市内の各地域に施設が配置され、地域の教育・保育の中核的な施設としての役割を担うことが期待されています。
- ・このようなことなどから市立幼稚園・保育所については、私立幼稚園・保育所と相互に協力しつつ互いに補完し、公立の教育・保育施設として必要とするすべての児童に対し一定の質が確保された教育・保育を提供する基盤となる役割を担う必要があります。
- ・ひとり親家庭等の様々な困難を抱える家庭や、障がいやアレルギー等特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れるほか、一時預かり事業や子育て相談を実施するなど、多様な教育・保育ニーズに応え、地域における教育・保育、子育て支援の拠点としての役割を果たしていく必要があります。

(2) 市立幼稚園・保育所と私立幼稚園・保育所のバランスのとれた配置

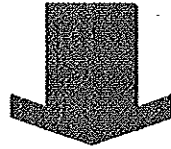
- ・市立幼稚園・保育所の役割を遺憾なく発揮し、私立幼稚園・保育所と相互に協力し補完し合って子どもたちの健やかな育ちを確かなものとするとともに、子どもたちの最善の利益を確保していかなければなりません。
- ・今後の少子化の進行による児童数の減少を考慮しつつ、その時々での教育・保育ニーズに適合した公立・私立のバランスを実現していく必要があるといえます。

4 市立幼稚園と保育所の課題への基本的な対応方針

市立幼稚園と保育所が抱える施設の耐震強度や老朽化、市立幼稚園の在籍児童数の減少という課題への対応策は、就学前児童に対する教育・保育や子育て支援へのニーズの変化、今後の児童数の展望や既存の施設の有効活用などを勘案し、以下の方針と方策を定め、これに則って進めていくこととします。

市立幼稚園・保育所のあり方に関する基本方針

市立幼稚園・保育所は、私立の施設と連携・協力を図りつつ、質の高い教育・保育を必要とするすべての児童に提供するとともに、子育てを支援する地域の拠点となるよう、その一体化を含め、適正な施設の配置を行います。



市立幼稚園・保育所のあり方に関する基本方策

○ 幼保の一体化を進める施設の配置

可能な施設については、幼稚園と保育所の一体化を図り、幼稚園・保育所の良さを活かした幼保連携型認定こども園(認定を受けず同様の機能を発揮する場合も含む。以下同じ。)への移行を推進します。

○ 拠点施設の整備

一体化が困難な市立の幼稚園・保育所については、集約化を図るなど、地域の拠点となる教育・保育・子育て支援施設として再配置することとします。あわせて、民間法人による整備・運営を検討します。

○ 安全・安心の施設整備

耐震化対策やバリアフリー化、アレルギー対応の充実等、安全で安心できる施設整備を進めるとともに、一時預かり、地域子育て支援等、多様化する地域の保育ニーズに積極的に応えていきます。

5 市立幼稚園と保育所の一体化のめざすもの

市立幼稚園・保育所が一体化することにより、より質の高い教育・保育を提供していきます。具体的には、以下の項目の実現をめざしていきます。

(1) 幼稚園・保育所の双方の“強み”を合わせた教育・保育の提供

- ・幼稚園が培ってきた幼児期の学校教育、保育所が蓄積してきた生活を基調とした教育・保育。双方の優れた取り組みを合わせつつ、0～5歳の連続性を重視した教育・保育を提供することをめざします。
- ・新たに策定された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、より多くの子どもたちに質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供していきます。

(2) 小学校との接続を重視

- ・市立幼稚園・保育所ともに4・5歳児の児童数が各年齢別で30人以下となる場合が多く見られます。幼稚園と保育所が一体化することで、特に4・5歳児の年齢別の児童数を増加させ、就学に備えた適正な規模の集団形成が可能となります。このことで、多くの友だちと遊ぶことができ、小学校入学後の交友関係もスムーズになると予想されます。
- ・小学校の敷地内や隣接地に設置する等、小学校との接続・連携を強化し、小1プロブレム（※）の解消を図ります。

※小1プロブレム・・・小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態のこと。

(3) 年齢別クラス教育・保育と異年齢教育・保育の実施

- ・市立施設として3歳児の学校教育をすべての一体化した施設で提供していきます。また、年齢別のクラス教育・保育を基本としつつも、異年齢の教育・保育を必要に応じて提供し、集団や仲間の中で育つ環境とお互いを思い合う心を育てます。

(4) 安全で安心、快適な環境

- ・施設の新設整備を行うとともに、既存施設を利用する場合においても必要な改修を行い、より安全で安心、快適な教育・保育環境を提供します。

(5) 保護者や地域の子育て支援

- ・保護者の就労の有無等に関わらず、通園することができます。
- ・短時間利用の子どもにも給食を提供するほか、車での送迎を認めるなど、保護者の負担を軽減します。
- ・地域における子育て支援の拠点として、子育て相談の窓口になるほか、通園児以外を対象とした一時預かり事業を実施するなど、保護者同士のネットワークづくりの場となります。

6 市立幼稚園と保育所の再編・一体化事業計画

(1) 本計画期間内の取り組みについて

市立幼稚園・保育所のあり方に関する基本方針・基本方策に基づき、本計画期間内においては、以下の4事業について具体的な取り組みを進めていきます。

【 本計画期間に取り組む再編・一体化事業 】

| 事業名 | 事業概要 |
|-------------------------------|---|
| 川西南中学校区 市立幼・保一体化 施設整備事業 | 加茂小学校に隣接する旧加茂小学校跡地等に、加茂幼稚園と加茂保育所を移転し、幼稚園と保育所が一体化した施設を新設整備します。 |
| 川西中学校区 市立幼・保一体化 施設整備事業 | 川西北幼稚園、川西北保育所、小戸保育所、川西中央保育所が一体化した施設を新設整備します。 |
| 東谷中学校区 市立幼・保一体化 施設整備事業 | 牧の台小学校の敷地内に緑保育所を移転し、牧の台幼稚園と緑保育所が一体化した施設を整備します。 |
| 緑台中学校区 民間保育所等 整備事業 | 緑台中学校区に新たに民間保育所等を整備し、松風幼稚園については廃園とします。 |

(2) 今後の課題

上記の再編・一体化事業に計上していない、他の市立幼稚園・保育所についても、基本方針・基本方策に則り、事業化を検討していきます。

【 事業化を検討する幼稚園・保育所 】

| |
|--------------|
| 久代幼稚園、川西南保育所 |
| 川西幼稚園、川西保育所 |

さらに、多田幼稚園、清和台幼稚園、東谷幼稚園についても、今後の教育・保育ニーズの推移や教育・児童福祉施策の動向等を総合的に見極め、保育所との一体化や認定こども園化等も含め、各施設のあり方についての検討を進めていきます。



計画の推進体制

1 全庁的な推進体制づくり

本計画は、本市における子ども・子育て支援、次世代育成支援の指針となるものであり、推進にあたっては福祉、保健・医療、人権、男女共同参画、教育、労働、住宅、環境等、子どもや子育て支援と関係する幅広い分野にわたる関係部局との連携を図り、全庁横断的に取り組むべき施策として位置づけます。

平成27年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」の円滑な導入や、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の連携をはじめ、「放課後子ども総合プラン」による、小学校・留守家庭児童育成クラブ・放課後子ども教室の連携、このほか子ども・子育て、児童の健全育成に関わる様々な施策が効果的かつ効率的に展開できるよう、組織体制を構築するとともに、これにともなう職員の意識改革を進めます。

また、本計画に記載している事業は、市の予算編成過程を経て、最終的に市議会の議決を受け実施を決定することとなります。いずれの事業も、本市の子ども・子育て支援、次世代育成支援の推進において重要な事業であることから、市の財政状況等と整合を図りつつ事業の推進に努めていくこととします。

2 関係機関・団体や企業等との連携と協働

幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援拠点等の子育てに関する諸機関や、地域のボランティア団体、NPO、企業、有識者等による子育て支援ネットワークの体制を整備し、本計画の推進や子育て支援に関する課題についての解決の場の形成をめざします。

また、本市の実情に応じ、子育て支援団体や地域の企業等が相互に協働して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に努めます。

3 計画内容の広報・啓発

本計画の推進にあたっては、行政はもとより、地域住民や関係団体、民間サービス事業者が一体となって取り組んでいく必要があります。

市民や企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援、次世代育成支援に主体的に取り組めるよう、広報誌やホームページ、イベント等様々な媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。

4 進捗状況の定期的な検証と評価指標

本計画に基づく施策の推進状況については、定期的に把握・検証を行うとともに、関係部署等と横断的に施策の調整・確認を図り、必要に応じて市民の意向を把握するなど、円滑な推進と新たなニーズへの対応方策の検討等を行います。

(1) 評価指標

本計画における施策の評価指標を、以下のとおり設定し、目標値への進捗状況を定期的に把握し、検証を行います。

この目標値は、川西市総合計画の平成29年度の目標値を記載しており、平成31年度においても、これを超える数値に改善し継続することをめざします。

| | 名 称 | 方向性 | 基準値 (平成25年度) | 目標値 (平成31年度) |
|---|---|---|-----------------|-----------------|
| ① | 妊娠から出産及び産後の 保健・医療サービスについて 満足している母親の割合 | 増やす | 74.7% | 80.0% |
| | | アンケート調査より | | |
| ② | 合計特殊出生率 | 増やす | 1.29 | 上昇させる |
| | | 母の年齢5歳階級別出生数÷各年の10月1日現在の女性人口 | | |
| ③ | 乳幼児健康診査受診率 | 増やす | 97.3% | 99.0% |
| | | (乳幼児健康診査受診者数+未受診児のうち状況を把握した人数)÷健康診査対象者数 | | |
| ④ | 「子育てがしやすいまちだ」 と思う市民の割合 | 増やす | 50.5% | 67.0% |
| | | 市民実感調査より ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象 | | |
| ⑤ | 「子育て支援が充実している」 と思う市民の割合 | 増やす | 35.7% | 50.0% |
| | | 市民実感調査より ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象 | | |
| ⑥ | 保育所の入所待機児数 | 減らす | 21人 | 0人 |
| | | 各年度4月1日現在の待機児童数(国基準) | | |
| ⑦ | 児童扶養手当受給資格者に 対する全部支給の割合 | 減らす | 57.5% | 43.7% |
| | | 各年度末現在 | | |

1 川西市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 6 月 26 日
条例第 18 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、川西市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て施策に関し、市長又は川西市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議する必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)
 - (2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者。
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、兼務することができないものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、市長が特に定める場合のほか、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 会議は、専門的な事項の調査検討のため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置く。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、こども家庭部こども家庭室こども・若者政策課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 川西市子ども・子育て支援事業計画策定及び推進に関する 連絡調整会議設置要綱

平成 26 年 2 月 7 日
訓令第 1 号
庁中一般

(設置及び目的)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)に基づく、川西市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた部局間の連絡調整及び施策の推進を図るため、川西市子ども・子育て支援事業計画策定及び推進に関する連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川西市子ども・子育て支援事業計画の策定及び見直しにおいて必要な連絡調整に関すること。
- (2) 川西市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進、検証等に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、連絡調整会議の設置の目的を達成するため、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員は、こども家庭部長、別表に掲げる者及びこども家庭部長が指名する者をもって構成する。

(会長)

第 4 条 連絡調整会議に会長を置く。

2 会長は、こども家庭部長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

(会議)

第 5 条 連絡調整会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 6 条 会長は、第 2 条の所掌事務の効率的推進を図るため、連絡調整会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき職員は、会長が指名する者をもって充てる。

(事務局)

第 7 条 連絡調整会議の事務局は、こども家庭部こども家庭室こども・若者政策課に置く。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

| | 所属 |
|----|----------------|
| 1 | 総合政策部行政経営室長 |
| 2 | 市民生活部生活活性室長 |
| 3 | 市民生活部人権推進室長 |
| 4 | 健康福祉部福祉推進室長 |
| 5 | 健康福祉部健康づくり室長 |
| 6 | こども家庭部こども家庭室長 |
| 7 | 都市整備部まちづくり政策室長 |
| 8 | 都市整備部まちづくり推進室長 |
| 9 | 教育振興部総務調整室長 |
| 10 | 教育振興部学校教育室長 |

3 川西市子ども・子育て会議 委員名簿

| 区分 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|------------|-------------|-------------------|---------------------|
| 学識経験者 | 農野 寛治 | 大阪大谷大学 人間社会学部 | 会長 |
| | 中橋 美穂 | 大阪教育大学 教育学部 | 副会長 |
| | 立花 直樹 | 関西福祉科学大学 社会福祉学部 | |
| 保護者 | 杉森 宏和 | 保育所に通う子どもの保護者 | 市民委員 |
| | 中瀬 智子 | 幼稚園に通う子どもの保護者 | 市民委員 |
| | 兼田 賀寿美 | 小学生、又は未就学の子どもの保護者 | 市民委員 |
| 事業従事者 | 穂積 富美子 | 川西市民間保育園協議会 | 平成 25 年 12 月 11 日まで |
| | 南 博美 | | 平成 25 年 12 月 12 日から |
| | 森友 潔 | 川西市私立幼稚園連合会 | |
| | 石田 誠 | 地域保育園 園長会 | |
| | 和田 和代 | 川西市立保育所長会 | |
| | 乾 裕子 | 川西市立幼稚園長会 | 平成 26 年 3 月 31 日まで |
| | 大谷 尚子 | | 平成 26 年 4 月 1 日から |
| 田中 理也 | 川西市立特・小学校長会 | | |
| 市長が必要と認める者 | 田上 久樹 | 一般社団法人 川西市医師会 | |
| | 正林 由美恵 | 川西市民生委員児童委員協議会連合会 | |
| | 木下 浩昭 | 兵庫県川西こども家庭センター | 平成 26 年 3 月 31 日まで |
| | 生安 衛 | | 平成 26 年 4 月 1 日から |

※順不同・敬称略

4 川西市子ども・子育て計画の策定経過

| 日程 | 会議名等 | 主な内容 |
|---------------------|--------------------------------|--|
| 平成 25 年 8 月 29 日 | 平成 25 年度 第 1 回 川西市子ども・子育て会議 | ・計画の内容と策定スケジュール ・子育て支援に関するアンケート調査について |
| 10 月 17 日 | 平成 25 年度 第 2 回 川西市子ども・子育て会議 | ・平成 24 年度の次世代育成支援対策行動計画等の進捗状況について |
| 12 月 12 日 | 平成 25 年度 第 3 回 川西市子ども・子育て会議 | ・子育て支援についてのアンケート調査（追加調査）について ・計画の骨子について |
| 平成 26 年 2 月 8 日 | 平成 25 年度 第 4 回 川西市子ども・子育て会議 | ・子育て支援についてのアンケート調査結果報告書 ・計画策定の背景・理念、区域の設定について |
| 2 月 24 日 | 庁内連絡調整会議（1 回目） | ・計画に掲載する事業と計画の体系について ・計画の策定スケジュールについて |
| 3 月 18 日 | 平成 25 年度 第 5 回 川西市子ども・子育て会議 | ・教育・保育等の「量の見込み」について ・子ども・子育て支援新制度に関する条例について |
| 5 月 1 日 | 平成 26 年度 第 1 回 川西市子ども・子育て会議 | ・教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」について ・平成 26 年度のスケジュールについて |
| 6 月 1 日 | 平成 26 年度 第 2 回 川西市子ども・子育て会議 | ・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」について ・子ども・子育て支援新制度に関する条例について |
| 7 月 3 日 | 平成 26 年度 第 3 回 川西市子ども・子育て会議 | ・平成 25 年度の次世代育成支援対策行動計画等の進捗状況について ・川西市立幼稚園と保育所のあり方について |
| 8 月 19 日 | 平成 26 年度 第 4 回 川西市子ども・子育て会議 | ・「量の見込み」と「確保方策」について ・川西市立幼稚園と保育所のあり方について |
| 9 月 11 日 | 平成 26 年度 第 5 回 川西市子ども・子育て会議 | ・「量の見込み」と「確保方策」について ・川西市立幼稚園・保育所のあり方について ・新制度における教育・保育施設の利用者負担について |
| 10 月 9 日 | 平成 26 年度 第 6 回 川西市子ども・子育て会議 | ・計画について ・新制度における教育・保育施設の利用者負担について |
| 10 月 16 日 | 庁内連絡調整会議（2 回目） | ・計画に掲載する事業について ・策定までのスケジュールについて |
| 11 月 6 日 | 平成 26 年度 第 7 回 川西市子ども・子育て会議 | ・計画素案について |
| 12 月 14 日 | 平成 26 年度 第 8 回 川西市子ども・子育て会議 | ・計画素案について |
| | | |